

路上からの提言

「路上生活者問題」に関する私たちの見解と政策提言

新宿連絡会

1999年5月

『路上からの提言』 目次

はじめに	1
第一章 「路上生活者」の現状	3
1-1 東京における「路上生活者」の概数	3
1-2 階層的（質的）な構成と根拠	7
1-3 「路上生活」の困窮なる生活	17
第二章 「路上生活者」のニーズ	29
2-1 「上からの救済論」批判	29
2-2 アンケートから見るニーズ把握	31
2-3 ニーズの充足の努力と手段	37
2-4 旧来型貧困概念と方法論からの転換	40
2-5 ニーズを充足させる方法論について	42
第三章 「路上生活者対策」の現状分析とその評価	44
3-1 「路上生活者対策報告書」の評価	44
3-2 現行の行政サービス	45
3-3 生活保護と他施策の位置づけ	46
3-4 自立支援事業の現状と課題	48
3-5 労働・衛生・住宅施策の検証	51
第四章 政策提言	55
4-1 「路上生活者対策」体系の整理	55
4-2 「自立支援関連施策」に関する提言	57
4-3 労働・住宅・衛生分野に関する提言	61
4-4 生活保護関連施策に関する提言	63
4-5 「不法占拠」対処に関する提言	64
4-6 課題的な提言	65
おわりに	66

はじめに

何らかの独力では解決できない理由により、安定した居所や生活基盤を失い、路上や公園での生活を強いられている人々が私たちの都市社会の中に多数存在するという事実は、もはや誰一人として目を背けられない現実として様々な視点から問題視されている。

バブル崩壊後にとりわけ顕在し始めたこれらの人々は、当初、その数が比較的少ない頃には「好きでホームレスをやっている」世捨て人のように考えられ、社会にとって特異な人々と印象づけられていた。が、平成不況が深まり、都市部の各ターミナル駅や近接公園または河川敷などで生活する人々が急増してきたという事実は、次第に何らかの社会動向と連動しているのではないかという疑問を社会に植え付けて行った。好奇な視点のマスコミも、これらの人々の実情を深く追う視点に変わり、また、貧困は撲滅したと考える学者も戦後の社会福祉や社会政策が果たして十分であったのかを反証し始め、都行政も環境浄化や強制排除という排除策ばかりでは何等の解決にもならない事を経験で知り、社会的な施策の道を模索し始めた。（もちろん現状においては、これらの人々をめぐる問題を実証に基づかない偏見で暴論的に語る人々がいない訳ではない。とりわけ直接的な「被害」や「迷惑」を感じている商店主などは利害関係を有している関係上、極論に近い主張をもつ人々も多い。）

私たちは、これら「路上生活」をせざるを得ない人々を、「社会の役立たず」であるとか社会から排除すべき特殊な存在であるとは考えない。これらの人々も私たちと同じ社会の構成員であり、私たちと同じ都市生活者であると考える。問題であるべきは、これらの人々が極貧状態ともいえる生活を余儀なくされている事実であり、路上や公園など人が住み得る環境ではない場所に住まざるを得ないという事実であり、その結果、多くの生命がいつも簡単に路上に消えていくという悲劇である。私たちはこれらの“不幸”は、我々の社会が克服すべき課題であり、社会の力を最大限投入すべき課題であると考える。

「貧困の撲滅」が言われて久しいが、90年代において都市に急激に現出した貧困形態は、私たちが作る社会の未熟さを物語っている。社会が社会として構成されるには、現実的には能力などの違いによる個々人の生活の格差があるのは当たり前のことである。あえて言うなら、富める者が贅沢な暮らしをしたっていいし、貧しい者が質素な暮らしをしてもいい。が、社会の富を一身に独占するような貴族的な富豪が大いに批判され課税が重くなるよう、社会の不幸を一身に負いかぶさったような、残飯をあさらなければならない程の貧困は間違いなく社会が克服すべき対象である。競争社会であるからと言って、野放図な競争を放置することは、これらの人々の状態をさらに悪化させることとなる。憲法理念を持ち出すまでもなく貧しいにも限度というものはある。この限度を守れるのは社会の力だけであると、私たちは信じている。道端で人々が凍死することを防止できずに放置している社会、家のない人々が路上で暮らすことを防止できずに放置して

いる社会、極貧状態の人々が残飯あさりすることを防止できずに放置している社会。私たちの日常にある都市におけるこれらの姿は、健全な社会の在り方であろうはずはない。

私たちは「路上生活」をせざるを得ない人々が存在する今の社会の現実に目を向け、その背景をさぐり、その社会（私たちも含む）的な解決を目指して行く立場から、「路上生活」の問題とは、都市において極端に尖鋭化した貧困問題＝都市貧民問題であると考える。すなわちそれは社会が克服しなければならない社会問題であり、社会動向と連動した現象である。また、地方から都市への人口の流動や地方と都市の産業の偏在から演繹される背景をもち、都市部において現実的に突出している現象からすればこれは明らかに都市問題である。

私たちがここで使う「路上生活者」（これは東京都などが使う行政用語であり、私たちは通常「野宿労働者」または「野宿者」と使用するが、用語上の混乱を避ける意味からここでは、便宜的にこの用語に統一する）の概念は、厳格に言うならば、何らかの理由により安定した居所を失い、または離脱し、路上や公園など（車中や24時間喫茶店なども含む）本来居所として適さない場所を根拠に生活を営むことしか選択しえなかつた人々の総称であり、いわゆる「狭義の（ありのままの）ホームレス」である。この概念の中には自らの意思で「路上生活」をしている人は含まれない。人生における幾つもの選択肢の中で、「路上生活」しか選択肢がない状況まで追い詰められた人々のことである。

私たちは「路上生活」を余儀なくされた人々が等しくこの社会の構成員として、極貧状態の生活から脱せられるよう、この諸問題を正面から論じ、真面目な議論をすることが必要ではないかと考え、筆を取った。いまだ偏見や極論をかざしている人々や具体的な情報すら得られない人々に論点を発すること。また、具体的な社会的解決に向けて、施策レベルにおいては現行策を吟味した上の不足点を指摘し、現実可能な提言を要望していくこと。これが、本「提言」の目的である。

偏見を捨て、一人の人間としての彼・彼女らのありのままの現実を直視してもらいたい。そして社会が彼・彼女らに何が出来るのかを考えもらいたい。

この「提言」がそのきっかけになれば幸いである。

注・用語上の見解について付記するならば、「路上生活者」もしくは「野宿生活者」と表記する「生活者」概念は、その生活の特殊性を表記しておらず、いわゆる「ライフスタイル論」を容認するかのようなまぎらわしい表現であり、これを前提化されると誤った施策や考え方方が導き出されると危惧をしている。現状に着目した限定された使い方であれば「野宿者」という言い方がよりシンプルであり一般的であると私たちは考えている。その疑問も提起するため、ここでは便宜的とは言えども括弧付きで「路上生活者」と表記する。

第一章 「路上生活者」の現状

この章では、様々な民間団体が行なったこの数年の実態調査、および、行政内部において実施された最新の定性調査結果、そして、私たちが実施した94年調査および99年春に実施した最新の調査結果と、私たちの長年の運動の中で得た現場感覚などをベースに都内（23区内）における「路上生活者」の現状を多角的に提起していきたい。

私たちの現状分析の目的は、様々な理由により個人的な努力では解決不能の課題を背負い込んだ人間が、何故、いつも簡単に最低生活水準すら突破し、「路上生活」に至るのかという、社会的な分析である。そして、何より大事なことは、「路上生活」の中での困窮とは一体どういうことなのかという現状の分析である。

1-1 東京における「路上生活者」の概数

現状分析の第一は「路上生活者」の量的な規模である。もとより、概念規定の差や、居所の頻繁な移動などにより、「路上生活者」の正確な数の把握はすこぶる困難である。時間帯や時期などにより、その数は大幅に変わってくるし、これがもっとも正確であるという調査方法はまだ確立していない。しかし、「路上生活者」の量の問題は問題の質をも規定するし、また対策の規模の問題にもつながる重要な点であり、出来うる限りの数を把握する必要がある。

東京において23区を網羅する本格的な調査は、都が95年より夏・冬に毎年実施している「概数調査」と、私たちが98年に実施した調査以外の客観的な数値は今のところ存在していない。

この二つの調査をベースに客観的な「路上生活者」の概数を割り出していきたい。

その方法としては、まず、日常的に「路上生活者」とかかわっている私たちが昨年（98年）5月期に全都調査した概数を提示し、次に東京都福祉局が行なった「概数調査」と照らし合わせていくことで、場所的に重複する所は出来るだけ平均化し、現在数値化できる概数を示していく。

まず、私たち新宿連絡会が実施した概数調査（以下「連絡会概数調査」と言う）の方法は、昨年4月30日より5月31日まで、連日、23区内の「路上生活者」が集住している区域を限定し、その区域で概数が確認しやすい時間帯（昼間、夜間、深夜）を選び、ほぼ一人の手によってカウントする方法が取られた。仮小屋やテントは複数居住が予想されても、1とし、後は実際に寝ている状態を確認してのカウントである。尚、荷物、リヤカーが路上や公園に放置している状態はカウントせず、また移動中の者もカウントをしていない。また、路上生活形態にも注目して、仮小屋、テント、ダンボールハウスなど常駐の定住型と、ゴロ寝スタイルのそれ以外の型を分類した。この調査方法は、時間的に同一時間一斉の調査でなく、その幅もひと月とかなり長いため、重複が考えられ、その側面での正確さは薄い（もちろんその点は地区選定上最大限留意したが）。また、地区的にも私たちの経験則を根拠に地区を選び、限定したため、東京都調査に比してかなりの取りこぼしがある。その一方で、経験により集住地域に一番集中する時間帯を心得ていた関係上、その点では、一地域に限ってはかなりフレキシブルな調査になり得たと考えている。

「図表1」に地域別の調査結果を羅列する。これら「路上生活者」の集住地域における総数は4382（定住型1829）となった。

「図表1」98年5月連絡会概数調査 地域別概数

A、区部河川敷調査	総数 924 (定住型 924)
①隅田川沿いテラス、空き地	
区域	中央区新川地区から荒川区千住大橋まで（両側）
日時	5月4、5（日中）28日（昼、夜）
総数	634 (定住型 634)
区分内訳	墨田区 286、台東区 238、中央区 54、荒川区 52、江東区 4
②荒川沿い河川敷	
区域	江東区葛西橋から北区京浜東北橋まで（両側）
日時	5月20、28（日中）
総数	151 (定住型 151)
内訳	墨田区 40、足立区 35、江戸川区 35、葛飾区 24、北区 16、江東区 1
③多摩川沿い河川敷	
区域	大田区大師橋から世田谷区二子橋まで (東京都側のみ)
日時	5月5、7（日中）
総数	139 (定住型 139)
内訳	世田谷区 10、大田区 129
B、区部中部圏調査 (隅田川テラスを除く)	
区域	西・神田川飯田橋駅周辺、東・隅田川
日時	北・秋葉原千代田区境界、南・田町駅
総数	4月30、5月、4.8.9.14.16.17.20.22.31 昼夜深夜
内訳	558 (定住型 231) 千代田区 302 (定住型 107) 中央区 170 (定住型 113) 文京区 55 (定住型 6) 港区 31 (定住型 5)
C、区部西部圏調査	
区域	豊島区、新宿区、渋谷区および周辺区
日時	5月6.9.10.12.13.14.16.17.22.31.昼夜深夜
総数	1505 (定住型 359)
内訳	豊島区 214 (定住型 20) 新宿区 928 (定住型 172) 渋谷区 314 (定住型 162) 中野、目黒、港、品川区 49 (定住型 5)
D、区部東部圏調査 (隅田川テラス、河川敷を除く)	
区域	台東区、荒川区、墨田区、足立区
日時	5月3.14.22.23.27.28昼夜深夜
総数	1342 (定住型 306)
内訳	台東区 1160 (定住型 296) 墨田区 152 (定住型 4) 荒川、足立区 30 (定住型 6)
E、区部南部圏調査 (河川敷を除く)	
区域	大田区蒲田駅、大森駅、呑み川周辺
日時	5月7日
総数	53 (定住型 9)
内訳	大田区 53 (定住型 9)
A、B、C、D、E 総数 4382 (定住型 1829)	

隅田川、荒川、多摩川河川敷を区別に参入した数値は「図表2」の通りである。

「図表2」98年5月連絡会概数調査 区分表

東部圏	台東、隅田、荒川区周辺 隅田川(中央区を除く) 荒川河川敷
	2073 定住 1037
中部圏	中央、千代田、文京区周辺 隅田川(中央区を含む)
	612 定住 285
西部圏	豊島、新宿、渋谷区周辺
	1505 定住 359
南部圏	大田区、 多摩川河川敷
	192 定住 148
総 数	4382 定住 1829 (41、7%)

これらを百名以上の区ごとで分割してみると

台東区	1398
新宿区	928
墨田区	478
渋谷区	314
千代田区	302
豊島区	214
大田区	182
中央区	170

と、なる。

他方、東京都福祉局が昨年8月に実施した「概数調査」(以下「都概数調査」と言う)を見てみよう。これについては調査方法など詳しい情報がなく、8月第2週、昼間の調査であるとしか分からぬ。都立施設に関してはその管理局、区立施設に関しては23区、電鉄関係はJR、営団地下鉄などに委託しての調査であると言わされており、概数区分もそのようになっている。委託した場合の最大の問題点である調査方法が

統一されているかどうかは不明であり、また、建設省所管の河川敷など国有地に関して、発表されている資料を見る限りでは未調査ではないかと思われる部分もある。よってこちらも完全な調査であるとは言えないが、23区を網羅したという点では連絡会調査に比して数段、調査範囲が広く、また性別を区分した点も評価されよう。

98年8月の都概数調査は「図表3」の通りである。これによると総計4295と、連絡会概数調査とほぼ同数の概数が算出されている。

それぞれの調査区域が当然ながら重なっておらず、この二つの調査結果を単純に比較する訳にはいかないが、ある程度の範囲が決まっている都立公園などの数値を比較してみたのが「図表4」である。

「図表3」98年8月東京都概数調査

都立施設	公園	898 (18)
	道路	273 (9)
	河川	578 (19)
区立施設	公園	1840 (55)
	道路	300 (9)
	河川	120 (4)
	その他	126 (3)
電鉄関係		160 (16)
総計		4295 (117) ()は女性

「図表4」連絡会調査と都調査との比較表 (その1)

	連絡会調査	都調査	差
上野公園	249	321	72
代々木公園	97	140	43
戸山公園	181	238	57
日比谷公園	31	81	50
隅田川	634	548	86

これから判明する通り、地域によってかなりのバラつきがある。調査時期に3か月のずれがある点、時間帯や調査方法の違いなどによって、

平均60前後の差が出ている訳であるが、これは「路上生活者」を知る者にとって別に驚くべき誤差ではない。それだけ変化のある実態であることが認識されればよいと考える。

これ以外の比較対象がないので区別の内訳を次に比較し、連絡会概数調査では区内をある程度網羅したと考えられる8区の数値と都概数調査の平均を出し、連絡会概数調査では未調査区域の多い他の区については都概数調査の数値を優先させ、それを表にすると「図表5」の通りとなる。

「図表5」連絡会調査と都調査との比較表（その2）

(主要8区)	連絡会調査	都調査	平均
台東区	1398	1043	1220
新宿区	928	616	772
墨田区	478	604	541
渋谷区	314	231	272
千代田区	302	205	253
豊島区	214	133	173
大田区	182	202	192
中央区	170	184	177
小計	3986	3218	3600
(その他の区)		都調査	
江戸川区		144	
荒川区		117	
港立区		98	
足立区		88	
北区		88	
世田谷区		80	
葛飾区		79	
文京区		69	
江東区		64	
板橋区		58	
品川区		54	
杉並区		53	
練馬区		39	
中野区		32	
目黒区		14	
小計		1077	
合計		4677	

ここから概算できる数値は98年5月から8月にかけて、23区内の「路上生活者」の概数は最大5063から最小4295、平均すると4677という数値が判明する。これが、過去において統一的に調査された23区内「路上生活者」の最新の概数と言えよう。

ボランティア団体の中には都概数調査を「ずさん」とすると批判し、台東区での実地調査を比較して、何の根拠もなく他区も同様であると推論した結果、97年段階で「大体7000の数字がでてくる」「なんの対策もないまま、あと2~3年もすると万の数を越えるのは目に見えている」とする部分もあるが、統一的な調査もせずに数値をやたらに膨らませるのはいさか問題ある姿勢と言わざるを得ない。もちろん「潜在的ホームレス」を含めれば現在でも万は越えると考えるが、「路上生活=ありのままのホームレス」という概念においては、その調査の不備をいくら言ったとしても98年夏期段階では「最大約5000名」という数以上は出ないであろう（もちろんこの種の調査では研究者がかんでいようがなかろうが、中立的なものはないはず、行政サイドは少なく見積もり、支援サイドは多く見積もるという傾向はいつの時代にもあるが）。

他方、概数の年度別の増減であるが、連絡会による本格的な調査が今回始めて、都概数調査は95年からと、単年か、数年の実績しかないものの、少なくとも都概数調査においては、95年2月約3300、96年8月約3500、97年8月約3700、98年8月約4300、と年を追うごとに人数が増加していることは事実である。もちろんどれだけの人数が新たに「路上生活」に至ったのかなど増加の詳細については不明である。が、ここ数年、私たちが視覚的にも増えたと感じる通り、急増とまではいかないものの、年々増加し、減少はしていないことだけは事実である（最新の99年2月都調査においても約4600名という速報が出ている）。

この事実は、少なくともこの3年間における「路上生活者対策」は（行政が対策を放棄していたということではなく、実際にこの3年間は従前よりも「対策」の枠は広がってきたことは

後で見るよう事実である)一部においては効果があったものの、全体的には、新たに、ないしは再び「路上生活」に至る人々の数に追いついていないことを物語っている。

以上から、98年段階での23区内の「路上生活者」は平均約4700名規模の概数であり、都構数調査によれば3年前から約30%その人数は増加していることが判明する。

1-2 階層的（質的）な構成と根拠

「路上生活者」には多様な人がいると、最近よく言われる。もちろんそれに異存はないし、社会には多様な人がいるはある意味では当たり前のことである。が、「多様さ」という抽象的な表現だけではステレオタイプ化の批判になってしまっても、それではどのような多様さなのかという疑問には答えられない。多様さを言う人々は、建築土木の日雇労働者ではないタイプが「路上生活者」の中にはいるということを主張せんがため、このような表現を使いたがるようだが、「寄せ場問題の延長」か「新たな都市問題」かという議論は、両者を対立的にとらえることにより問題の本質を見失いがちである、と私たちは考える。ここではこのような瑣末な議論の方法を取らない。

もちろん「路上生活者」は多様である。しかし、その多様さの幅というのも自ずからある。その点を論ぜずに多様さを言うと無限の曖昧さに行き着くだけである。私たちは少なくともその多様さの中には「路上生活」がライフスタイルとして人が取り得る形態ではないと考える。「路上生活」が、本人の意思で生活できるような形態でないことを、多様さを語るのであれば前提化しておかなくてはならない。

以上の前提に立った上で、「路上生活者」はどのような人々なのか、その質的な構成を次に分析してみることにしたい。その分析材料となるのは様々な民間団体や行政機関などが当事者へのアンケートや聞き取りなどを実施したものの総計である。

ここでのポイントは、どのような人々が、どのような主たる原因で「路上生活」へと至り、どのような「路上生活者」層を構成しているかであり、その意味では「路上生活者」を安易に生み出す社会の分析も含め、現状分析の入り口の部を構成する。

ここで使う主な資料は、以下のとおり。

- ①94年5月新宿連絡会アンケート（94年連絡会調査）
- ②96年3月都市高齢者生活研究会一斉調査（都市研究会調査）
- ③冬期臨時宿泊事業検討会・路上生活者実態調査報告書「95年、96年度施設利用者実態調査」（検討会調査）
- ④98年5月野宿者・人権資料センター全都調査（センター調査）
- ⑤99年3月新宿連絡会アンケート（99年連絡会調査）

さて、これら様々な調査を踏まえて、より実相に迫ってみたい。

イ、「路上生活者」の性別、世代

性別は男性がほとんどである。年齢的、世代的には、94年以降のどの調査においても40代、50代の中高齢者層の割合が最も高く、次いで60代以上が続く。他方、20代、30代の若年層は相対的に少ない。（「図表6」）

最近の傾向と語られる、女性の増加、若年層の増加は統計的にはどうだろうか？

女性に限った統計はないものの、東京都概数調査が女性の数値を97年から明らかにしており、それによれば97年8月上旬3682名の内女性は72名と1・9%、翌98年同時期で4295名中女性は117名と2・7%と、人数的には1年間で約61%増もしていることが分かる。全体からすれば女性の比率はまだわずかなものであるが、傾向的には間違いなく増え続けている。

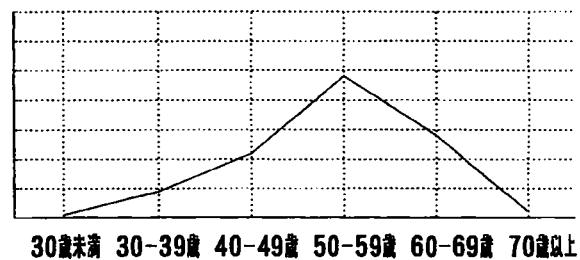
他方、若年層の増加傾向はかなり地域的に限定されている（東京東部部分は西部部と比較して平均年齢は高い。隅田川地域限定で調べた平均年齢は山谷争議団の98年調査では61・5歳となっており、同時期調査のセンター調査全都平均55・1歳より5歳も高い）ものと考えられるが、20代、30代の全体からの割合も私たちの新宿・池袋地域での調査では、94年連絡会調査8・7%、99年連絡会調査9・2%と若干であるが上昇している。まだまだ大袈裟に言う程ではない

ものの、傾向としてはこのような数値が現れる。

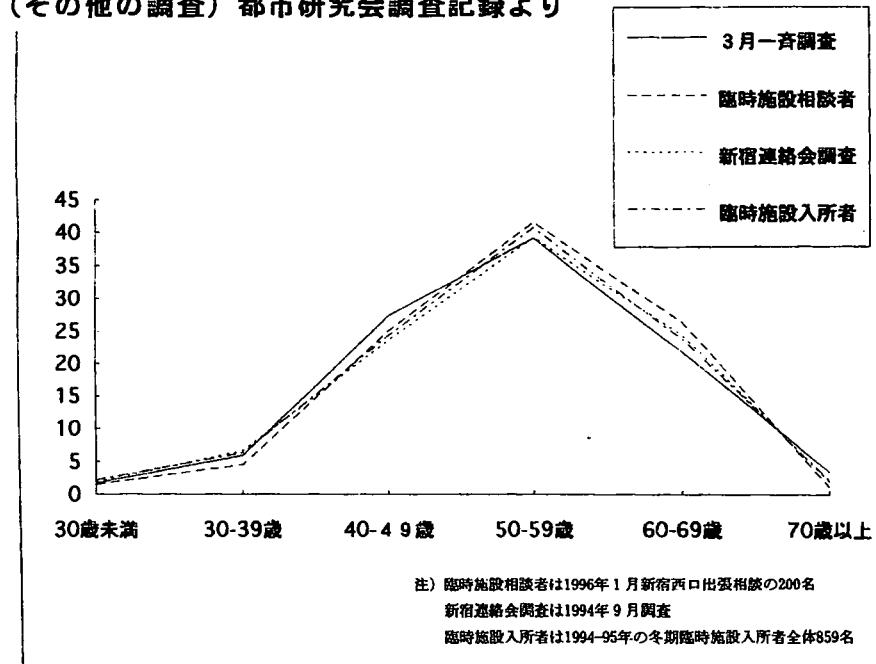
もちろん、これらの若干の傾向はあるもののこの5年来、様々な調査から言えるのは、「路上生活者」の主たる性別と世代は、男性・中高年齢層である。

象徴的に言うなれば、いわゆるこれらの世代は「金の卵」と呼ばれ、この国の高度経済成長を担ってきた、かの世代が圧倒的に多いということである。

「図表6」「路上生活者」の年齢
(99年連絡会調査)



(その他の調査) 都市研究会調査記録より



口、学歴、出身地、結婚歴、家族関係

また、学歴は義務教育終了（現在の中卒）が過半数を占め、高卒が18%弱、大卒以上が3-4%前後であるという統計が検討会調査で現れている。（「図表7」）

プライバシーに関わる微妙な点だけに、この項目をあげるのは行政が行なった検討会調査だけであるが、95年度、96年度の施設利用者のこの数値はバラついておらず平均化しており、大枠はこんな感じなのだろう。

次いで「路上生活者」の出身は、検討会調査によれば、東京が約2割、他の関東が22・2%、東北北海道が25・1%、他の本州が17・6%であり、センター調査においても、東京を含む関東が41%、東北北海道が33%、他の本州は20%と、ほぼ似通った数値が出ており、東京も含めた関東出身者が最も多く、次いで東北北海道が多いと言えるだろう。（「図表8」）

結婚歴については、検討会調査によれば、なしが48・5%、ありが31%であり、センター調査においても、なしが43%、既婚12%、離婚33%、死別が5%であり、ほぼ半々程度の数値が現れてくる。（「図表9」）

家族単位で「路上生活」をしている者はごくごく例外的に散在するが、ほとんどが、単身者であり、結婚歴のある者も「路上生活」をする前に離婚や死別または家族の元から離れている。検討会調査では、家族との連絡の有無を調査しているが、家族との連絡ありは13%程度で、ここから言えるのは、家族が有ったとしても、多くは連絡しあう程の関係ではないということだろう。また、平均年齢から推測すれば、親の世代は死別し、妻子以外の関係では、兄弟関係しかない人が多いだろう。

ハ、「路上生活」に至る前の職業および居所

前の職業は、これもどの調査においても土木建築など建設関係に従事していた者が過半数を占め、次いで、サービス業従事者、工場労働者、警備員、事務系会社員、自営業、雑業などがあがっている。最新の99年連絡会調査では、建設関係60%、サービス業10・9%工場労働者10%、自営業6・4%、事務員3・6%、警備1・8%、雑業2・7%、その他4・5%となっている。（「図表10」）その割合に若干の差はありながらも、建設関係が過半数を占め、次いでサービス産業などが続く構造は、おおまか94年來のどの調査においても共通するものである。（「図表11」）

建設産業は周知の通り、単純労働者のみならず鳥や型枠大工、鉄筋工など技能作業者も含め、重層的労務下請関係の中で作業が行なわれる。土工であれ、技能作業者であれ、その末端部で働く人々のほとんどは日払い給与体系であり、いわゆる正社員は少ない。技能作業者も、その専門の仕事がなくなれば土工など単純労働に従事する層であり、単純労働であるか否かにかかわらず、その就労形態は建設業に特有な不安定さを常に抱えている。

次いで多いサービス業従事者であるが、こちらも一口で単純労働と技能職を分けて語れるほど単純な産業ではなく、飲食店や遊戯店、ホテルや風俗業などと、都市部歓楽街、飲食街の底辺に未広がりに広がる産業である。私たちの調査でいつもあがる具体的な職種は、調理師、居酒屋従業員、パチンコ店従業員、新聞拡張員、ホテル従業員、風俗営業従業員などであり、言うなれば人の入れ替えが非常に激しい（新聞求人欄にいつも広告をしているような）業種である。渡り鳥的な職人集団がこれらの業種に多いよう、従業員が店を転々とすることを前提とし

て成長して来た業界でもあり、建設末端部の日雇層同様、いわゆる「貧困プール産業」でもある。

この観点から言えば、他の雑業部門や警備業、工場労働者部分における臨時工、季節工などを含め、人生の何らかの「失敗」で職を転々とせ

「図表7」「路上生活者」の学歴など 検討会調査記録より

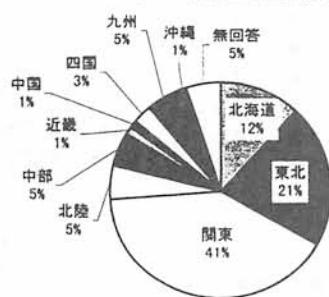
表2 路上生活者等冬期臨時宿泊施設利用者の属性等（7年度／8年度）

	7年度利用者 N	8年度利用者 1004(100.0)	合計 2009(100.0)	*年度内リピーター 521(100.0)	**年度間リピーター 245(100.0)
年齢					
39歳以下	56(5.6)	30(3.0)	86(4.3)	16 (3.1)	4 (1.6)
40-49歳	251(25.0)	229(22.8)	480(23.9)	129 (24.8)	62 (25.3)
50-54歳	162(16.1)	217(21.6)	379(18.9)	98 (18.8)	39 (15.9)
55-59歳	226(22.5)	220(21.9)	446(22.2)	132 (25.3)	50 (20.4)
60-64歳	196(19.5)	203(20.2)	399(19.9)	120 (23.0)	64 (26.1)
65歳以上	114(11.3)	105(10.5)	219(10.9)	26 (5.0)	26 (10.6)
本籍地					
東北・北海道	249(24.8)	256(25.5)	505(25.1)	131 (25.1)	71 (29.0)
東京	220(21.9)	209(20.8)	429(21.4)	114 (21.9)	60 (24.5)
他の関東	217(21.6)	229(22.8)	446(22.2)	125 (24.0)	49 (20.0)
他の本州	188(18.7)	165(16.4)	353(17.6)	91 (17.5)	39 (15.9)
四国・九州・沖縄	84(8.4)	111(11.1)	195(9.7)	49 (9.4)	22 (9.0)
その他	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
不明・無回答	47(4.7)	34(3.4)	81(4.0)	11 (2.1)	4 (1.6)
学歴					
義務教育修了	561(55.8)	548(54.6)	1109(55.2)	268 (51.4)	138 (56.3)
高校卒	192(19.1)	179(17.8)	371(18.5)	101 (19.4)	42 (17.1)
大学卒以上	30(3.0)	41(4.1)	71(3.5)	16 (3.1)	11 (4.5)
不明・無回答	222(22.1)	236(23.5)	458(22.8)	136 (26.1)	54 (22.0)
結婚歴					
あり	316(31.4)	307(30.6)	623(31.0)	145 (27.8)	74 (30.2)
なし	499(49.7)	476(47.4)	975(48.5)	250 (48.0)	121 (49.4)
不明・無回答	190(18.9)	221(22.0)	411(20.5)	126 (24.2)	50 (20.4)
家族との連絡					
連絡あり	129(12.8)	136(13.5)	265(13.2)	61 (11.7)	31 (12.7)
連絡なし	592(58.9)	568(56.6)	1160(57.7)	283 (54.3)	138 (56.3)
不明・無回答	284(28.3)	300(29.9)	584(29.1)	177 (34.0)	76 (31.0)

「図表8」「路上生活者」の出身地 センター調査記録より

Q3. 出身地

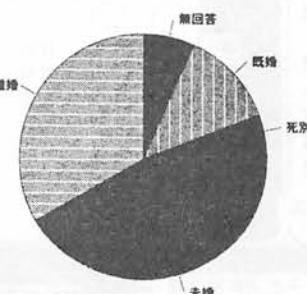
図2



「図表9」「路上生活者」の配偶関係 センター調査記録より

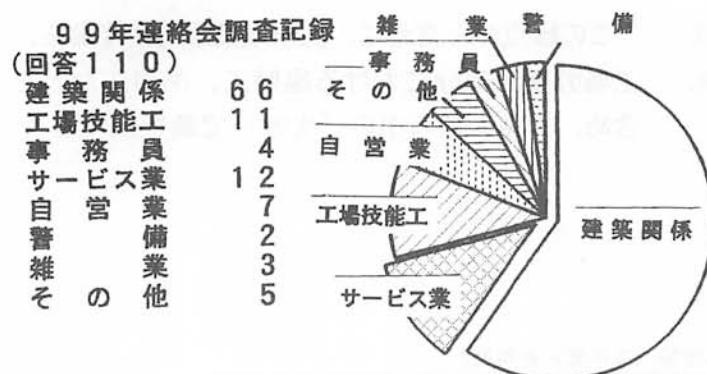
Q4. 配偶関係

図3



配偶関係についてみてみると、未婚43%、既婚12%、離婚33%、死別5%となっている。既婚者が12%であるが、出会ったとき回答者はすべて単身者であった。年齢との関係を見てみると、70歳以上を除き、未婚者の割合が一番高い。また、年齢が若いほど未婚者の割合がより高く、39歳以下では80%となっている。70歳以上では死別の割合が最も高く、57.1%となっている。

「図表10」「路上生活者」の前職業

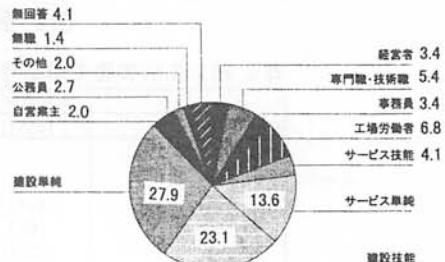


「図表11」「路上生活者」の前職業

センター調査記録

Q 6. 野宿する前の主な仕事

図5



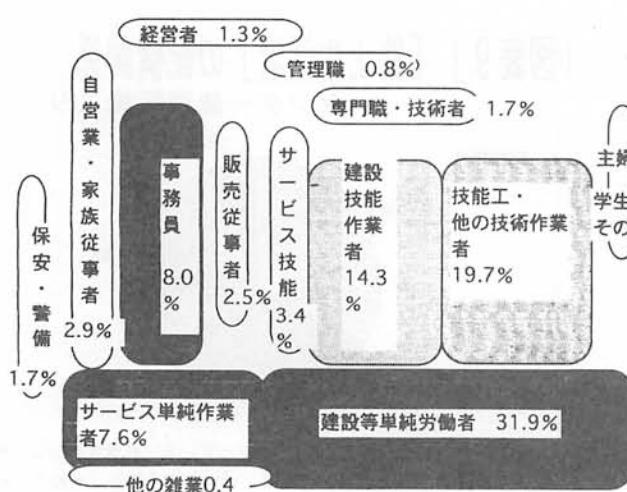
検討会調査記録

表4 路上生活者等冬期臨時宿泊施設利用者の過去の状況（7年度／8年度）

N	7年度利用者	8年度利用者	合計
	1005(100.0)	1004(100.0)	2009(100.0)
直前職			
工場労働者	47(4.7)	70(7.0)	117(5.8)
事務員	15(1.5)	10(1.0)	25(1.2)
店員	38(3.8)	44(4.4)	82(4.1)
土木建設日雇	642(63.9)	575(57.3)	1217(60.6)
警備員	10(1.0)	20(2.0)	30(1.5)
清掃	13(1.3)	15(1.5)	28(1.4)
その他	218(21.7)	226(22.5)	444(22.1)
不明・無回答	22(2.2)	44(4.4)	66(3.3)

都市研究会調査記録

図3 主な職業の分布



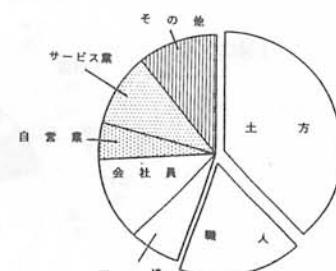
94年連絡会調査記録

Q 3. 新宿に来る前はどんな仕事をしていましたか？

<回答>	土方	86
土人	40	
工場	15	
会社員	29	
自営業	10	
サービス業	24	
その他	25	
無回答	7	

(複数回答有)

* 土工・職人が全体の60%

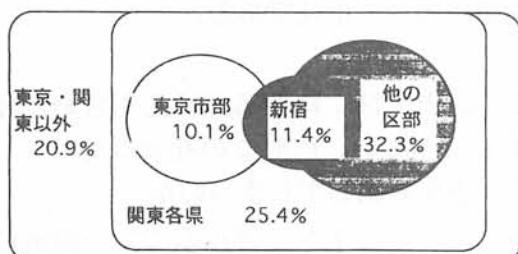


ざるを得なかった人々が最後に踏みとどまる、これら建設、サービス、雑業など「貧困プール産業」を合わせて見ると、どの統計からも6割、ないしは7割の数値が現れる。

他方で、経営者、自営業者、事務職、会社員など、相対的には安定し社会的に信用のある部分から「路上」への直接の転落も、少數ながら常に存在していることは注目に値しよう。94年連絡会調査では自営業の割合が全体の4・8%であったものが、99年連絡会調査では6・4%に上がるなどの傾向があり、貧困プール産業の縮小は、何らかの理由で「失敗」したあらゆる人々にとって、「路上」はより近い存在になったということを暗示している。新宿にはかつて、元一流企業会社員や元大学教授など、世間常識から「まさか」と思うような人々が「路上生活」を過ごしていた。もちろん、これはあくまで少數であり、時たまマスコミによって煽られ注目されるだけであるが、「路上生活」は、不安定職についていた人々だけの専売特許ではないことは、「路上生活者」を生み出す社会の在り様を考える時に示唆を与えるだろう。

では、これらの人々はどこで働いてきた人々だろうか？都市研究会調査では東京が一番多く53・8%、次いで関東が25・4%、東京・関東以外は20・9%という数値が出ている。（「図表12」）

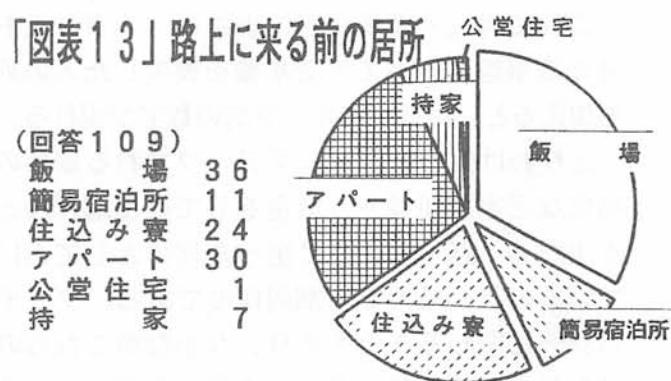
「図表12」路上に来る前の場所
都市研究会調査記録より



前記、出身地調査においても、東京が最多で、関東、東北が次いで多いのはどの統計においても明らかであり、それをも合わせて考えてみると、地方自治体がよく言う「路上生活者が他地域から流入してくる」なる被害者の立場の議論は、まるで根拠がないことを示している。少なくとも、東京に生れ、または東京およびその周辺に就労目的で上京し、その場で、なんらかの職について来た人々が何等かの理由で「路上生活」を余儀なくされた姿が一般的であることが分かるであろう。

また、「路上」に至る前の住居はどのような形態だったのか？ 99年連絡会調査では、簡易旅館（ドヤ）や飯場が43・1%、住込み寮が22%と、これら不安定な住居が65%も占め、次いで賃貸アパートなどが27・5%、持ち家（マンションも含む）公営住宅がわずか7・3%であった。（「図表13」）

「図表13」路上に来る前の居所



前述の「貧困プール産業」の不安定就労者、約6、7割とほぼ合致する数値であり、ここからもどの階層が「路上生活者」を一番多く排出しているかがうかがえる。

住居は、その人や家族の生活水準に比例し、生活水準の下降は、住居水準も下げると考えられるが、その下降の底には、職場と密接する住居が待ち受けており、その職場からの離脱が即住居の喪失につながりやすい訳である。

二、「路上生活」に至った要因

「路上生活」に至った理由は、これもどの調査でもアプレ、解雇などの失業が圧倒的に一番多く、次に病気・怪我、倒産、家出、借金などの順である。（「図表14」）

99年連絡会調査では、失業56・4%、倒産11・8%、疾病4・5%、家出4・5%、借金5・5%、その他17・2%であった。

これはおもしろいことに行なった検討会調査が失業の割合が77・6%と一番高く、次いでセンター調査が69・4%、99年連絡会調査が56・4%、と私たちが実施した調査数値が一番低くなっている。

ともあれ、失業や倒産など経済的な要因を理由とする「路上」に至った数を足してみると、検討会調査80%、センター調査74・1%。99年連絡会調査68・2%と全体の7、8割の部分を占める。

これに病気・怪我など、まさに「不幸」とも言える事態にあって生活基盤を喪失した人の列も加えると、はるかに8、9割の数字が現れる。

とりわけ何かとクローズアップされる家族の崩壊など家族問題や、借金をしての夜逃げなどを主たる「路上生活」に至った理由としてあげているのは、最大で1割弱程度である。プライバシーに関わることもあり、なかなかこれらのアンケートでは答え辛い面を最大考慮して、その他や無回答の数値を加算しても、せいぜい2割程度である。

もちろん、失業を理由とする「路上生活者」が多いからといって、ストレートに仕事を対峙すべき問題であるとは言えない。これらの統計から言えるのは、「路上生活」に至る大きな理由のうち、就労での「失敗」など経済的な側面が圧倒的に大きいということである。失業にも様々な形態や質があるが、いずれにせよ、何ら

かの人生上の「失敗」（外的であろうと内的であろうと）が要因であるということであり、その「失敗」により、経済的に前の生活水準を維持できずに「路上生活」に転落したということである。

イ、ロ、ハ、ニで見てきたよう、人々がどういうイメージで「路上生活者」を語ろうとも、ここで言えるのは様々な産業の主要には末端で働いてきた、ないしは様々な社会の構成の中で生きてきた、（就労が安定しない）低所得者層の人々が、主要には経済的な要因などによって、旧来の生活を維持し得ずに、「路上生活者」に転落した図である。つまり「路上生活者」層がどういう構成なのかと言えば、居住すら維持しえずに「路上」へと転落した最下層の極貧層を形成していると言える。また、その人々は、ある厳密に特定できる産業から発生するのではなく、「貧困プール層」を母体にしながら多種多様な部分からも転落をしている、というのが事実である。

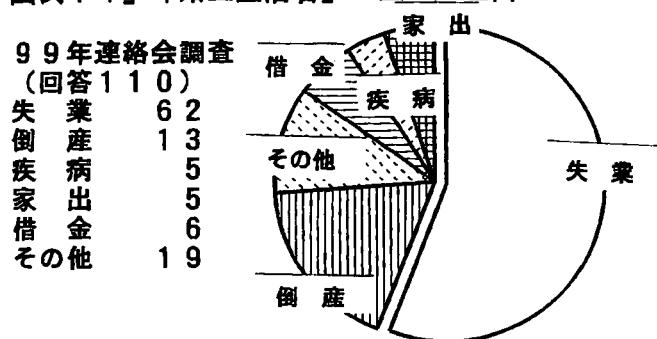
共通項を探すとすれば、「路上生活者」は「路上生活者」として生まれるのではなく、以前の生活基盤を喪失して極貧層である「路上生活者」になるということである。

その喪失の仕方は色々あり、それこそ多様である。が、共通して言えるのは、失業など経済的要因による貧困形態として「路上生活」になる、ということである。資産家が「路上生活」になることはない。貧乏人がニッチもサッチも行かなくなり「路上生活者」になるのであり、この構造は極めて単純である。

次に「路上生活」に至る経緯をも含めた分析を若干してみたい。何故この社会は安易に「路上生活」を生み出してしまうのか？

「路上」に至る主たる理由の中で圧倒的に多いのが前述したよう、失業理由である。この理

「図表14」「路上生活者」に至った理由

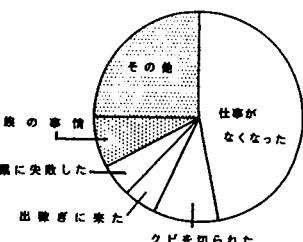


94年連絡会調査

Q4、新宿に来るようになった理由は？

<回答>	
仕事がなくなった	94
クビを切られた	19
出稼ぎに来た	11
事業に失敗した	9
家族の事情	17
その他の	50
無回答	12

(複数回答有)



検討会調査

表3 路上生活者等冬期臨時宿泊施設利用者の状況（7年度／8年度）

	7年度利用者 N	8年度利用者 1004(100.0)	合計 2009(100.0)	*年内リピーター 521(100.0)	**年度間リピーター 245(100.0)
路上理由					
理由：失業	809(80.5)	750(74.7)	1559(77.6)	426(81.8)	192(78.4)
理由：病気・怪我	188(18.7)	198(19.7)	386(19.2)	72(13.8)	37(15.1)
理由：倒産	16(1.6)	32(3.2)	48(2.4)	15(2.9)	7(2.9)
理由：家出	16(1.6)	30(3.0)	46(2.3)	9(1.7)	4(1.6)
理由：借金	7(0.7)	9(0.9)	16(0.8)	6(1.2)	2(0.8)
理由：その他	77(7.7)	67(6.7)	144(7.2)	26(5.0)	15(6.1)

センター調査

	失業	事業の失敗	仕事がない	家庭の事情	その他	無回答
-39	40.0	20.0				40.0
40-49	48.7	3.3	20.0	3.3	6.7	20.0
50-59	53.7	3.0	20.9	1.5	4.5	16.4
60-69	40.5	2.7	13.5	5.4	13.5	24.3
70-			14.3	42.9	42.9	

(単位：%)

「図表15」日雇手帳の有無

	あり	なし
94年連絡会調査	10 %	88.1 %
検討会調査	0.7 %	94.3 %
99年連絡会調査	0.9 %	98.5 %

「図表16」雇用保険受給の有無

	回答数	雇用保険受給有	なし
建築関係従事者	66人	1人(1.5%)	65人(98.5%)
自営を除くその他の職業	37人	6人(16.2%)	31人(83.8%)
合計	103人	7人(6.8%)	96人(93.2%)

「図表17」退職金などの有無

	回答数	退職金など受給有	なし
建築関係従事者	66人	2人(3.0%)	64人(97.0%)
自営を除くその他の職業	37人	9人(24.3%)	28人(75.7%)
合計	103人	11人(10.7%)	92人(89.3%)

由は、今の時代において極めてリアルであるが、冷静に考えてみると、失業を利用に何故こうも簡単に「路上生活」を余儀なくされるのだろうか？という疑問もまた沸いて来る。この国の諸制度は失業＝「路上生活」へと直結する（そんなに野放図な）制度とはなっていないはずであるからであり、山一証券が潰れても、その失業者は大量に「路上生活」化をしないからである。

制度面から失業理由をもう少し分析してみよう。

雇用保険や社会保障を受けていたのか否かは、以下の通りの統計が出されている。

日雇労働に従事していた（る）者には日雇雇用保険被保険者証（いわゆる白手帳）を持っている人が圧倒的に少ない。

94年連絡会調査では88%がもっておらず、検討会調査では94・3%、99年連絡会調査では98・5%がもっていないと、年度が新しくなる都度、白手帳保持者がいなくなる傾向が現れている。もちろん、持っていないから、失業しても雇用保険は受給されない。（「図表15」）

99年連絡会調査によれば、自営を除く建設業以外の職業では、失業に当たり雇用保険の給付を受けたと答えた割合は、わずか16・2%であり、失職に当たり、雇用保険を受給した割合は建設業の職種もあわせ全体（自営を除く）でわずか6・8%であった。（「図表16」）

他方で、退職金や解雇一時金なりを退職時に受けとった人の割合もごく少数である。同調査では、建設業従事者の内、退職に当たり失業し、退職金など手当てをもらった人は、同調査ではわずか3%、その他の職業では退職金や解雇手当てなどをもらった人は24・3%とやや多めだが、全体（自営を除く）で、これら退職金や何らかの手当てをもらった人は10・7%に過ぎない。（「図表17」）

また、失職した状態、もしくは「路上生活」

に至ってしまった困窮時に福祉事務所で相談した人は同調査で全体で20%いたが、その全てが、「失職状態では生活保護の適用にはならない」と申請もせずに帰らされている。

日雇労働者の場合、長期にわたる失業が雇用保険をもっていない者にとって「路上生活」へと直結しやすいのは自明の理であり、日雇いの失業対策、防貧対策としてある日雇雇用保険制度が機能していない、もしくは長期の失業状態に対応できない姿がここにある。また、それ以外の職業で日雇、パート形態以外のいわゆる常雇いにおいてさえ、解雇された場合の一時金なり、退職金なり、雇用保険なりが機能していない店や会社が圧倒的なのには驚かされる。また、失業し、頼る金もなくなり、生活保護の相談をしなかった人、制度そのものを知らなかった、また、相談しても断られたというケースは、公的扶助制度がこれまた完全ではないことを照らし出している。

これらの調査から、日雇労働従事者のうち雇用保険制度や日雇雇用対策などの諸制度から排除された人々、もしくは、これらの制度が現実に進行するアプレ状態に対応出来ない機能不全にあることの被害を受けた人々が失業と同時に「路上生活」になりやすい、と言い得るだろう。また、この社会保障制度との関係は常雇労働者においても言えることで、福利厚生や社会保険制度が完備されていない事業所から発生した失業者は「路上生活者」になりやすいと言える。もちろんそれには蓄えてきた資産や頼るべき人間関係、および家族の理解などの個人差はある。が、それすら断ち切れた時、その人は「路上生活」しか選択肢がない道へと至ってしまうであろうことは容易に想像はつく。「路上生活」になることが、それまでの生活水準の防衛には決してならず、転職につながる道ではないことは自明だからである。

失業などの「失敗」に対応し、貧困を防止し、再就職を促していく法制度が機能していない部分に暮らす人々にとっては、自力で解決が出来ない場合、その「失敗」が「不幸」に転嫁され、更なる「転落」が加速される。そんな構造が、これら統計資料からも見受けられる。

統計資料はないものの、病気・怪我、倒産、などの理由もまた、同じ問題につきあたることであろう。社会的な防衛線が得られなかつた人々の転落の先の底に「路上生活」はあるのである。

もちろん、この問題の全てが社会保障、社会福祉制度の不備という点のみに帰結する訳ではない。失業を自力で防衛出来なかつた人々が頼れるシステムがこの社会に何らかの形であったとしたら、これらの人々が「路上生活」を余儀なくされることもなかつたであろうことは十分予測できるからである。

他方で失業を理由としない人々の場合はどうであろうか。いわゆる「自業自得」的な要因であるという前提でも考えてみよう。

今回の調査でも、ある自営業者が「浮気」が原因で、離婚騒ぎとなり、自分名義の資産を全て妻に譲渡する前提で離婚を決め、家出の格好で、飯場生活から「路上生活」に至つたという人がいた。これらのケースはどうだろうか？

この主体的な要因をどのようにとらえるのかで、「路上生活者」像も変わる。この問題を社会病理的に考える人々は、社会的要因より、この主体的な要因こそ重要であるとする。しかし、つきつめて考えてみると、「家族崩壊」や「借金」というのは社会全体の問題であり、この世界に限つての問題ではない。「浮気」をする人々は世の中いくらでもいる。また、それが発覚して離婚騒ぎになる人々もいくらでもいる。が、この問題で、一番肝心な事は、これらの理由（困難）を抱えた人々が、何故、こうも「路上生活」へと転落してしまうのか？という点であ

り、分析である。個人的に問題性のある人々でも、その行為が反社会的でない限りにおいて、この社会の中で生きていく権利を有しており、実際にこの社会の中で構成員として生きている。

これらのケースの人々に共通なのは、様々な困難を独力で解決できなかつたという点であり、困難な問題の解決を目指しながら、結果的には経済問題以外であった問題も経済的な問題に転嫁され、他の選択肢を選びきれずに「路上生活」へと至つてしまつたのである。

経過的に構図化してみれば、家主になんらかの責がある家族崩壊は、離婚、一家離散が即「路上生活」には直結はせず、その人は単身において、なんとか生活を維持しようと何らかの努力を積み重ねながらも、例えば住込みの飯場に入るとか、アパートで何らかの仕事につこうとする。が、その努力空しく、「路上生活」に至つてしまつた訳である。ここから言えるのは、問題を抱えながら、少なくとも様々なレベルにおいて立ち上がり、やり直そうとする人々に対し、最低限度の生活を維持しようとする努力をも理解しようとせず、「自業自得」であると突き放し、「路上生活」への「転落」を容認してしまう、といったレベルに私たちの社会があるのでないか、ということである。このように敗者復活ができにくい社会、敗者を冷たくあしらう社会が、「路上生活者」を生み出しているとも言えよう。

保障がない、もしくは少ない人々が失業という事態に至り、転職などの機会、条件が失われた時、生活水準の維持が出来ず、それに対するなんらかの防衛がされない場合に、人々は最低限度以下の生活に「転落」する。そして、それと同じよう、なんらかの理由により、現在の生活水準が維持できない人々もまた、それに対する防衛がなされない場合に「路上生活」へと「転落」をしていく。これが「路上生活」に至る主たる原因である。

もちろんこれらの分析は現象面に則した分析にしか過ぎない。高度情報化社会と言われる産業構造の変化など「路上生活者」を生み出す政治的、経済的、文化的な背景については、他先進諸国との比較も含めもっと具体的に探らなければならぬことは思うが、それは学者などの今後の研究に待つとして、ここでは現状から表現される面のみの指摘にとどめておく。

1-3 「路上生活」の困窮なる生活

次に、これらの人々が一端「路上生活」に至った時、どのような困窮の世界が待ち受けているのかという点を上記統計資料などを使って論証してみたい。もちろん、これらの問題は統計資料的には現れがたい。そのため、より具体性を持たせる意味で、私たちが、この5年来のパトロール（夜回り）や、医療相談時、または通信物編集取材などで行なっている「聞き取り」から、具体的な当事者の言葉も随所に引用する。

視覚的に現れる「路上生活者」は、それを目撃した人や、安易なテレビ報道やルポなどの読み物、もしくは一部の人々たちの悪意的なキャンペーンによって私たちに「昼間から酒盛りをするお気楽トンボな怠け者」的なイメージや、「公園や道路を不法に占拠する無法者」というイメージを植え付けてきた。こうした「路上生活者」への差別視、異端視が、社会の果たす役割を軽減させてきた面は否めない。もちろん私たちも「路上生活者」は臭くないと言うつもりはないし、汚くないと言うつもりもない。また道路や河川、公園など本来居住に値しない場所に小屋などを作り生活していることも事実として認める。が、「怠け者」であるとか、「無法者」であるとか、ある種の価値観をもって語られる「路上生活者」像が正しいとはとうてい言

い得ない。一部の人々が感情的に語る「路上生活者」像にまどわされてはいけないと最初に断つておきたい。

自分が見聞きしたことを全体的に吟味せず、感情的に語る人々に対して、「あなたは何人の路上生活者と会い、話をしたのですか？」と聞えば、せいぜい嫌惡する現場を象徴的に見ただけで、直接話もしたことはない、という結論となるであろう（私たちは立場上この種の論争を現場で幾度となく行なったが、すべからくそうであった）。一部の感想を拡大して規定したがる傾向は、社会問題を語る場合には害にはなっても薬にはならない。最初からある種の偏見をもって語る「路上生活者問題」であってはならないのだ。

これらの「迷惑論」が大手を降るって闊歩するのは、「路上生活者」の実像についてよく知ろうとしない態度が、今の社会の風潮になっていることが大きな原因なのではないだろうか。もちろん私たちは、「人権問題だ！」などと声高に叫ぶ、左からの空論的なスローガンや啓蒙が必要だと言っているではない。現実に都市のあちこちにいる「路上生活者」との会話や一人ひとりとの関係から始め、想像力をより膨らませること、そこから「路上」へ至った人々の窮状を理解し、社会的な解決の道を模索していくこと。こうした態度こそ、私たちの社会に必要とされているのではないかと考える。

また、「路上生活者」の実情なり実態を語る時、往々にとられる安易な類型化を私たちは、ここでは試みない。安易に大した根拠もなく類型化をし、分かったフリをすることこそ、何も分かってはいない証拠である。対策の立案過程においてはある種の類型化は必要であるが、それはあくまで目安的なものであり、また切り口によっては様々な類型化が可能なのである。だから厳密に「路上生活者」を類型によって理解

できる訳がない。類型化は、機会論的に考える人々にとって便利であろうが、一般の人々にとっては極めて誤解をうける代物である。

また、その対策立案過程の方法論に関しても、私たちは「路上生活者」の具体的なニーズをこそ重視すべきだと考えている。実態を分析し、類型化し、施策を上からつぎたす方法、ないしは、何が出来るのかをあらかじめ想定した上で、それに合わせて類型化をする方法ではなく、現実の困窮から発せられるニーズとその充足のための努力に適合した施策を探りだす方法論こそ、この社会問題の解決に関しては正しい方法論だと考えるからである。

「路上生活者」は決して無口ではなく、また研究対象のままで終わる存在ではない。彼、彼女らは主張をする存在である。「彼ら自身の剥奪状態を無権利状態として社会に告発する姿勢は弱い」などと言い「おとなしい路上生活者」をイメージ付けようとする学者も一部にはいるが、彼・彼女らを研究対象としてしか位置付けていない学者の私的な感想（困惑）をこの問題にもちこんでもらっては困る。彼・彼女らは具体的な要望をもっており、それへの努力を押ししげもなく発揮している個人の集合体である。上からよかれと思い押しつけられる施策が、いかに彼・彼女らの人間的発展の可能性を破壊しているか反省し、これらの従来取られてきた「上からの発想」を転換しないところでは、あらゆる施策も無に帰すことであろう。

私たちはこう考えているが故に、「迷惑論」や安い偏見で語ることはせず、また、この現状分析においてはあえて類型化をせず、ここでは、「路上生活」に至った人々を待ち受ける具体的な困窮を現象面に注目しながら記していくにとどめる。

イ、「路上生活」の不安

さて、前項で明らかにしたよう様々な「失敗」の果てに、人々は「路上」へとやって来る。それは人生の「転落」故に、路上生活に至る時はたいがいは決まって「独り」である。そして、そこに待ち受けるのは生活上のあるいは将来の人生に対する「不安」である。

『ここには色々な人がいるから。まあ、人に迷惑をかけないように暮らしている。電気スタンドがあるから、本を読んだりするよ。こうやって、ラジオを聴いたり。不思議なことにね、ダンボールハウスの中の音は外には聞こえないけど、外の音はよおく中までひびいてくるんだ。夜はね、靴の音で眠れなくなったりする。死んでしまおうかと思ったり。』
(新宿連絡会発行「新宿ダンボール村通信」第5号)

『このような生活をしながら、理性的になど私はなれない！』

『これを読むあなたは、自分を殺そうとしきれた人びと（行政とそれを動かした社会の人びと）に何かを望めますか。私には、もうすべては終わっているのです。肉体はたとえ死ななくても自分、世界、を意識するところの精神が、もう、とっくに死んだのです。』

(元「路上生活者」北野氏の文章)

『刑務所の方が楽と思ったこともあります。がともかく漠然とでも生きています。イラだつても焦つても流され生かされています。夏には中央公園しかないのならそこでテント暮らしをするしかありません。…最近臓器提供意志カードを作成しました。あらゆる臓器を角膜を差し上げたいと思念致しました。…我々みたいなのは死んで始めて人の役に立てます。ありがとうございます』

(ある「路上生活者」からの手紙)

「路上生活」とは、大雑把に言えば、孤独や不安との日々のたたかいとも言える。誰しもが何らかの不安を抱え、それを他人には言えずに、

また紛らわすこともそんなに出来ずに独りで悩み続ける。「路上生活」はおしなべて人生の「失敗」の中の「転落」の「底」にあるからであり、容易にそこから這いずりあがることが可能だとは思われない世界であるからである。恐怖・絶望・孤独・死がこの世界は基本的に支配する。

「路上生活」に至る中で、これらの様な精神上の不安を癒すためにも、そこに「仲間」としての関係を作るのは人間として必然的なことであり、実際に、多くの「路上生活者」がある種の集合体の中やその周辺に生活の根拠を作っているのは、単に生活上の便利だと言う以前の問題であることが分かる。

「路上生活者」に人ととの関係性がないというのは、単にイメージだけの話で、実際彼・彼女らは、ある種の関係性の中で常に暮らしている。もちろんそれは、いつもツルんでいるとか、という実態ではなく、必要に応じた関係性があるという意味である。「困った時はお互い様」の関係は、一般社会の人々よりも強いであろう。食事の分け合い、仕事の紹介、日用品の分け合い、情報の交換、急病人などが出た場合の対処など、私たちが知る「路上生活者」はたいがいは、そのような同胞との関係の中で「路上生活」を続けている。もちろん、それは余裕のあるそれではなく、「困った時だけの協力関係」であるが、それを支えに生き抜いている点を過少評価する事は出来ないだろう。

『平野さんとの話？うん、いろいろな雑談をね、ああでもない、こうでもないって話すんだよ。よくラジカセを片手に、中央公園の方まで散歩をした。二人とも演歌が好きだから、聴きながら、歌って。ネコ？ ああ小川さんとこのネコをね、外出中は俺か平野さんが預かって見ていたんだよ。あの人はとても可愛がっていたね。…そういうえば、今でも強烈に

覚えている言葉がある、平野さんの言ったことの中では…。あのね、「ここでは死にたくない」って…「死ぬときは、ここでは死にたくないなあ」って、平野さん、言ったことがあったよ。この近くで、路上で仲間が亡くなった頃だった。（略）だから俺、背中バーンと叩いて「お互い同じだよ、そんな考え方持つな」って、どやした。俺としては、そうやって、励ましたつもりだったんだ。』

（「新宿ダンボール村通信」第7号）

他方で、他者とのコミュニティを全く作らない人々も少ないながらもいる。これらの人々はその程度の強弱はあるものの、その程度が深刻な人々こそ、この世界では死に近い人々と思われ、私たちの知る範囲において、事実そういう末路を迎えるケースも多い。

『そもそも社会からの転落者として引け目をもつ野宿者は外見以上の「ステイグマ」を抱え込んで、ますます自らの生活にひきこもってしまい（自閉、自棄、虚脱、抑鬱を呈する者が多い）ようやく自ら訴えてきたり、他から発見された時には既に最重症化している。』

（越智祥太「野宿者が直面している医療福祉の現状」
越智氏は新宿連絡会医療班ボランティア医師）

このような傾向はその度合いは様々あるが、少なくとも言えることは、精神疾患を抱えた人々が治療出来るような環境が路上にはない、ということである。また新たに発病せざるを得ないような環境も「路上生活」の世界には不斷に横たわっている。

しかし、これらの「孤独癖」の人々も、一概に殻にこもっている訳ではなく、同様の「仲間」関係の中で生き、困った時には行政施策を頼ったりもしているのである。

口、衣食住、生業の環境

次に、より具体的に生活必需項目の水準を見

ていきたい。

まず、その居住実態であるが、先の連絡会概数調査でも定住が41%とかなり高い割合で出たよう、定住した人々の層がかなりの割合で含まれるというのは統計上、そして視覚的にもあきらかである。もちろん、テント、仮小屋、ダンボールハウスなどを有して生活の拠点をある程度定めて行く傾向は、新しい傾向というよりも、かつての戦後など、私たちが経験した貧困史の文脈からはみ出すことはない貧者の生活防衛の第一義的な傾向であろう。衣食住と昔から言うが、衣食に関しては辛うじて調達できる力がある人々が住の問題における破綻をきたし、自ら住をこしらえたという図である。実際に、定住層とよばれる人々は、衣食に関しては何らかの手段を有しており、だからこそ、生活の拠点が必要であったという人々が多い。日雇青空市場に近い、上野公園、隅田川沿い、戸山公園、新宿などに定住が集中し、古紙市場のある神田、秋葉原にリヤカ一定住層が多く、また、河川では廃品回収などの生業の都合から場所が選択されるなど、生業（衣食）の必要性から、住が定められ、それを根拠にしながら、その地の許容範囲まで自然発生的な住形態は発展していく。

他方で、流動層と言われる部分は、それら衣食に関する基盤がまだ希弱な人々の層と言えるであろう。かつての仕事バッックひとつで飯場を転々としている人々の層や、まだ路上生活が浅く、路上での人間関係などが形成されていない人々、その他と考えられる。

むろん、これらは定住できる根拠地があつてこそ可能なのであり、多かれ少なかれ、路上生活と言えども生活の基盤は有する。もちろん、それが不安定であることは否めず、その意味では流動的である。

生活の基盤作りは、見てきたように、ある定

点での居住拠点を構える度合いの差はこのようなものと考えられる。もちろん、これらは定住層であったとしても、そもそも居住に適した場所でない関係上、水道、トイレなどを合わせ持つておらず、定住層と言えどもその居住環境は一般から比較すれば最悪な環境であり、ただ、体を休める場所が定点にあるかないかの違い位しかその差異は認められないだろう。

次に衣食の取り方を見てみよう。

「路上生活者」が都内で数千名もいるということは、その分の生活物資がどこからか調達されていることを意味する。でなければ、全て飢え死にである。

けれど、その実情は惨澹たるものである。「路上生活者」の一日の食事回数の統計は、94年連絡会調査では三度食べられる人は全体の17・3%に過ぎず、二回が45・1%、一回以下が37・5%となっており、栄養価など考えられないような、死なない程度の実態であることが浮かびあがる。

その調達方法については、センター調査によれば、エサ取りが最も多く、次いで買う、ボランティアによる配食、福祉事務所などでの応急援護、友人知人からもらうという順になっている。（「図表18」）

この表からは、ボランティアの配食や福祉の応急援護（カンパンなどの支給）をあわせても81名、自力、もしくは協同した仲間の関係による調達は232名と、もちろん複合的であるが、それにしても自力および協同関係での調達方法が主である事が伺える。ボランティアや行政など外部からの調達方法はこれを見る限り副軸での調達方法であると考えられる。

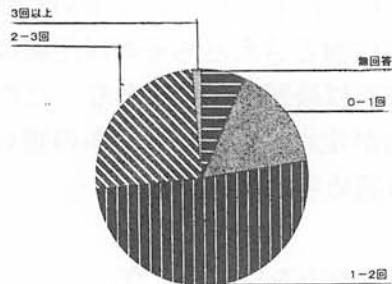
この食事調達の惨澹たる現状は、医学的な問題と同時に、一度の食事にありつけるために要する時間が圧倒的に長いことからくる文化的な

「図表18」食事の調達方法 センター調査記録より

Q13. 1日の平均食事回数

平均 2.1回

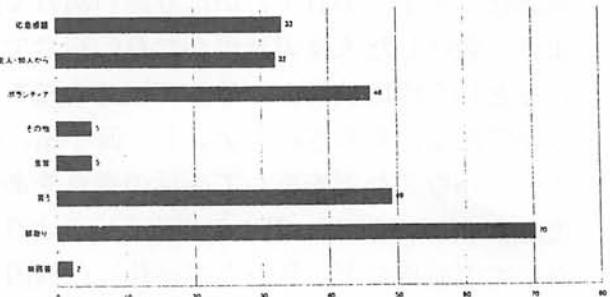
図13



一日の平均食事回数は、0～1回 15.6%、1～2回 51.0%、2～3回 25.2%、3回以上 1.4%となっており、1～2回が半数を占めている。

Q14. 食事の確保方法(複数回答可)

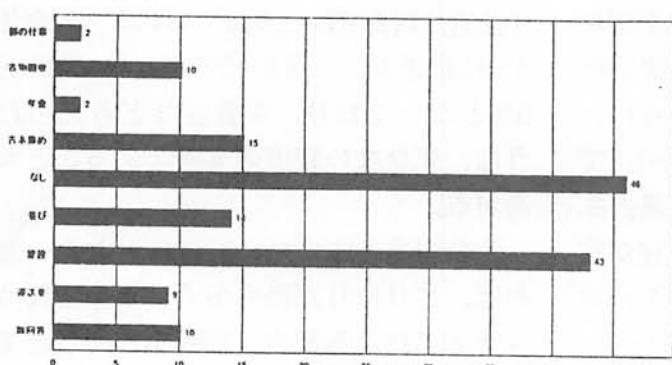
図14



「図表19」現金収入の有無 センター調査記録より

Q8. 現在の現金収入の方法(複数回答可)

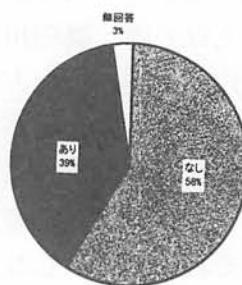
図8



「図表20」襲撃などの有無 センター調査記録より

Q16. 野宿をしていて襲撃・追い出し・差別をされたことがあるか

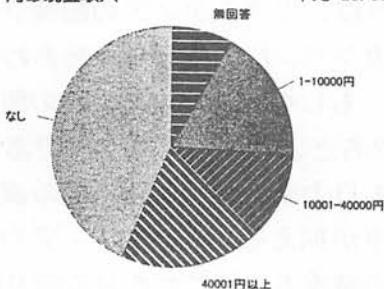
図17



Q9. この1ヶ月の現金収入

平均 25,650円

図9



この1ヶ月の現金収入の平均は25,650円。なしが43.5%で圧倒的に多く、次いで、40,001円以上19.0%、1～10,000円17.7%、そして10,001～40,000円11.6%となっている。

年齢との関係を見てみると、49歳以下、50代、60代以上に分けて、そのすべてにおいて、なしが最も多くなっているが、その割合は年齢が上がるにつれて高くなっている。(表4)

発展の障害も指摘されよう。人間としてのゆとりはここにはない。食うことだけが精一杯という面からも最低の文化的水準以下であることがうかがえる。

人間は食わなくては生きていけない。そして、日々、この点に縛られてしまう人々は、そこからの長期的な人生設計などを考えるゆとりすらなくされ、生活実態もそれに拘束される。つまり、抜け出したくても抜け出せない悪循環の構造が、ここにはある。これが、極限まで行き着いた先の極貧形態とも言えよう。だから、かろうじて食っていることに安心できる問題とは違う。その世界で強制される生活スタイル、生活習慣が自然に染み付き、いくらもがいても、そこから抜け出せなくされる訳である。

その食事を賄うだけの収入があるのかを次に分析してみたい。

94年連絡会調査では「仕事についているか？」という問い合わせに対し「ついている」と回答した割合は26・1%であり、その週平均稼働は3・4日という数値が現れている。圧倒的な人々が仕事にありつけていないが故に収入もほとんどない。

センター調査では、その「仕事」の内容まで踏み込んだ調査をし、「現金収入の方法があるかなし」かの問い合わせをしたところ、「なし」が約3割強の46人で、残りは建設日雇42人、古本集め15人、並び14人、運送業9人、古物回収10人などとなっており、何らかの現金収入がある人々が意外と多いことが判明された（「図表19」）。94年連絡会調査は、古本集めや、並びなどの雑業を排除し、建設日雇に限定されやすい設問の仕方をしているので、その点は割り引かなくてはならないだろう。

センター調査では約6割近い「路上生活者」に何らかの現金収入がある事を示唆しているが、その収入額はどうかと言えば、現金収入額は平均で月額25650円、40001円以上が19%、

10000円以下が17・7%、10001から40000円が11・6%であり、年齢との関連から言えば、年齢が上がるにつれなしの割合が多くなっているとの報告されている。つまり、現金収入があるからと言って、それらの人々が食うに困らない生活をしているかと言えば決してそうではなく、平均して一日900円以下の収入しかなく、この収入が食事にかかるだけと仮定しても（実際はその収入の中から生業にかかる交通費など収入を維持するための支出されるが）これから健康を保てる栄養価などは考えられないようなかつがつの収入である。

八、外部からの排除圧力

「路上生活」の日常の中での具体的な外的な恐怖は、道路管理者や公園管理者や警官、ガードマンらが行なう「清掃」などを理由にした私物の抜き打ちの没収、追い立てや、かつて新宿などで頻繁に行なわれていた、また、近年名古屋、大阪などで繰り返し行なわれた強制排除（強制的な追い出し）に対する恐怖であり、他方で、日常的な襲撃やいやがらせ事件である。

寝場所の確保と、睡眠は生物学を持ち出さなくとも人が生きていく上で欠かせない最低条件である。故に「路上生活者」は安心して眠れる寝場所の確保に執着をする。「路上生活」なのだから寝場所はどこでも良いという訳では当然ない。冬場は防寒対策の所持品の度合いによって、例えば毛布などなければ、地下など出来るだけ寒さをしのげる場所を確保し、梅雨時など雨天時は、雨に濡れない場所を確保しなければならない。その寝場所の形態が常設であろうが、夜間だけの仮形態であろうが、また、ゴロ寝スタイルであろうが、それらの自然から身を守るために足りる場所での寝場所は最低限必要である。また、他方で、出来るだけ安全である場所とスタイルをそこから編み出す。そして、寝るため

に必要な寝具やダンボールと言った物は次に不可欠なものであり、持ち運ぶなり、邪魔にならない所に保管するなりし、それぞれの工夫で寝る事に対しては工夫を凝らし、日々の睡眠を「路上生活者」は確保している。

そうした努力を根底から邪魔し妨害するのが、強制排除であり、追い出しである。寝場所を奪われることに機敏に反応し、それに反対の意を「路上生活者」がまっさきに発するのはよくよく考えて見れば当然であると言えよう。

道路や公共施設などの管理者側の意図も分からぬではないが、少なくとも公共施設に関しては、その管理に多大なる影響があるとかいう特殊ケース以外において、強制排除や追い立ては極力控えるべきであろう。大規模の排除を控えるようになった昨今の東京都行政の流れは評価すべきだと考えるが、部分的には、日常的にこの種の追い立てやガードマンによる追い出し、嫌がらせが続いているのも事実である。

公園のベンチでの（寝れないような）仕切りの増設や、ガード下など公共的には意味のないフェンスの囲いや、地下道などの柱間の、これまた公共的には意味のないオブジェ状の妨害物の設置など、これらは間違いなく追い立てを意図した事物であり、その過程で多くの「路上生活者」が安心出来る寝場所が奪われている。

外部の人間が思うより「路上生活」は厳しい訳であるが、最低生活を維持出来る条件にないだけのみならず、その厳しさに追い打ちをかけているのが、他者や、社会からの排除圧力である。

94年連絡会調査においても、また99年連絡会調査においても、強制排除や追い出しに対する怒りの声は数多く寄せられている。

「突然来て、理由も告げずに出て行けはない。荷物もあるし、こここの仲間との関係もある。荷物や毛

布も置いておけばみんなゴミとして処分されてしまう。寝ちゃ悪いのは分かるけど、いくらなんでもごつちの言い分も聞かずに一方的なないだろう」

(94年連絡会調査聞き取り録より)

「駅前の植え込みに寝ていたら、清掃と称して警官や管理者に追い出され、荷物も毛布も取られてしまった。後で管理者に電話をしたら、保管もせずに、うっちゃったと言う。そんな所に寝るのが悪いとまで言われた」

(99年連絡会調査聞き取り録より)

「いつも寝ていた駅前の地下降り場の階段にいつの間にかシャッターがつけられてしまった。いつも地下道が閉まってから寝て、朝になれば出て行く。誰にも迷惑もかけていないのに…」

(99年連絡会調査聞き取り録より)

これら、突然の排除や追い出しは、ただ単に人が追い出されるだけではなく、生活必要物資も処分されるケースが多い。新宿の例では、そのため路上で凍死するという最悪の事態も94年に発生している。

また、94年連絡会調査で「通行人や警官からいやがらせを受けたことがありますか？」の問い合わせにあると答えた者は計74名と、かなり多くの「路上生活者」が具体的な被害を受けている様子が判明し、センター調査においても「襲撃、追い出し、差別をされたことがあるか？」の問い合わせに約40%の人々があると答えている。（「図表20」）

センター調査では、その具体的な内容も列記しているので、主だった所を抜粋してみると、

「若者に空き缶や小石を投げられた。」「若者に花火を投げられたり蹴られた。」「公園管理局にロープを切られ、シートを持っていかれた。」「住民から追い出しを受けた。」

「警備員から出て行けと言われた。」
「通りすがりの人から靴で顔を蹴られた。」
「掃除屋さんに寝場所に水をまかれた。」

などの例があがっている。

若者による襲撃事件は95年、96年に東京においても死者を出す程までエスカレートしたが、その後も決して鳴りを潜めた訳ではなく、殺人にまで至らないケースの襲撃やいやがらせは、もはや日常茶飯事とも言えるくらい頻繁に起こっている。

最近では管理の下請化が進んだからか、公共施設などでも民間のガードマンが委託され管理を請け負うケースが多く、そのためか、ガードマンによる暴行、追い出しや嫌がらせ事件も頻繁に起こっている。

99年連絡会調査でも以下のような声があがっている。

「地下道に寝ていたら、ガードマンに突然起こされ、足蹴にされ追い払われた」
「地下道にしゃがんでいたら、ガードマンに注意され、口論になり、投げ飛ばされ怪我を負った」
「ガードマンが寝ている仲間を蹴飛ばし起こすのを目撃した」
「役所ですわっていたら、目付きが悪いと清掃員に顔を蹴飛ばされ怪我をした」

ガードマンらによる暴行行為によって怪我などを負う事件は、この数年私たちが把握するだけでも4件も起こっているが、目撃証言などがない事などによりいざれも刑事事件化されずに、示談などで済まされている。これらは池袋、新宿など特定の警備会社が引き起こしており、また、暴行事件など以外においても、

「浮浪者対策で俺たちは雇われている」
「ここはお前らの来る場所ではない」

「浮浪者が真似をするので座り込まないで下さい」といった暴言は日常的なことである。

また、トイレに変調を来たしうずくまっている「路上生活者」を表に引きずりだし、救急車も呼ばずにそのまま放置し、後に死亡するという例もあった。

これら外的の排除圧力は「路上生活者」を社会の内的に解決する努力を根底から突き崩し、「路上生活者」もまた社会の構成員であるという点を否定する視点である。また、他方で排除される方もまた、そのような目に頻繁に合うことにより、社会を敵視する思考を生み出し、尚さら社会内解決を困難にさせる要因となる。単に人道的にというレベル以上に、これらの排除圧力は「路上生活者」を固定させている原因でもあることを私達の社会はもっと自覚する必要があるだろう。

いずれにせよ、生活環境上の困難と同時に他人から故なくもたらせる排除圧力という二重の困窮を「路上生活者」は余儀なくされる。

二、利用される「路上生活者」

これら生活上の、そしてそれのみならず外的な困難を強いられれば、人はその立場に必死に抵抗をし、上昇しようという生活防衛力を働かせるのは当然である。が、上昇しようとしても、それが果たせない、果たせたと思っても、瞬く間に元の木縄みへと再び転落する。このような「路上生活」から抜け出せない困窮というものを次に記して行きたい。

「路上生活」に至ったとしても人は生きるための努力をしていかなければならないというの

は当然の理である。公園で一日寝ていてばかりでは食うことすら出来ない。現金収入を求める構図は、先に見てきた通りであるが、それぞれ、個人の能力で、もしくは相互扶助的な協同した力で、現金収入を得ようとする訳である。そして、それは、「路上生活」の脱却に向けての努力の始まりでもある。

が、「路上生活者」を就労させるシステムには、多かれ少なかれ暴力団の影が見え隠れするようなインフォーマル労働が主である。いわゆる「訳あり」な人でも就業できる業種は限られており、「履歴書」なしで就労できる先は、暴力団が経営する飯場や歓楽街での雑業部門などとなる。住所がない、信用がない、というのは自ずと労働力の価値を下げ、たとえどんなに能力のある人間でも、「路上生活者」に見合った就労先しかなくなってしまうのである。

「路上生活者」見え隠れさせ、またこの層を固定化させる経済的な秘密は実はここに存在している。すなわち、ここは前近代的ともいえる搾取形態が未だに横行している闇社会であるからであり、別の言い方をすれば、労働に見合った賃金はおろか、最低生活を維持し得る賃金すらとうていもらえない市場だからである。

建築土木の日雇青空市場でさえ、近年は「優良」な労働力は「顔付け」という方法で現場で必要とされれば毎日仕事にありつける。手配師や業者による中間搾取はもちろんあるが、ある程度の就労日が確保されていれば、ドヤやカプセルホテルなどに宿泊しながら最低生活は出来、労働力も維持される。が、何かの拍子で「路上生活」になると、それもままならずたちまち「優良」の列からこぼれ落ち、日雇青空市場の末席で、たまたま人手が必要で声をかけられるのを毎日じっと待つか、金すら残らない契約飯場を転々とするかしかなくなる。

「路上生活者」の一部を一定数常に吸収し、

また他方で排出し、と「路上生活者」層の上部に位置し、循環構造を形成しているのが、この契約飯場や、住込み寮を有している繁華街の（カンパン持ちや、露店商など）雑業部門の存在である。

すなわち、「路上生活」をしたまま「路上生活」からの脱却を計ろうとしても、このレベルの脱却しかなし得ないのである。いかに眞面目に仕事をしてもそこを足掛かりにして上昇する資金すら溜まらず、契約が終了したとか、解雇にあうとか、あまりにもの酷さに逃げ出すとかしながら、再び「路上生活」に戻って来る。

「路上生活者」からの相談に基づき、日雇労働組合である山谷争議団が労働争議を起こした主要な例をかいづまんで見てみよう。

92年埼玉県大宮市内の人夫出し業者、神山総業の飯場から現場に向かう途中のマイクロバスがダンプと正面衝突、搭乗していた5名の内4名が死亡、1名が重体の事故を起こした。が、そのたった1名の生存者Kさんに対し元請は休業補償を行なわず、更に神山総業は保険会社から支払われた保険金を着服、横領し、通院中のKさんを飯場から追い出す。Kさんは他の飯場に行くも賃金すらもらえずそこから脱出、上野で「路上生活」を余儀なくされた。補償に関して4社との交渉で解決。

埼玉県寄居町にある人夫出し業者、正田建設は、上野、大宮で「路上生活」をしている者を違法手配し、飯場内での拘禁、暴力、現場では便所までついてくるような監視体制の下、働かせ、賃金すら払わない悪徳業者であった。被害者からの通報で95年飯場争議開始。争議中に飯場内から労働者を脅していた模擬日本刀、ゴルフクラブなどが発見された。社長は百人規模での賃金不払いを白状、精算を確認した。

建設省発注工事の下請業者、向後建設は、隅田川沿岸で「路上生活」している者を違法手配、6名分の賃金を払わず、居直り続ける。98年発注元の建設省など5社を相手に現場争議、解決。

山梨県都留市にある麻企画は人夫出飯場経営の他、スナック、焼き鳥屋や、キャンプ場などを多角経営、その人夫として新宿、代々木公園、上野公園などから「路上生活者」を違法手配するも、精算日には「金がない」などと一部しか渡さず、1年以上いて150万もの賃金不払いを平気でするなど賃金不払いを常習化させた。98年争議開始。百名以上被害者がいることなどが発覚し現在も継続中。（以上「日雇全協ニュース」、「山谷争議団ニュース」より）

これらはもちろん氷山の一角であり、とりわけ地方都市の人夫出し飯場にこれらの被害が多く、その背後には暴力団などの影がいつちらついている。労働法規すら守らず、会社登記すらしていない、これら「闇人材派遣会社」とも言うべき飯場は、未だアンダーランドでの労働市場に跋扈している。

「路上生活者」の就労意欲は「路上生活者」故にこのように利用され、かすめ取られているのである。

また、近年、右翼系エセ「同和団体」が都内に複数宿泊所を経営し、「路上生活者」を保護するという格好で保護を認めさせた上で生活保護費を委託契約という形にし本人に渡さず、現物支給で差額を懐に入れるという福祉を利用した搾取まがいの事件がおこっている。これなど、都区行政はその実態を知りながら認可、放置しており、何等の処分も行なっていない。

また、オウム真理教が「路上生活者」を利用して軍事訓練（？）をしていたなる報道や、カード詐欺事件に「路上生活者」が利用されたとか、

国際結婚のために「路上生活者」の戸籍の売買が行なわれているだとか、明確な反社会的な犯罪に利用されるケースも頻繁に起きている。たいがいはボランティアなどを装い、うまい話で騙す手口が使われているものと思われるが、これらの発覚した事件もまた氷山の一角である。

「路上生活者」の周辺にはこのようなドス黒い世界に身を置く者が常に徘徊しており、「路上生活者」を利用し旨い汁を吸っている輩は数知れずいるだろうと思われる。

「路上生活」から脱しようと努力した結果が、このように搾取され、騙されと、まさに踏んだり蹴ったりだが、このように、「路上生活」から脱する機会が社会に正しく設置されていないことにより、「路上生活者」は「路上生活者」のままであり続け、その期間が長ければ就労意欲や生活の意欲すら失われていく結果となる。

木、路上の果て、疾病、行路死

二重、三重の困窮の行き着く果ては、多少の想像力さえあれば容易に想像出来る。起こり得る事態の中で最悪の事態が、疾病、行路死という人生終幕の悲劇である。

「路上生活者」の疾病問題に関して、新宿などで路上検診サービスをボランティアで行なっている私たち医療班のメンバーでもある医療従事者はその経験にもとづき次のように記している。

『野宿者の肉体は、総じて実年齢より10年以上老いている。長年の肉体労働と野宿生活による疲弊のためと思われる。整形外科的な問題、ことに下肢の障害をもっている人が多い。栄養状態も不良または偏り、著しい衰弱を呈している人、生活習慣病（成人病：高血圧、糖尿病、疾風など）の悪化を呈して

いる人が多い。また、不衛生な環境の影響で、皮膚疾患が多く、外傷は蜂巣炎化しやすい。医療のかかりにくさも反映して、一般に軽症で改善する疾患が、重症化することが多い。上記疾患の他に、胃炎は潰瘍化して出血し、慢性肝炎は腹水で腹がぱんぱんになるまで、白内障は失明するまでに至る。

横浜のドヤ街寿町で医療相談活動を十余年にわたって続けてきたある医療従事者は、「野宿症候群」を提唱している。様々な実感の伴う失調を呈しているが、医療機関各科の検査でも明瞭な異常はなく、慢性の全身的な不健康状態としか診断されず、対処的な投薬をされるのみだが、それでは改善しない。効果的な治療方法は「暖かく、柔らかい布団と衛生的な住居、食事、家族の愛情…生きている証」という当たり前のことであると

(「新宿連絡会の医療活動について」)

『医療相談での印象を挙げると、まず、予想以上に病気が多様で、深刻な例が多い。風邪や頭痛、胃痛や腰痛といって一般的な症状の人々に混じって、肺結核や心疾患、肝硬変などの重篤な問題を（重篤させて）抱え込む人がせっぱつまつて訪れる。結局、医療への近接性の悪さが問題を重症化させてしまっている。

これは、「住所不定」者に対する繁雑な医療福祉システム（更に、この医療システム自体が知られていないことにも問題がある）に基盤があり、その上に、医療福祉現場で過去に不誠実な対応をされた心的外傷が重なり、元来底辺労働者として生きる中で培つて来ざるをえなかつた、社会システムへの絶望感が増幅されて、形成されているように思える。問題を巧く表現できずに自嘲自罰的に抱えこんでしまう例が多い。（うつ病やアルコール依存者の背景にこうした自罰厭世的傾向があることが多い。）

栄養不良で全身衰弱、重症肺結核で死亡という、高度医療を誇る飽食日本で驚くべき例もあるのである。最低の生活・医療的支援があれば治るもののが致命となってしまう。

高血圧や糖尿病などの成人病や、過去の労災や長い過度の肉体労働による筋骨神経系疾患や、慢性気管支炎、慢性胃炎、皮膚病など、慢性で長期のフォローアップが必要な病気も、医療の継続性や支持性が悪く、悪化する人が見られる』

(越智祥太「医療相談—医師の立場から」)

これら、医学的に見られる傾向は、検討会調査でも同様の傾向として報告されている。また私たちの96年3月から97年1月までの医療相談記録と、97年厚生省の総患者統計（45歳から64歳まで）とを比較すると、高血圧で約2・1倍、糖尿病で約2・7倍、心疾患で約3・8倍、肝疾患で約18倍、筋骨格系疾患では約3・6倍と、一般水準よりも数倍の数値が出る。

いずれにせよ、生活環境の悪さと、慢性の疲弊など、「路上生活者」は「路上生活」ゆえに必然健康を害する状態に常に置かれ続けている。

これらの傾向は、福祉統計などでも鮮明となる。新宿福祉が扱った「住所不定者」の入院措置件数は93年度で242名、94年度で329名、95年度で266名、96年度で229名、97年度で212名と、ここ5年間平均すれば毎月21名もの「路上生活者」が入院をする程重い病状に侵されていた事が分かる。新宿区内の「路上生活者」は連絡会概数調査で98年5月段階で928名であり、そこから比較しても20%を軽く越しており、かなりの高率と言えよう。

また、入院も含めた生活保護申請件数は、93年度706名、94年度1527名、95年度1906名、96年度1652名、97年度1789名であり、軽くその実数を越えている。新宿区の生活保護申請のほとんどは医療単給であり、そのため年に何度も申請をし直し診療を受けるなどの重複がかなりあると思われるが、それを差し引いても、治療を求めて多くの「路上生活者」が福祉事務所に殺到している図はこれから明確にうかがえる。

他方でこのように治療を求める殺到される側=福祉事務所の対応として、医療機関での受診は

させるものの、その際、継続的受診の必要は認められながら居宅保護の手配がなされない、医療単給による「路上生活」のままの通院=いわゆる青空通院が、都内の多くの福祉事務所においてもまかり通っているため、通院の中止や病状の悪化につながり、慢性疾患の治癒を引き伸し、更に病状を悪化させる大きな根拠になっている。

新宿区の統計でも、どこの区の統計においても青空通院の統計資料は外部には公表されておらず、おおまかな数しか分からないので推計すれば、97年度の新宿区の申請受理件数1789件（入院者数212+収容者数44+ドヤ生保数305人）=1228名となり、だいたい千名規模での青空通院がまかり通っている計算になる。新宿区の年度別扶助費の支出状況もまた医療扶助費が総支出額に対して毎年ダントツで約6割も占めることからも、このことはある程度裏付けられるであろう。

このような制度の運用上の問題も加わり、病気を抱えた「路上生活者」は、病気すら安心して治癒できない環境に総じて置かれている。

また、傷病が重篤、緊急と判断され、入院や施設、ドヤ（簡易宿泊所）から保護を受け通院措置となっても、その後の適切な指導がなされなかつたりして、中途退院、中途退寮し、疾病を更に重くして再び福祉に駆け込まざるを得ないなど、福祉の対応や体制の不備が悪循環を生み出している例も多い。

そして、私たちも実際に幾度となく立ち会う事になった路上死も、そのさまざまな要因の結果として後を立たない。

新宿区の「住所不定者死者リスト」（行旅死亡人、入院1か月以内に死亡した者）によれば94年度21名、95年度35名、96年度49名、97年度56名が亡くなっている。四年間で161名も

の尊い命が不幸な死に方を余儀なくされ、しかも、それは年々増加傾向にあり、とりわけ11月から3月の間の冬期に集中している。（「図表21」）また、97年度では行旅死亡が22人、病院死が34名と救急搬送されながらも、危篤状態で手の施しようもなく死亡する人の多さが特徴である。23区や東京都全体の統計は発表されていないが、おそらく都内年間百名規模で、このような形で人生の終幕を降ろす人々がいるのである。

「路上生活者」は、「貧困プール産業」末端で働き続けて来た人々を中心に、失業など経済的な問題を中心に様々な複合的な要因で、様々な社会的階層の人々によって構成されている。が、一度「路上生活」に入ってしまうと「路上生活者」層に共通する様々な内的、外的な困窮がそこに待ち受けている。もちろん抱えている困窮の度合は人によって格差があるだろうが、それを勘案したとしても「路上生活者」に共通する困窮とは、上記のような構造の中でいったん「路上生活者」となると、そこからなかなか抜け出せない問題であり、「路上生活」のまま一生を終えなければならない恐怖である。

「図表21」新宿区内月別死者

	94年度	95年度	96年度	97年度	(行旅死亡)	(入院死亡)
4月	0	5	3	6	4	2
5月	0	4	5	4	1	3
6月	2	0	1	8	2	6
7月	1	1	6	2	0	2
8月	3	3	5	3	1	2
9月	3	0	1	2	2	0
10月	0	2	0	2	1	1
11月	1	4	3	6	3	3
12月	2	4	10	2	1	1
1月	3	2	4	12	4	8
2月	3	3	6	5	2	3
3月	3	7	5	4	1	3
合計	21	35	49	56	(22)	(34)

（新宿区住所不定者死者リストより作成）

第二章 「路上生活者」のニーズ

「路上生活者」が、その現状を変えるために主体的に何を求め、何を訴えているのかを把握することは、客観的な現状を認識することと同様に重要な事柄である。「路上生活者」たちは、強いられた現状に対し生活防衛力を働かせると同時に、その生活水準からの脱却を目指し、個人的または相互扶助的な協同した力で様々な努力を日々行なっている。しかしそうした努力にもかかわらず現実には達成できない事柄があり、それらが「路上生活者」たちのニーズ、一番望む事柄を指し示していると言える。

それは、社会がどの程度、どのように「路上生活者」の困窮に手を差し延べることができるか、ということの大きな目安であるべき点であり、基本とすべき観点であると私たちは考えている。

2-1 「上からの救済論」批判

「路上生活者」達の「声」を無視し、上から「路上生活者」を類型化し、これが困っているだろう、あれが困っているだろうと、勝手に想像し、形式化し、その不足分を補っていこうとする発想は、たとえそれが善意から発せられたとしても、現に困窮している人々の人格を傷つけ、当事者からは歓迎されない援助となるケースが多い。「路上生活」よりも屋根があれば良いという発想は極めて当然な発想なのであるが、その屋根の獲得に至るプロセスを欠いた思考では「収容所」をこしらえそれで良しとする、極めて雑で単純な発想しか導き出されない。

「路上」に暮らしている人々もまた、同じ社会の構成員であり、明日の自分の姿であるかも知れないという基本を忘れた人々は、往々にして、現状をさっと分析しただけで高見に立ち、安易に「処方箋」を書きたがる。が、「路上生

活者」は猫や犬とは違うのである。そこには戦後史の中、人生の重みを背負った、もの言う人々がいるのであり、また、弱者であるからと言って物乞いをする人々ばかりではなく、それぞれの尊厳を持ちながら路上で生き抜いている人々がいるのである。そういう人々の集団を相手にする以上、これら「路上生活」でなければ何でもいいという雑で単純な思考ではとうてい太刀打ちできないだろう。

これとほぼ同じ発想で、「路上生活者」の救済の方法・内容の違いから「路上生活者」を二つ（①働く意欲と能力を持った層と②就労自活の展望のない高齢者・障害者・疾病者）に分類して考える発想をもった人々が一部にいる。これはいかにももっともな考え方であるかのように見えるが、前者には自立支援事業、後者には生活保護という処方箋の結論が先にありきの議論であり、その分類もまた粗雑なものである。就労能力や意欲の有無を基準にする分類方法は、とりわけ生活保護行政内部では一つの基準になり得たとしても、それは一つの目安でしかなく、実際は、そう単純には二分化などされないのである。現行の施策運用基準に合わせて「路上生活者」を二分化して済む問題なら何も「路上生活者」のニーズなど聞く必要もない。

他方で、これは社会福祉関係に従事する人々からの意見が強いのであるが、最低生活水準を保てない状態にあるのだから、等しくその不足分を補うべきだという主張もある。具体的には「安定した住居」に不足している人々、「最低限度の生活費」が不足している人々に、その不足分を公的に救済して補えという意見である。もっと言えば生活保護の適用をすべからく行なうべきだという主張である。原理原則から言え

ばこの主張は正しいし、戦後の貧困問題の対処を踏襲した意見である。が、私たちは生活保護を全ての「路上生活者」に適用すべきだとは考えていない。もちろん、その必要のある人々は存在するし、また公的に補う必要のある部分は補うのが当然である。この問題は後にも再び取り扱うが、ここでは、簡単に「路上生活者」のニーズとの関連だけを提示しておこう。

原因論的には、前章で展開したよう社会保障政策の欠陥が「路上生活者」を生み出す一つの根拠となっている。社会福祉政策もまた、公的扶助が貧民全てに機能しなくなっていることに象徴されるように、これも「路上生活者」を生み出す一つの根拠と考えられる。もちろんその政治的な是正は必要であるが、現行のこれらの制度運用においてはもはや「路上生活者」に対応できないばかりか、多くの低所得者層にすら追いつかないだろうことは容易に想像できる。この問題は、貧困ラインを経済的にのみ維持させようとしてきた戦後社会福祉の基本的な発想に本質的に起因すると私たちは考える。すなわち「救済論」を基本に据えたことにより、制度が硬直化してしまい、本来社会福祉に必要な弾力性が失われてしまったのではないか。ならば、制度があるかといつて結論を先に出してはいけない。

私たちは「路上生活者」が全て公的に救済されるべき対象であるかと言えば、果たしてそうなのか？と問う。まず議論しなければならないのが、現に生きている「路上生活者」が本当に公的救済を求めているのか、どのレベルでの救済を求めているのかという点をまずははっきりさせることである。これを抜きに「路上生活者」は要保護状態であるからすべからく公的救済すべきだと主張するのは、「路上生活者」はただ単に公的救済される存在だと一方的に規定することにならないだろうか？「路上生活者」の実際のニーズを明らかにせずに語る公的救済論は、

ある意味では上から語る左からの政治主張以外の何物でもないと考える。

すなわち、肝心なことは「路上生活者」が何を望み、何を解決しようとしているかであり、ここでの究明と理解なくして、施策内容などは出るはずはないのである。ここを省くことは、戦後の貧困問題の対応時によくありがちな、当事者不在の救済に行き着き、他方においては福祉との依存の関係を固定化させる傾向を強めるだけである。

「路上生活者」のニーズを把握することは、ただ単にその不足を発見するだけの作業ではない。「路上生活者」が発するニーズと、そのニーズを求める「路上生活者」の個人的もしくは相互扶助的な協同した努力に、どれだけ合致した、より当事者サイドに立った有効な社会的な支援が出来るかを発見する作業である。不足を明らかにするのは簡単であり、その不足を補うのも財政的に許されるのであればこれも簡単である。が、その不足を補う作業を当事者と共に行なっていこうとする観点は旧来型の発想からの飛躍を問われる。上からよかれと思ひ物資を垂れ流しにするのではなく、人間としての可能性をいかに引き出せる支援がいかに出来るのか？私たちはそのモデルを第三世界の開発援助などで国際的にも注目を浴びているエンパワーメント・プロセスなどに見る。

私たちも当座の食料支援として炊き出しを新宿地区において週に一度実施しているが、これは、食料が自力で調達し難いという「路上生活者」の当座のニーズから生じているものの、そこにおいて、食事を与えるという行為を目的化せず、作る過程や配食の過程での「協同性」「関係性」「自発性」を重視した「全体の作り方、食べ方」を常に追求している。これと同じで、ニーズがあるから、困っているから、それを与えればよいという発想は「何故困っている

のか？」「与えることでどういう意味があるのか？」という思考を欠如した極めて機械的で安易な救済の仕方を編み出してしまうのである。しかも、行政における食料援助は「与える」のみであり、緊急避難的には評価できるものの、その最悪の例を作ってしまったのが川崎市による「パン券」支給である。そこから何を導いていくのかすら発想されず無闇に垂れ流しされているだけのこの事業は、依存の習慣化、そして、「路上生活」の固定化という事態を引き出している。もちろん食料援助をすべきではないと言っている訳ではなく、これら不足分を充足するだけの手法では、もはやより良き対応は出来ないと言っているのである。

すなわち、ここでは、以上のような結論を導き出すことを目的とせず、また、不足とされる単なるニーズ把握にとどまらず、自分のニーズを自分で充足する作業をどのように行なっているのか？その手段が果たしてあるのか？その努力を引き伸ばし共に解決する道はあるのか？という点も含め多角的に論じていきたい。

2-2 アンケートから見るニーズ把握

94年連絡会調査、99年連絡会調査などアンケート化されたものの中で「路上生活者」が求めている主要な項目はだいたい以下のようにまとめられる。

- ① 住居の確保
- ② 仕事の確保
- ③ 傷病の治療
- ④ 生活上の諸問題解決
- ⑤ 対外的な理解の希望

これらの項目の内で、最も多くかつ共通する項目は、住居の確保と仕事の確保となり、二つ

のアンケートでも全体の7割の人々の要求がここに集中している。もちろん、その要求の度合いは様々であり、また、相互に関連したものであるが、ここでは便宜的にそれぞれの項目に分けながら99年連絡会アンケートを基礎資料に詳しく見ていくたい。

イ、住居の確保について

99年連絡会アンケートにおいての居住に関する項目において、当然といえば当然ながら現状の「路上生活」のままで良いと回答した人は一人もいない。たとえ「路上生活者」の中でも相対的に安定している常設のテントやダンボールハウスで暮らしている人々であっても、である。「路上生活」の現在よりも安定した雨風がしのげるような家に住みたいというのが「路上生活者」にとっての最低限の意向でもあるだろう。

もちろん、このアンケートにおいても居住関連へニーズを表明しなかった人々がある程度の割合でいる。これらの人々の意思是、

「そんなこと望んだってしょせん無理だ」

(55歳男性)

「収入もないし、保証人もいないんだから、目の前にアパートがあったって入れる訳ないじゃない」

(58歳男性)

「それどころじゃないよ、今日明日生きるのに精一杯なんだから」

(62歳男性)

などと、現実的な判断や諦めによる無回答であり、全体の7・3%程を占める。

では、どのような居住形態に将来戻りたいかと質問したところ「図表22」のような回答があった。「路上生活者」の前に住んでいた居住形態から考えても、簡易宿泊所生活者も飯場生活者も、将来的には安定して自力で生活ができるア

パート・公営住宅などの生活を希望しているという傾向が浮かびあがる。これらで全体の7割近くを占めることからも自立願望はかなり強いと言えるだろう。

また、施設希望者は高齢に従い高くなると予想したが、実際はあまり年代には関係なく全体の10%程と、どの年代においても割と平均化している。病気や障害などがあり就労による自立に自信がない人々の傾向として施設希望が現れている。

「その他の回答」とは「路上生活」でなければどこでもいいという、あまり居住形態までイメージ出来ない人々の漠然とした回答であるが、それは全体のわずか11%である。全体的に居住の確保へのニーズは、漠然とした希望は少なく、自分で仕事を確保し、自分の力でアパート、公営住宅などに入居したいという具体的なイメージや展望をもっていることが分かる。

次に実際に住居の確保を達成させるための具体的な困難を「収入がない」以外の問題に限定して列記してみると、

「住民票や連絡先がなく不動産屋も相手にしてくれない」（45歳男性）

「保証人がいない」（55歳男性）

「まともな職業についていないと貸さない、と言われた」（40歳男性）

「アパートに入りたくても、礼金敷金など入居にかかる費用が高額」（57歳男性）

「簡易宿泊所やサウナ、カプセルホテルなど高すぎる」（51歳男性）

「都営住宅などは住所がない奴は相手にもしてくれない」（57歳男性）

などがあげられている。この中でも、家賃（資金）の問題と保証人の問題が大きな障害としてあり、この問題を指摘した人は多い。それを反映してか、住宅政策上の要求としては、

「保障人なしでも入れるような住居を確保してくれればよいのだが」（58歳男性）

「例えば月1万程度の家賃の、ドヤのような宿泊所でもいいから提供してくれれば」（38歳男性）

など、これに類似する要望があがっている。

住居の確保だけに限定して見ると、その要望は全体として、「路上生活」でなければ何でもいいという漠然としたものではなく、また、行政が作り運営する施設に集中することなく、自力で生計を立てながらアパートなどに入居したいと、具体的な展望を有した人が多いことは注目すべきことであろう。そして、またその希求を阻む具体的な困難もまたよく承知しており、その執着も逆に明らかになっている。

口、仕事の確保について

仕事の確保についての希望もまた、失業などで「路上生活」に至ってしまった人々にとって

「図表22」居住形態の希望

	30代以下	40代	50代	60代以上	計
アパート	8	14	28	14	64 (58・1%)
公営住宅	0	2	5	5	12 (10・9%)
施 設	1	2	7	3	13 (11・8%)
そ の 他	1	2	5	5	13 (11・8%)
無 回 答	0	2	3	3	8 (7・3%)
計	10	22	48	30	110

は共通の項目である。これは住居の確保ともからむ問題もあるが、自分の力で働き、自分の力で安定した住居を確保したいという願望を多くの人々が願っている。

99年連絡会調査において、仕事の確保についての質問に無回答はわずか2・7%であり、また、病気、高齢などの理由で「出来ない」「福祉的な労働なら」と言う回答「その他」は20%足らずで、残りの多くは一般就労を望んでいる。

また、最高年齢74歳男性（建築土木従事、飯場解雇で5年前から「路上生活」）も「軽い仕事があるなら紹介してもらいたい」と一般就労を望んでいるなど、客観的な稼働能力や稼働年齢層とは関係なく仕事の確保を望んでおり、単純に年齢を基準に考える事は出来ないだろう。もちろん、現実の就労機会が少ない中で、とりわけ高年齢者の就労は「路上生活者」のままで極めて難しくなるのではあるが、それにしても、雇用の確保によって生活水準を上げていこうとする現状回帰への希求は、この項目ではつきりとする。

ちまたでは「路上生活者」というのは就労を拒否または怠けている人々のような言われ方をされる場合が多いし、実際、街頭などで目だつて見える「路上生活者」の中には就労意欲が失われてしまった人々が少数ながら存在する（これらの人々はアンケートなどにも回答しないので統計上はあまり現れない）のも事実である。これをもって「路上生活者」には果たして就労意欲があるのかないのかという議論がなされるのであるが、私たちはそもそもそういう論議をする以前の問題ではないかと考えている。すなわち「路上生活」であれば就労機会が一般失業者に比しても圧倒的に少ないと（あったとしても前章で見てきたようなインフォーマル労働が主である）という現状の段階において、就労意欲の有り無しを議論したところであまり意味のない議論でしかないからである。就労意欲の有り

無しというのは、実際の就労機会が社会的に保障されている場合において言える判断基準だからである。だから、私たちは、前記のような調査結果となったとしても「路上生活者」のほとんどは就労意欲があるなどと声高に叫ぶようなことはしない。実際の就労は、その能力と機会のマッチングであり、機会がなければ意欲も能力も徐々に失われていくのは当たり前の事である。

「仕事がしたけりや、どんな仕事でもあるだろう」「努力が足りないんだ」という冷たい主張は、仕事にアクセスする機会が保たれていないればいくら努力したって就労に結び付かないという事実を理解しない人々の言質である。そういう主張に反発するため「路上生活者」の就労意欲をうんぬんしても同じ穴のムジナでしかない。

この調査結果は、主体的に多くの「路上生活者」たちは、自分の力で働き生活を維持することを望んでいる、と読み取るべきだと考える。

さて、この調査では、もっと踏み込み、どのような仕事に就きたいかも質問してみた。その結果が「図表23」である。これを前職業とクロスさせて見ると「図表24」のようになり、かつての仕事に戻りたいと希望する人々が圧倒的に多い。建築土木に従事していた人々はその種の仕事に戻る事を希求し、店員、工場労働者などの場合も同様である。これらは、唯單に日雇で現金化できる仕事という意味ではなく、長年の経験（技能）が生かされる仕事へ戻りたいという願望の現れであろう。

生活水準を元通りにしたいとする回帰願望とも言える傾向はここでも明確である。

今までやって来た仕事にはある種の誇りをたいがいの人々はもっており、実際にその産業が高齢者を排除する傾向を強め門戸が限りなく狭まっていても、「まだまだ慣れた仕事なら十分

にやれる」「若いもんには負けない」という意識は強い。実際に高年齢者が仕事を確保する場合のミスマッチの原因ともなるべき一般傾向であるが、まずはこの自信満々の意識を尊重すべきであろう。

他方で、年齢や体力などの限界を自覚している人々も少數ながらおり、それらの人々は公園清掃など比較的軽い仕事を希望している。

「建築現場などの軽い片付け仕事などをやりたい」（62歳男性）

「シルバーでやっている公園清掃やトイレ掃除とかの仕事をやりたい」（59歳男性）

「空き缶の仕分けとか、そんな座りながら出来る仕事なら出来る」（60歳男性）

「路上生活」以前の生活水準への現状回帰を諦めざるを得なかった人々、とりわけ高齢者からはこれら軽作業労働の希望が強い。

次に実際上仕事の確保を達成させるための具体的な困難を見てみると、建築土木の日雇労働を求め日雇市場などで仕事を探すために努力している人々からは

「公共事業などどんどん発注して俺らにもまわしてもらえないものか」（46歳男性）

などという、仕事量が少ない中で日雇仕事を増やせないかという要望が圧倒的となり、仕事量が少ないので仕事の確保につながらない大きな要因と認識されている。予想されていた現場での年齢制限や健康チェックの問題や、手配方法に対する苦情などはこのアンケートではほとんど現れず、ただ「仕事が少ない」ことの問題にその困難は集中されているのが特徴である。鳶や型枠大工などの職人系の人々も安い賃金の土工仕事を探さなければならない程の深刻なアプレ状況の現れであろう。

「図表23」仕事の確保への希望

	30代以下	40代	50代	60代以上	計
建築関係	4	11	20	13	48 (43・6%)
工場関係	4	7	6	2	19 (17・3%)
サービス業	2	3	6	1	12 (10・9%)
事務	0	0	2	0	2 (1・8%)
自営	0	0	2	1	3 (2・7%)
警備	0	1	0	0	1 (0・9%)
その他	0	0	10	12	22 (20・0%)
無回答	0	0	2	1	3 (2・7%)
計	10	22	48	30	110

「図表24」前職と希望職種の対比

	前職	希望
建築関係	66	48
工場関係	11	19
サービス業	12	12
事務	4	2
自営	7	3
警備	2	1
その他	8	22
無回答	0	3
計	110	110

また、労働政策的な要求は日雇職安（出張所）の機能に集中する。

「今の職安（出張所）は仕事も紹介しない、かつてのように失対事業を紹介すべきだ」（60歳男性）

「窓口に行っても手帳（白手帳）の交付すらさせてもらえない。日雇仕事がないから交付しても無駄だと言っている。仕事を増やすのが職安の仕事じゃないのか？せめて手帳の交付をさせるべきである。」（45歳男性）

「住民票がなくても手帳を交付すべきだ。そして、特出し仕事など週2、3人は紹介すべき」

（50歳男性）

山谷地区以外での日雇仕事に関してはほぼ職安などの機能が果たされておらず、手配師就労に頼らざるを得ない構造上、前章で記したような様々なトラブルも多い。

そんな中で当然ながら、

「悪質な飯場や手配師を取り締まるべき」

（56歳男性）

という声も多い。

他方で、常雇いの一般就労を希望する人々の仕事の確保に関する困難は、かなり細部にわたり統一はしないが、主だったものをあげてみると、

「住込み仕事が職安に行ってもほとんどない」

（38歳男性）

「新聞見て面接に行くにも、住所や連絡先がないのでいけない」（55歳男性）

「交通費すらないし、格好もこの格好じゃ雇ってくれない」（65歳男性）

「ホームレスだとバレたら怖くって探すこともできない」（47歳男性）

「保証人が必要な会社が最近は多いから難しい」

（54歳男性）

「履歴書もって来いって、数多く転職したか

ら書けない」（47歳男性）

「職安に行っては見るが、引け目があって受付の人に相談も出来ない」（47歳男性）

などなどであり、その細かさからは、建築土木日雇に比して就労機会が「路上生活者」ゆえにほとんどないことが反映されている。日雇以外での就労形態は、主に一般職安か求人誌、新聞広告などを通じてとなるが、当然のことながら、これらは「路上生活者」を前提にしていない。また「路上生活」であることを隠して就労するとしても住込み仕事という限られた条件でしか就労できない。面接に行っても即決でなければ連絡先もない、採用が決まったとしても保証人を求められて保証人がいない、給料日までの生活資金や交通費がない、などなど、様々な困難がそこにつきまとっている。

政策的な要求としては、これら様々な困難を解決するような、就労機会を与え、住民票もおけられる「自立支援センター」のような施策を要望する声がこの層からは強い。

総じて、仕事の確保を要望したとしても、その機会および仕事量が圧倒的に少なく、また就労するための最低限の条件すら奪われている状態にあるということであり、それが「路上生活者」の仕事確保を困難にしているということだろう。が、その細かな要望から見ても分かるとおり、抽象的に、または「路上生活」を正当化するために「仕事がない」と言っているのではなく、具体的にニーズを充足するための様々な努力や知恵を働かせながら、生活水準を向上させようとしているが、それが現実にはかなえられないという表現でもある。こうした全体的な努力の中で、実際に就労できる仕事（前章で見たようなインフォーマルな労働）に従事している人々が常に「路上生活者」層の中に一定規模

存在しているという事実は、その就労が違法であるかないか以前の問題として正当に評価すべきであろう。

ハ、傷病の治療などその他のニーズ

まず、傷病の治療を求めている人々は99年連絡会調査では全体の29%もあり、前章で記したような病気に罹患しやすい環境の中、多くの人々が病魔に苦しんでいる様子がうかがえる。

傷病の治療のために福祉事務所に相談にうかがうが、これも前章で記した通りよほど重い傷病でなければ居宅保護にはつながらず医療単給だけの青空通院となり、治療ははかどらない。故にこのような要望も未だに多く発せられる訳である。

中でも、

「直接病院にかかるようにしてほしい」

(60歳男性)

「糖尿病でインシュリンを打っていたが、金がないので今は打っていない、無料でもらえないだろうか？」(53歳男性)

のように、福祉事務所を経由し、指定される病院に行く繁雑さや、福祉事務所窓口での手続きや応対などに不満をもっている人もかなりおり、また、

「福祉の指定する病院に行き薬をもらったが治らない」(60歳男性)

「医者や看護婦の差別的な対応を改めてもらいたい」(56歳男性)

など、医療機関に対する不安や不満を発する人も多い。

「路上生活」をしながら治療をすることの困難を、とりわけ傷病問題を直接抱えている人々

や、そのような人々を身近で見て来た人々は次のような福祉政策上の要望を出している。

「生活保護で治療だけは専念できるようにしてもらいたい」(50歳男性)

「青空通院では病気は直らない。最低限、布団のある場所で寝かせてもらいたい」(53歳男性)

「病気の治療が専念出来るような施設を作ってもらいたい」(62歳男性)

「高齢保護の基準を60歳まで引き下げたら良いと思う」(58歳男性)

と、福祉事務所や病院での対応にたいする要望がここでは集中する。「病気になった時くらいは」という思いの反映であり「病人や年寄りの面倒くらいは福祉は十分にやるべきだ」という強い主張がここではかなり見受けられ、何のための福祉かという意識がかなり反映されていると考えられる。

福祉に対しては反対に

「できれば生活保護は受けたくない、自分で働いた金なら自由に使える、やっぱり働く時には自分で金をかせぎたい」(50歳男性)

「まだまだ自分の力でやっていいける。生活保護は出来ればかかりたくない」(74歳男性)

「あまり健康ではないが、生活保護は考えていない、仕事に早く戻りたい」(55歳男性)

など、明確な拒否反応も同時に返って来た。

病気やよほど困った時でなければ福祉など受けたくないという意識をもつ「路上生活者」はかなり存在する。福祉行政に関しての要望は、病人、老人への生保対応、および緊急援護などの注文が主であり、失業状態で年齢問わずに生活保護を受けるべきだと主張する人は皆無であった。すなわち、病気で苦しんでいる人以外の「路上生活者」(この調査では残り7割の人々)は基本的に自分は保護を受けられる要保護状態

とは認めてはいないのである。良いか悪いかは別として、ある意味では平均的な日本人の公的扶助に対する権利意識と同様であると言えるのではないだろうか？

また、生活上の諸問題については約8割以上の人々が衣食住に関わる問題でなんらかのニーズがあった。

中でも、

「食事がまともに食えない」
「衣類や寝具が手に入りづらい」
「寝る場所が確保しづらい」

などという代表的な声が圧倒的であり、衣食住を相対的に充足している人々はもちろん少なく、衣食住に関してはなんらかの要求をほとんどの「路上生活者」は口にする。

が、この緊急避難的な政策要望となると、「役所での食事の提供をもっと充実してもらいたい」という意見よりも「風呂もしくはシャワーを浴びられるようにしてほしい」という、衛生上に関する要望の方が意外と多かった。これなど、食事や衣類などに比較してシャワーなど体を清潔する手段が少ない（とりわけ冬場には）ことの現れではないかと考える。

また、

「2週間くらいの宿泊所を通年的に開設して欲しい」（50歳男性）

「フロやシャワーや洗濯機が使える施設があればいいのだが」（62歳男性）

という、日常のニーズを短期間でも充足させられる施設要求も依然として強かった。

また、対外的な要望については、

「ホームレスを差別しないで欲しい」

（48歳男性）

「まず仕事がないというのが問題だということをわかって欲しい」（60歳男性）

「酔っ払ってのいやがらせなどはやめてもらいたい」（57歳男性）

など社会に理解を求める圧倒的な声の中で、

「言ったってしょうがない、言ってわかるもんなら変わってる」（48歳男性）

と、もはや理解を求めるのも無駄であるという主張も少数ながら散在していた。

もちろん、「路上生活」ゆえに問題となるこれら類型化したニーズは、もっと個別のニーズ、例えば「家族に連絡を取りたい」「借金を精算したい」「家族を持ちたい」などと相互に入り混じることで全体のニーズを構成しているので、これらを一つひとつ別個に扱ってもあまり意味がないかも知れない。これがアンケート調査の限界であろう。しかし、「路上生活者」が何を求めているのかという点は、おおまかではあるもののこの調査では一定程度判明したと考える。これらは、個々のレベルにおいて、様々な努力をしながらも達成できない事柄を如実に表現しているものである。

2-3 ニーズの充足の努力と手段

ここでは、「路上生活者」がニーズの充足のための努力をいかに行ない、また、そのための手段がどれ程あるのかを鮮明にして行きたい。

安定した居住を求める指向性は「路上生活者」にほぼ共通したものであることを前項では見て来た。このための努力はどのような指向性として具体的には表現されているのか？

多くの長期に「路上生活」を余儀なくされた人々は管理が比較的厳しくない公共地などにその生活の拠点を築こうとする。むろん、それは「不法占拠」状態であり、一般社会的には許されぬ行為であったとしても、緊急避難的に彼・彼女らは「仮の宿」を構築したがる。これは、生活上最も必要なことであるからに他ならず、何も彼・彼女らが反社会的な「無法者」であるからではない。

もちろん、これらは一人の作業ではなく、グループや社会組織によって共同の力で作られる場合が多い。そして、廃棄ダンボールや廃棄木材などを使って、自らの必要最低限の生活が維持できるよう、それぞれ工夫を凝らしながら、自らの城を築くばかりか、技能も含め「作れない者」に教え込むなどしてそれを広める。瞬く間に東京のみならず全国に広まりつつある同じようなダンボールハウスやテント、仮小屋の形態は、誰かが一斉に作った訳ではなく、このように必要性から広まったものである。このための努力は彼・彼女らは決して惜しまないし、ある意味では徹底した意思によって行なわれている。

生活の基盤を維持していくための努力もまた仮の住居をもった者にとって最も大事な事柄である。管理者が行なう清掃への協力や、率先した周辺の掃除、仲間間の秩序形成など、自らの失態でその場から退去しなければならない事態を避けるため最大の注意と努力を払う。

また、生活必需品も自分の力、もしくは協同した力で調達してくる。毛布、布団などの寝具、衣類を整理する棚や、コンロなどの調理道具、ラジオなどの娯楽品も機会があれば揃えてくる。

偏見論者にとってみれば、これらはまさに「とんでもない」事態なのであろうが、逆に見れば、人間らしい営みをしたいという希求こそ、彼・彼女らを動かしている基本なのである。そ

れは、何も「路上生活者」に限ったことではなく、人類全ての思いであり、その努力を「路上生活」だからと言って否定したり、奪ったりするのはいささか角張った考え方である。問題は、それが非合法であるというだけの話である。

もちろん、非合法なればこれらの努力空しく、追い出されたりもする。その意味で不安定であり、常にその恐怖を感じながら、自分の城を守っているのである。

私たちは、ここにニーズを自らの力で獲得しようと努力する人間としてまっとうな姿を見る。この姿勢にこそ、社会は応えなければならないのではなかろうか？つまり、極端な例を言えば、自ら組織された彼・彼女らに遊休地を供与または貸与するだけで、自らの生活拠点は自らの努力によってその多くは解決する能力をもっているということである。

すなわち、住居を確保するというニーズを満たすための合法的な手段が圧倒的に不足している為に、彼・彼女らは非合法な手段を選択せざるを得ない状態に追い込まれている訳である。その結果として「不法占拠」とよばれるダンボールハウスやテントが増え続けているのであり、事は極めて単純である。

合法的に居住を確保する手段は前項で見てきたような困難の中ではほぼ不可能であり、可能なのは収入があった時のカプセルホテルや簡易宿泊所への不安定ながらの宿泊でしかない。公的な宿泊所は都内に何か所かはあることはあるが、その情報すら知らされず、常に満員状態である。しかもその入居には様々な住民票概念による要件もあり、「路上生活者」を受け入れる環境はない。合法的に居住につながる手段がないこそ問題であると言えるだろう。

仕事のニーズに対する努力もまた並外れたものがある。もちろん、これはその手段を有する

ものとそうでない者との格差はあるが、日雇仕事を求める者は朝の3時過ぎから手配師の来るのを仕事があろうがなかろうが、毎日待ち続ける。仕事がたまにあれば拘束時間は優に15時間近くになるが、それでも翌朝仕事にありつくため、早朝から手配師の来る場所に集まる。また、インフォーマルな労働においても、同様の努力が必要であり、例えば古本集めなども、努力せずして集まる仕事ではなく、同業者と競争しながら早朝から夕方まで電車を乗り継ぎ、遠方まで足を延ばす。露天関係も同様であり、歓楽街などでは夕方から朝まで冬でも夏でも立ちっぱなしの仕事をまさに汗水たらしながら行なっている。もちろん、それでいて収入は食費だけで消える程度のわずかなものである。

これら「路上」で働く人々は一般社会の人々に比しても負けることない位の労働量はこなしているのであるが、その点における社会的な評価は全くと言っていい程行なわれていない。機会と手段さえあれば、多くの人々はこのように必死になって働く能力をもっている。仕事をしないから「路上生活」をしているのではなく、仕事の機会に容易にアクセス出来ないから「路上生活」を余儀なくされているのであり、また、たとえその機会があったとしてもインフォーマル労働故に労働に見合った賃金を得ることが出来ず「路上生活」を余儀なくされているのである。問題は就労意欲云々という単純な問題ではない。もちろん高度な技術はもっていないし、人間関係も下手な人々もいる。その点でのミスマッチはあったとしても、一般的就労に適しない人々というレッテルは明らかに間違ったレッテルである。

その他のニーズ充足にたいする努力については、とりわけ生活上の諸問題に関しては、前述したような、飯の確保などでの協同した力であるとか、衣類の確保であるとか、これも「住居

と仕事」と同様、様々な努力や工夫を重ねて部分的に解決をしている。とりわけ、ボロを着、髪ボウボウの「路上生活者」が比較的少ない視覚的な事実は、衛生面での注意を各々極力払っている証拠であり、決して「世捨て人」ではなく、社会内の人間として自覚していることの現れであると考える。

他方で、傷病の治療など、ことその手段が行政機関などに関わる問題では、これも程度の差はあるが、相対的に権利意識はそんなに強い方ではなく、役所の「いいなり」になるケースが多い。もちろん社会組織などでの交渉など、集団としての場を与えられる事での要望の実現がなされている場合はあるが、個別の問題に関しての行政の存在はまだまだ遠い存在であると言えるだろう（行政サイドの問題もまた指摘されるが）。病気を抱えながらなかなか治療に行かない、福祉に行かずに悪化させ、救急車で運ばれるケースの多くは福祉サービスを知らないではなく、こと他人に対しては積極的になるが自分のこととなると消極的であるという典型的な傾向の現れと言えるだろう。

このように「路上生活者」は基本ニーズの充足のために個人的ないしは協同的にかなりの努力をし、度合はあるものの、その充足の部分的な実現を果たしてゐる場合も多い。その程度はとりわけ「自力で」「仲間と一緒に」という場面においては、かなりの力を発揮している。他方で「行政」の支援やサービスが必要という時には相対的に弱く、困難を自分に抱えてしまうという傾向が存在する。もちろん、それは手段へのアクセスの方法が一方的であるなど、かなり利用しづらい面をもつてゐることも一因となっている。

2-4 旧来型貧困概念と方法論からの転換

ここでは、上記のような様々なニーズが発せられる「路上生活者」の貧困形態というものがどのようなものなのかを、モデルを使って示唆していきたい。

これらニーズから判明するものは、「路上生活者」の貧困（困難）は多くの次元を持つ問題であるという厳然とした事実だけである。従来型の発想で、その一つひとつの不足分を補う方法論は極めて非合理的であり繁雑な作業を要する。屋根を与えることは、就労などを提供することと同時になければならぬし、就労を与えたとしても、それが不安定であればその不足分を補わなくてはならず、また就労そのものが不可能な場合においては当座の生活費を与えなければならなくなり、そこで再び疾病などが発生すれば、その治療費も与えなければならなくなるといった「路上」の悪矛盾と同様なことが、「屋根」の下で新たに発生することとなる。

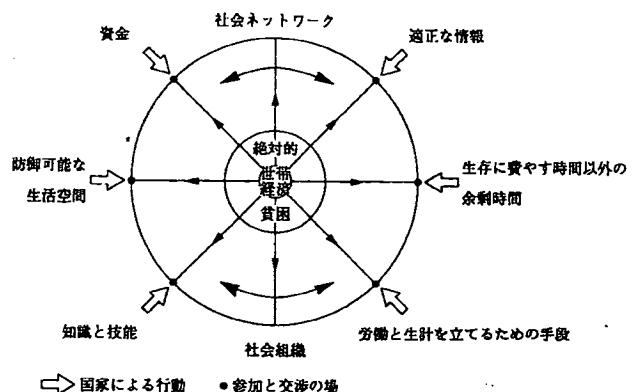
この旧来型の発想を転換していく視点としてエンパワーメント概念をここでは提示しておこう。その概念の基礎を築いたカリフォルニア大学名誉教授ジョン・フリードマンは著書『エンパワーメント』（邦訳『市民・政府・NGO 「力の剥奪」からエンパワーメントへ』新評論社1995年）の中で次のように貧困概念とその社会的解決の方法論の再検討を提唱している。

『貧困を、世帯が社会的な力の基盤へのアクセス機会を欠いているという意味での「相対的な力の剥奪」だとするならば、広範な貧困をなくすための鍵は、貧しい人々の社会的、政治的エンパワーメントにある。』（まえがきより）

そしてここで言う「エンパワーメント」とは以下のような意味で用いられている。

「図表25」フリードマンの「力の剥奪モデル」

（「社会的な力の基盤へのアクセス不足」としての貧困）



『端的にいえば力をつけること、あるいは力を獲得することである。著者がとくに「力」を重視するのは、貧しい人々の真の生活向上のためには、たんなる経済的な向上だけでは不十分と考えているからである。貧しい人々は制度的、組織的に力を剥奪されてきたため貧しいのだから、その力の源となる資源へのアクセス機会を得ることにより、力、とくに意思決定における自律性を獲得し、貧困からの脱出を図る、これがオルタナティブな開発であり、根本的には政治的過程だとされる』（訳者による基本用語集より）

フリードマンは貧困はその構成員の生活条件を改善するための社会的な力を欠いている存在だ、と仮定する。そしてその社会的な力を①防御可能な生活空間、②余剰時間、③知識と技能、④適正な情報、⑤社会組織、⑥社会ネットワーク、⑦労働と生計を立てるための手段、⑧資金と規定し、これら社会的力の基盤への相対的なアクセス不足が、貧困であるとのモデルを提起している（「図表25」）。

あくまでこれは試論的であり、数量的な統計を利用していないおおまかなものだが、例えば、

このモデルを使って、私たちが常に接している身近な「路上生活者」の貧困形態を考えてみると、以下のような具合となる。

①防御可能な生活空間	低い
②余剰時間	低い
③知識と技能	中庸
④適正な情報	中庸
⑤社会組織	中庸
⑥社会ネットワーク	中庸
⑦労働と生計を立てるための手段	低い
⑧資金	低い

知識と技能は全体として平均的な国民水準レベルは有しており、それぞれの職能も平均労働者並に有している。適正な情報も高度とは言えぬが、標準的な健康法や、公共機関一福祉事務所へのアクセスの仕方、就労をめぐる情報などは、それぞれのネットワーク上において常に交換されており、また社会組織もインフォーマルながら、それぞれのグループや権利獲得団体など、「路上」においてはこの数年間飛躍的に組織は形成されつつある。また、社会ネットワークは中庸よりも若干低いと考えられるが、水平的なネットワークは様々に存在している。

他方で防御可能な生活空間は不安定であり、たとえ相対的に安定していても常に不安の中で暮らさざるを得ず、余剰時間は食事の確保に関わる時間などの長さなどで低く、また、労働と生計を立てるための手段も圧倒的に不足しており、資金もまた同様である。

もちろん、これらは相互依存的であるが、個別に考えてみると、このような具合で「路上生活者」の貧困のモデルがごくごくおおまかであるが判明し、前項で見た基本的なニーズも、この「低い」部分に集中していることが分かる。「居所と仕事」という二つの基本ニーズも、こ

のモデルで考えてみると、ただ単にそれをどちらかしないしは両方与えれば良い、それが得られるような支援をすれば良いということではなく、これらの社会的な力の基盤の中で問題にしなければならない相対的な問題であることが分かる。

つまり、「居所と仕事」はもちろん大事であるが、仲間との関係と言われているような人間関係や社会組織と分断して、また「生きがい」とでも言っているようなメンタル面や、それぞれが有している知識や技能、それぞれが努力をしている肯定的な姿勢を無視して、「居所と仕事」だけを提供すれば良いという問題ではない、ということである。

とりわけ重要なのは、「路上生活者」がそのニーズを充足しようとする際に社会資源へのアクセス手段が不足しているという点である。そしてこれを獲得していく当事者の発展過程もしくはその努力を評価し、社会がこれに気付き、その手段を提供していく作業が合致されないところでは、当事者にとって本質的なニーズの充足にはならないという点である。

もちろんこれは第三世界の実際の開発援助活動の中から発生した論理を例にとった一つの試論であり、全てがわが国の「路上生活者」問題にストレートに当てはめるべきだとは私たちも主張しない。が、フリードマンも『終章「豊かな国」への問いかけ』の中で次のように述べていることは私たちの国の「路上生活者」問題に対しても示唆的である。

「先進国の貧困問題より貧しい国の貧困の方が、その貧困の構造的性質については正しく認識されている。経済的に豊かな先進国のはそれは道徳問題として見なされるからである。しかし今やこの便利な見方を問い合わせる時ではなかろうか？この問い合わせは政府の対策に対しても意味をもつていて」

私たちが見てきたように、「路上生活者」たちは実際に横たわる様々な困難の中でも、とりわけ必要と認識した事柄については、その全てとは言わないが、部分的には彼・彼らの主体的な努力によって改善されている点も多々ある。このことを認識・評価せず、またこれらの努力と社会的支援の手が協同すること抜きに、もはや「路上生活者対策」というのは存立しないのではなかろうか？不足分を充足するだけの豊富な財政的基盤があるのならざ知らず、財政危機が叫ばれている今日なら尚さら、こういう観点が必要なのではないかと考える。

2-5 ニーズを充足させる方法論について

もちろん、これらのニーズは生活上最も必要な事柄だからこそ、必死になって彼・彼らはそのニーズ充足に向けた努力をする。ここに着目するのは当然であるし、社会はここを引き伸ばして行くことの延長線上に「路上生活」ではない生活を展望させていく必要があろう。

そして、また、これまで述べたよう、多くの「路上生活者」は自分のことは自分で決定したいと考えており、そのための努力を惜しんでいない。実際、そうした自己解決能力は個人的またはその社会組織の中で多分に存在しているのである。

したがって「路上生活者」への社会的な支援に必要とされているのは、彼らの自己決定能力や自己解決能力を（それが個人的であれ協同した力であれ）最大限尊重し、権利を与え、それぞれの意思や努力に対応した選択可能な支援内容を提供する方法論であろう。

他方、「路上生活者」は、行政サービスにはあまり期待をしておらず、その点での権利意識は相対的に弱く、自分は福祉の世話になりたくないという、言うなれば日本人の平均的な感覚

を有している。行政サービスはその上にアグラをかけて、上からの決定や押しつけをするのではなく、また、「路上生活者」を敵視または「お荷物」的にとらえるのではなく、様々な社会資源を準備活用すると同時にそこに容易にアクセスできるよう積極的に働きかけるべきであろう。

これまでの社会福祉の方法は多分に世帯や個人に向けたもので、社会集団などに対しては、基本的にそれを解体した上でサービスの提供という方法を常に取ってきた。しかも、自己決定権を相対的に剥奪し、選択肢を与えず、一方的に型にはまったことを「押しつける」傾向が指摘されている。このような社会的な救済、支援方法ではいくら「路上生活者」がニーズを発しても、それに応えられないばかりか、せっかくの自発性すら破壊してしまう危険性すらある。社会福祉関係者からは「路上生活者」が既存の制度には「なじまない」傾向が度々指摘され、それが「路上生活者」がいかにも「自由人」であるかのような根拠にされているが、それは、単に制度の幅の狭さが、「路上生活者」の意欲や希望とミスマッチを起こしていることの表現に他ならず、「路上でなければなんでも良い」という行政の単細胞的な発想の裏返しでしかない。

生活保護制度にせよ、「路上生活者」であつたことを恥とするかの如き指導のもとで、生活保護受給者は形見の狭い思いをしている。方法論について言えば、例えばグループごとを単位とした保護適用であるとか、集団を単位とした行政支援、といった大胆な発想の転換、試行錯誤が必要ではないだろうか？グループホームやアルコールミーティングなど一部においてはそのような実験はなされているものの、未だそれらの評価は低く、多くは管理型である。

また、就労支援にしたところで現在は「路上

「生活者」から「常雇」にさせる単線的な方法論しか考えついておらず、例えば今あるインフォーマル労働、露天商などを合法化するとか、自営的な手段、協同的な手段に資金を貸し付けて引き伸ばしていくとか言う発想すらない。上から望む労働に就けと言ったところで、その受け皿産業すら用意しなければ、結局は元の木阿弥である。

さらに、「路上生活者」が支援を受けて自らの組織を作ろうとすると、常に法秩序を乱すものとみられ、取締りの対象となり、行政も敵視をし始める。

私たちは、「路上生活者」自らが組織した社会組織をこそ社会が正当に評価し、認め、その力を有効に活用させていく方が、行政の下請化しているボランティアを活用するより、より「路上生活者」の生活向上に有効に働くだろうと考えている。

行政支援を求める「路上生活者」とそうではない「路上生活者」を二分化させたところであり意味はない。そのような分類方法を破棄し、旧来型の社会福祉の方法や社会サービスの方法も再検討し、「路上生活者」のニーズ及び、そのニーズに向けての個人的努力と適合する支援方法を社会が確立しなければならないのではないかと私たちは考えている。

なにも私たちは、「自主管理」などと形態的な問題を言っている訳ではなく、全てを「路上生活者」に任せてしまえと言っている訳でもない。様々な社会サービスの提供時においては、権利と義務関係も当然ながら基本となるべきであると考えている。ただし、その程度は段階的であるべきであり、「敗者復活システム」は単線的なレベルアップとしてではなく、らせん的にレベルアップさせて行く構図で作り出していく必要があるということだけである。

「問題」の社会的な解決のため、人々はその

「成果」を急ぎたくなる。が、そのために準備された施策が一つでしかない場合は、それからこぼれ落ちる人々に「失格」の烙印をついつい押したがる。そうすることで、社会は何等かの施策をしたことになるが、こぼれ落ちた人々はその状態を固定化させられるしかない。矛盾が矛盾を呼ぶとの通り、これでは結局、施策を利用できた一部の人しかの施策でしかなくなってしまう。

「多様な人々」というのであれば、「多様な選択肢」がそこにあるべきであり、たった一つか二つしか選択肢がないという事は実に不幸なことである。しかも、「路上生活」であることを脱ぎ捨てて、そこからの脱皮を一気に達しようとする方法では、それまでの努力もまた空しく、結局は「行政にすがる」という貧者の生活向上の意欲すら奪う最悪の依存関係を作り出してしまうだけともなる。

「路上生活者」のニーズ把握から判明することは、「路上生活者」と非「路上生活者」との間に意識の差があり、当事者のニーズに社会が適合していないこと、及びそこから生じる施策とのミスマッチである。いかなる施策をそこに準備したとしても当の「路上生活者」の多くが歓迎しない施策であるならば、それは社会的な経費の無駄使いであり、「路上生活」の現状を固定化させるだけの代物になり下がってしまう。ニーズに一方的に迎合しろと言っているのではないが、少なくとも点検すべきなのは、施策が「路上生活者」が発する基本ニーズを正しく評価し、それに適合していこうとする指向性を持ったものであるか否か、という点であろう。社会が「路上生活者」に対する対話をおこない、行政が施策の対象者への説明責任を果たしていくこと。そうした対話に向けた努力を積み重ねていくことからしか実効性のある施策は生まれてこないだろう。

第三章 「路上生活者対策」の現状分析とその評価

この章では、現行の東京都における「路上生活者対策」の現状を分析した上で、この対策の現状が果たして上記の「路上」の現実に適合したものであるのかどうかを吟味していきたい。ここでの私たちの立場は、単に行政施策が足りない、現実に即していないと批判することではなく、それが何故であるかも含めて分析し、より対策を実情にあわせていくこうとする立場である。

3-1 「路上生活者対策報告書」の評価

まず、東京都および23区共同で取りまとめられた「路上生活者対策報告書」（1996年7月）は、「路上生活」へと人々が転落していく事実を前提に、その「路上生活」を余儀なくされた人々の「路上生活」から脱する社会的な救済、支援を行なわなければならないという点を、他の自治体よりも先駆け打ち出した点は、高く評価されなければならないだろう。

もちろんこの「報告書」には様々な議論がある。その議論を引き起こしているのは、この「報告書」がどうにでも読み取れる内容（玉虫色的な内容）を有しているからであり、また、それを根拠にして様々な点で全体計画の実行が遅れているからである。すなわち、この「報告書」には限界点が多い。

が、だからと言って、私たちはこの「報告書」を全面的に否定すべきであるとか、書き直すべきであるとは主張しない。行政が初めて策定した「路上生活者対策」として、叩き台としてもそれは多いなる価値があるし、大いに議論すべき質も有している。そして、実際に、都区行政は、これに基づき「路上生活者対策」を23区内において実施しようとしている訳であり、その

点における努力は、今後大きく逸脱しない限りにおいては正当に評価されるべきであろう。

ここでは、その細かな点の批判は省くとして、大きな限界点を指摘しておこう。

東京都などが行なう社会調査では、どのような人々が、どのような原因で「路上生活」を余儀なくされるかという点の調査は数限りなく行なわれているのであるが、「報告書」においてはこの原因論での明確な分析を避け、「路上生活」への人々の転落を予防、防止する施策の検討がなされていない。今、現に「路上生活」をしている人々の現状に対する、行政側からのアプローチをその全てにしているのである。言葉なれば、上から落ちて来るバケツの穴をふさがずに、溜まった水を書き上げている図に等しい対策であり、路上に落ちて来る人々を放置し続ける対策である。

もちろん、対策の基本は、今いる人々に対してであることは間違いないが、それのみに固執した狭い視野の対策では、せっかく作り出そうとしている対策を切り崩してしまいかねない。今後路上生活へと転落寸前の人々=具体的に言えばドヤや飯場などで暮らしている日雇労働者層や、社会の底辺で不安定な居住と不安定な就労につく都市雑業層の人々、あるいは、中小企業など、社会保障が守られていない就労関係の中で働く人々の層などが、失業など具体的な困窮に出会った時、路上生活をしなくとも良いよう、「路上生活」を予防、防止する観点の、何らかの施策や提言がないというのはこの問題を社会的に解決しようとする時の大きな欠陥と言える。

様々な困窮を強いられている「路上生活者」人々への諸施策を優先して行なうことについて私たちは異存はないし、多いにやるべきだと考へている。だから、「報告書」にはあれがない、

これがないと批判するのではなく、私たちが認識しなければならないのは、とりわけ現行「路上生活者対策」が少なくとも「路上生活の解消」の特効薬ではないということであろう。「路上生活者」層が固定的な社会層であれば、この対策の推進は「路上生活者」を暫時減少させる政策に成り得るが、そもそも「路上生活者」層が流動的かつ不安定な下層の人々の滞留形態である以上、この政策の規模、発想からすれば、とうてい現状には対処できない。今後の課題はまさに山積みであり、肝心なことは、「報告書」を硬直化させず、「報告書」を叩き台にしながら、実際の対策実行とその成果を逐一点検する作業の方であろう。

そしてその点検作業は、成功したか失敗したかという安易な発想ではなく、とりわけ「路上生活者」の生活の改善などに寄与したかどうかを重視し、そのニーズに合致したか、そのニーズに向けた個人的、および協同した力を施策によってどれだけ引き出したかなどが、基準となるべきである。

いずれにせよ「路上生活者対策」は、96年夏段階で都区が合意した内容であるが、今現在もこの体系への整備が過渡期段階にあり、実効性云々という評価はあと5年単位くらいの年月を待たなければならないであろう。

3-2 現行の行政サービス

ここでは、実施されている個別事業と、いまだ実施されていない主要な事業とを分け、まずその実態を評価した上で、その課題を鮮明にさせていきたい。

「路上生活者対策」は大きな「相談、援護の充実」「保健医療の充実」「雇用の安定」「住まいの確保と自立」という目的別の4項目をあ

げ、その細目を27事業として揚げ、この推進を謳っている。それらの事業は、「路上生活者の自立」を目標に、「路上生活者が自立を目指して努力するととともに、行政はその自立を促進するため支援・援助する」「路上生活に至る過程が人それぞれであることから、多面的、総合的な対策を行なう必要がある」という前提のもとにある。

まず、「路上生活者」に則して、99年4月地点においてどのような「対策」を実際に受けられるのかという点でのモデルケースを、先進区と言われる新宿区の例にそくして例示しておこう。何故なら、事業の数が問題なのではなく、事業が実際の困窮した「路上生活者」に対してどのように自立のために機能するかが問題だからである。

＜路上で受けられるサービス＞

- *急病になった場合の救急搬送
- *「街頭相談」（保健所と提携したレントゲン検診など健康相談）時の相談窓口への誘導（年に1度）

＜行政に出向くことで受けられるサービス＞

- *カンパン（5枚入り）の支給（金は2個、土日、祭日は支給せず）
- *衣類の支給（原則として月に一度、但し希望する衣類がある場合）
- *冬期臨時宿泊事業での2週間宿泊（希望者殺到の場合は抽選、原則として一人一回、1月から3月）
- *生活保護相談（生活扶助まで含めた生活保護適用は傷病の場合は「稼働能力がない」と医者に判断されたケースでは簡易宿泊所や更生施設を利用しての保護が開始される。また高齢保護は原則として65歳以上である。但し医療単給として医療機関での受診、投薬のみは「他に利用できる資産がない」ことを条件に実施している）
- *簡易宿泊所での法外宿泊（検査待ちなど、生活保護相談に則して判断された場合一週間を原則とする宿泊を実施）
- *新聞求人折り込みや雑誌の閲覧
- *面接時などの交通費貸し付け

これらからも明らかなように、新宿区在住の「路上生活者」が行政支援をうけようとする場合には、相談内容に応じて、それなりのサービスが受けられる。とりわけ傷病の治療を求めるケースにおいて、保護基準が高いという問題点はありながらも「路上生活者」の相談にはある程度きめ細かく乗っており、「住所がない」という点で排除することはない。（新宿区のみがこれらの事業を実施している訳ではなく、他区も強弱はありながらも、ほぼ同様の施策を行なっている。ただし全国の一部の自治体では「住所がない」ことを理由に排除している所もある。）

しかし、問題は「他に利用できる資産がある」など、生活保護の該当要件に当てはまらないと判断された場合、その他の手段を例示できない（もしくは複雑である、例えば年金が受給できる条件があっても、その手続きをするための知識、金銭がない、そして最大の問題は住所がない）という点であろう。また、稼働能力がある場合においての就労に結び付けていく条件や、その他生活上の様々なニーズを抱えている人々の相談については、細かな点においては努力しているものの、その数が圧倒的なだけにその要望には、この程度のサービスではとうてい追いつけないし、対処できない。例えば、自力で就職活動を行なおうとした場合の、衣類、交通費、連絡先、保証人、支度金、居所提供的、などの課題はほとんど手が付けられていない状態であり、飯場労働以外の就職はこれらのサービスではほぼ不可能である。

他方で、行政サービスを知らない、もしくは行きたがらない人々に対する対応は、まったくと言っていい程、そこまで手がまわらない状態が続いている、積極的にサービスの告知すらせず、年に数回の「街頭相談」以外はあくまで事務所待機を基本としている。サービスの告知は支援・当事者団体などのピラや、口込みに頼る以外にないのが現状である。

現状においては、生活保護相談は相対的に充実はしているものの、他の手段が圧倒的に不足しており、本来、法的には「最後の砦」としてあるべき生活保護適用ばかりが注目され、福祉事務所に「路上生活者」は殺到するが、重い傷病の場合や65歳以上の人々以外には「路上生活」から脱する方策を与え切れず、カンパンなどを与えて「路上」に帰すという手段しかとり得ない。生活保護以外の他の手段が圧倒的に不足しているのである。

3-3 生活保護と他施策の位置づけ

ここで、生活保護と、その他の手段の関連、整合性について語るとすれば、生活保護法の精神から言えば、最低限度以下の生活を余儀なくされ、他に活用する手段がない状態の人々はすべからく生活保護法の要保護者となるべきだ、というのが本質的な論議の仕方である。

しかし、かつての失業対策事業など、生活保護法における能力活用問題での整合性のある施策が崩壊している今日、失業状態の人々まで要保護条件に含めると、大変な財政支出となり、現行の生活保護体系まで崩壊する可能性が指摘される根拠は十分に理解される。戦前並の制限的な保護適用に私たちは賛意を表する訳ではないが、ならば、「他法活用」や「他に利用できる能力、資産」を活用できる他の方法を、準備し、生活保護法適用ばかりが突出するアンバランスな構造は即刻是正すべきであると私たちは考える。もちろん、それが、生活保護の制限に結びつくような姿勢や発想は排すべきで、現行の運用であってさえ要保護者は増えている事実を直視し、その点での改善は、バランスを取り早急に計るべきであろうと考える。

住宅扶助も含む生活保護の適用に関しても、

手放しで喜べない現状が横たわっている。とりわけ、簡易宿泊所や越冬施設を使っての場合であるが、せっかく保護をしたとしても、施設の閉鎖や疾病の治癒を契機に「自立指導」の名のもと、保護廃止、「路上生活」への逆もどりを強いられる場合も多く、アパートや更生施設での生活保護受給者と比較し、いわば「仮保護」とも言える不安定な状態に置かれている。

また、ケースワーカーにアパートへの転居を認められなかつたり、老人ホームの入居待ちのため、受給者が長期間、簡易宿泊所での生活を強いられることが多い。そもそも福祉施設でない民間旅館の生活環境は劣悪であり、衛生上問題のある所も多い。中には毎日チェックアウトをして、夕方まで外に過ごさなければならぬ所もあるほどである。また、高齢者、障害者が事故を起こしやすい居住環境に置かれていることも問題になっているが、福祉事務所はこうした問題に関して簡易宿泊所に指導できる立場はない。簡易宿泊所はあくまで待機施設なのであるから、そこでの保護は短期間にとどめるべきである。そのためにも更生施設の増設は急務であり、またアパート転居への消極的な姿勢も改める必要がある。アパート保護が不安ならそこでグループホームなどのケアを検討すればいいと思うが、そのようなことも発想化されない。

台東区、新宿区などの「集中区」では、一人のケースワーカーが担当する受給者の数が多く、一人100ケースという場合もある。そのため受給者へのアフターケアが不十分で、受給者の抱える様々な問題に対応する姿勢ができていない。一部アルコール専門クリニックとの連携など受給者のメンタル面での問題に対処しようという動きもあるが、まだまだ不十分と言える。

生活保護しか「路上生活」からの脱却の機会がないという対策上のアンバランスな構図、およびその生活保護すら相談者の殺到の中で制限

的な運用をせざるを得ない現状は、逆に生活保護適用されても、その「廃止」＝傷病の治癒が自立へと結びつかないケースや何等かの事情によって施設などから退所せざるを得ない人々のケースが即「路上生活」戻りとなる構造を作り出しており、生活保護受給者層が「路上生活」の根拠地ともなるおかしな構図を作りだしている。生活保護が「最後の砦」とならず、「最初の突破口」となり、そこからこぼれ落ちたり、その適用から外された人々が、厚い層として存在するという本末転倒的な様相を呈している訳である。この本末転倒状態を是正させる順番は、まず、他の手段を創出することを前提として、その制限的運用を次に改めるべきであろうと私たちは考える。

また、冬期臨時宿泊事業の法外施策も、山谷越冬対策施設を援用している結果、開設期間が1月半ばから3月半ばまでに限定され、行政機関が閉まり「路上生活者」にとって最も厳しい年末年始期には門戸を開かない、という問題を抱えている。しかも、希望者が一度に入れる程のキャパを有しておらず(昨年度までは388名)、受付時には徹夜で並ぶなどの混乱が発生している。また、この冬期宿泊事業では、入所基準が「要保護者等」としているため、2週間の法外宿泊と生活保護受給者が混在し、更生施設や簡易宿泊所の代用施設にもされている。法外臨時宿泊か、保護施設かという事業の基本性格が曖昧にされている現状は、様々な混乱を生じさせる原因になっており、また大規模施設特有の管理上の問題も加わり、なぎさ寮での95年2月の死亡事故や、さくら寮での97年末の転倒事故(転倒し脳挫傷となった人は未だ闘病生活を余儀なくされている)などが発生する根拠となっている。

いわゆる法外援護というのは、本来生活保護

の弾力的運用を保障する施策であるのであるが、現状は、それとは逆に生活保護が上記の通り制限的である故に、法内施策との連携がなされておらず、生活保護体系とは別次元の施策に変質せざるを得ない現状となっている。この点は様々な混乱の要因でもあり制度的にも整理させる必要がある。

また、山谷対策（とりわけ民生対策）との重複、二重化は様々指摘されている通りである。例えば、山谷の越年臨時宿泊事業には23区から「路上生活者」が殺到し、逆に「路上生活者」の越冬対策には山谷地区から殺到する（何故か台東区、荒川区は山谷対策があるからと「路上対策」にはほとんど力を入れていない）。山谷地区に住む人々は越年1週間、路上対策で2週間、センターの通常宿泊で週末2泊3日が可能であり、このような「優遇」は地域的な差別感を呼び込む根拠ともなっている。地域対策では進行する現実に対処できないという現状を認識し、こうした混乱をすみやかに改善する必要がある。

応急援護、冬期臨時宿泊事業、更生施設から特養老人ホーム等への入所調整、宿泊所等から更生施設への転換事業、グループホーム事業など、これら、現在行なわれている「対策」はほとんどと言って良いほど、生活保護行政がらみの事業であり、生活保護が要保護者の増大に対応できない実態の改善にその力量が置かれている。この点は実際の保護実績の増加などにつながっており、評価できると考えるが、生活保護行政の枠内での出来るハード面の改善についてはもはや臨界点を突破しつつあるとも考える。問題なのは、これらをどうつなぎあわせ、全体の「路上生活」の体系の中で整備するか、そして、相談面などソフト面での充実をどうやって図るか、なのであるが、如何せん、他の事業が進展しない状態では、そこにすら手をつけられないのが現状である。

3-4 自立支援事業の現状と課題

次に論議されなければならないのは、いまだ実施されていない対策事業の中、大きな課題ともなっている自立支援事業＝自立支援センターについてである。

自立支援事業は、「就労意欲の喚起が可能であり、特に健康に支障のない人を対象に一定期間の入所ができ、積極的に生活相談、健康相談、職業相談を行ない、職業安定機関と連携しながら就労に結びつけることが出来る自立支援センター（仮称）を設置していく」とされ、「就労自立」を目的とした、各種サービスを総合的にポイント化した施設の必要性がうたわれている。

この自立支援センターについては、96年芝浦寮、97年自立支援暫定実施、98年、施設を使っての自立支援暫定実施と、その実験的な施策が東京都の単独事業として行なわれている。私たちも、強制排除の受け皿と化し、施設的にもまったく中途半端であった96年芝浦寮は除き、その後の「強制排除を前提としない」との説明が実施主体の東京都からあった暫定事業については、それを歓迎し、深くかかわってきた。その経験からしても、この事業は、安定就労と安定した居所を求めたいと強く思う人々、とりわけ常雇就労を望む人々のニーズに則した事業であり、事業内容も総合的な視点に立った相談体制と自立支援プログラムが一定準備されており、その点においては多いに有効に活用されるであろう事業であるとの判断を持っている。

もちろん私たちは、これが全ての解決策であるとは思っていないし、稼働能力の有無で「路上生活者」を二分化し、ある者は自立支援センターへ、ない者は生活保護でなどと単純に図式化する発想を支持しない。単純な図式化は、稼働能力がある者はこの事業で自立するであろうという単純な期待や、すべきであるという強制を事業に持ち込むものであり、そうした上から

の観点は当事者のニーズを離れ、事業の硬直化を招くだけだからである。自立支援事業は、この事業にニーズを適合し得る人々が、利用できる施策の一つという意味で意義があるのであり、そのことは暫定事業において、稼働能力があつても就労出来なかつた者が多く出ている事実からもうかがわれる。

この事業については、すでに実験的な暫定実施が新宿地域に限定して97年10月から開始されており、また突発的に発生した98年2月の西口地下広場火災の被災者救援事業においても適用され、それらを合わせると計232名規模で実施されている（現在は中断）。その就労自立の実績は決して高いとは思えないが（「図表26」）、今次の厳しい中高年齢者の雇用難の中、雇用につながるプログラムが右往左往した中では、十分な成果ではないかと私たちは考える。なによりも実験段階にあったとしても232名分の就労自立の機会を作り出したことの方がより大きいと考える。

「図表26」自立支援暫定実施実績 <北新宿寮、さくら寮での実績>

入所所	135名
就労自活	42名 31%
生活保護受給	23名 17%
退寮者	35名 26%
残留者	35名 26%

（東京都発表数値から作成）

これらの事業で総括すべき点、そして、今後の自立支援センター開設に向けて私たちは以下のような要望を提起している。これらの点について、私たちは入寮者と共に何度も、実施主体である東京都と話し合いを続けて来た。それのまとめであり、裏返せば、これが自立支援センター開設の基準となるべき経緯的な指標となるべき内容である。

＜管理、運営＞

- 1、運営主体は民間ボランティアを交えた形で新たな事業団を作るべき。それが不可能な場合でも従来の民間福祉法人より特別区人事厚生事務組合直営の方が望ましい。
- 2、入寮者の自治を認める。寮内の問題は入寮者との話し合いで決めて行く。
- 3、入寮者の自発性、プライバシーを尊重する方向で職員教育を徹底する。治安管理的発想「入れてやっている」意識の払拭。
- 4、寮内規則の柔軟化、飲酒などの規則違反も即日的一方的な退寮通告で対応するのではなく、段階的な処分を導入する。また本人が処分に対して異議申し立てできるシステムを作る。
- 5、門限の原則撤廃もしくは延長

＜設備、備品など＞

- 1、バリアフリー発想が行き届いた設計の施設が望ましい。
- 2、大部屋方式の廃止、プライバシーが守られる空間の確保が最低限必要。
- 3、外部との交通権を確保する面会室の設置。
- 4、定員にあった風呂場、洗濯機、乾燥機、物干し場の設置。
- 5、就職活動を考慮した衣類、靴などの十分な支給。
- 6、健康状態に合った食事の多様化が必要。仕弁当だけではなく自炊出来る設備も。

＜プログラム＞

- 1、仕事に使える資格取得プログラム制の導入。
- 2、本就職までのトレーニングとして、アルバイト、日雇などを積極的に位置付けるプログラムの創出。
- 3、就職困難者に対する軽作業労働の優先的な斡旋プログラム導入。
- 4、就職支度金制度の柔軟化
- 5、生活保護行政との整合性。傷病の発生や、就職困難な状態での生活保護切り替えを積極的に。
- 6、アルコール依存問題や家族、借金問題など個別の相談と解決に向けた相談体制の充実と、その解決のためのプログラム創出。
- 7、住込みで就職し、離職した場合のフォローリ

制の充実。

- 8、就職やアパート入居の際の保証人制度の導入。
- 9、後方施設としての公営住宅の確保。とりわけ通勤可能な範囲での。

<入寮受付>

- 1、野宿地からの排除と入寮をセットにしないこと。
- 2、福祉事務所による恣意的、差別的な選別が行なわれないよう指導を徹底すること。
- 3、入寮希望者の殺到による窓口の混乱が予想される場合など、支援・当事者団体などとの協力体制を作ること。

施設＝箱ものが出来るというのが本質的な問題ではなく、そこでどのようなサービスを行なわれ、入寮者と共にどのように解決できるかが、問われているのである。そうでなければ、自立支援センターもまた生活保護と同様に「路上生活者」を再生産させる土壌になってしまう。現状においては様々な制約で完璧なものは作られないというのであれば、少なくとも、現在なしうる支援内容を包み隠さず提示し、それが本人の希望と意欲に合致するという前提での入寮が望ましいのは言うまでもない。そこで、ニーズとサービスの合致がなされなければ、様々なそれぞれからする齟齬が発生し、事業の評価もまた落ちていくことであろう。

また、都区「路上生活者対策」の計画では、この自立支援センターの入寮窓口は福祉事務所となっており、実際にその仕事をするのが、福祉事務所の相談員となる訳だが、自立支援センターを福祉相談の窓口にするのであれば、その性格が違う自立支援事業は生活保護行政の枠内にとどまってしまう恐れがある。何故なら、福祉職員の視線は病人、老人など「路上生活者」でも弱者に向けられるのが普通の職員感覚ともいるべき視線であり、とりわけ青空通院などの

実態を熟知した職員なら、それらの人々を優先的に「箱」があったなら入れたがるであろうことは容易に想像できる。自立支援センターが青空通院を減らすための「軽い傷病者の保護施設」にならないために、その点での注意が必要であろうし、窓口を分ける必要があるのでないかと私たちは考える。また、青空通院問題に対しては別の方策を考えるべきであろう。

「どうにかしてほしい」一般ではなく、相談者の主要なニーズを聞き、そのニーズにはどのようなサービスがあり、今、何が出来るのかを提供でき、そこへ確実に引き継げる総合窓口が、従来の生活保護行政の枠内には収まらない自立支援センター開設に際して必要となってくるだろう。それをたとえ福祉事務所の中に設けるとしても、その専門職化はおのずと必要になるだろう。

このように生活保護行政とは別の観点からする施策ならば、別の体系として明確に位置付けるべきであり、安易に従来の形の上に発想化すべきではないと私たちは考える。そして、また自立支援事業も、施設に入れるだけを目的化するのではなく、「路上生活」のままでも解決できる諸課題の解決を目指さなくてはならないのではないだろうか？例えば、年金の受給資格がありながら、その情報を知らず、しかも住民票の置ける居所が設定できないケースなどは、わざわざ、自立支援センターに入所させることはなく、宿泊所など居所に入居しさえすれば、「路上生活」ではない生活が可能であり、また、日雇労働や都市雑業を続けながら生きていきたいと考える人々の層には、常用仕事を探す前提であるこの事業はマッチしなくなる。これらの人々も等しく施設に入所すべきであると言うのなら、この事業は、数万規模の日雇い労働者をも対象とせざるを得なくなり、今の計画規模ではとうてい間に合わなくなるであろう。

また、生活上の様々な問題を抱えている人々に対しては、この事業は想定されていない。例えば、借金問題などをかかえた、その精算を望む人のプログラム、また、住民原本などが喪失したままの人々のプログラム、字が書けないなど教育を奪われて来た人のプログラムなど、「就労自立」という一般化をしたとしても、そこからはみ出す人々の層が必ず出てくる。また、女性や家族を受け入れる体制もない。これらの点での行政援護は、一部であり、女性相談体制以外は、路上のまま援護してくれるサービスはない。原因論で言えば「失業を理由とした路上生活」に純粹に対応した形態しか、自立支援センターは取りえていないのである。様々なその他の理由を掲げる以上、それに対応した、自立プログラムは、自立支援センターの中であれ、外であれ、相談や、具体的な解決のための体制、制度を整備する必要があるだろう。

このように、生活保護制度からする上位のセーフティネットとして位置付けられるべき自立支援施策関連の事業は、今、その発展と発想力が問われているのであるが、その「箱もの」ばかりに論議が集中し、「路上生活者」対策の全体の枠組みから、どう位置付けるべきかの論議や体制作りがまるで進展していない状態である。

3-5 労働・衛生・住宅施策の検証

その他、労働行政については「路上生活者」に関する施策としてはほとんど何一つ打ち出されておらず、実際「路上生活者」の今まで職業安定所や出張所に出向いたとしても、受付段階において「住所がない」と拒否され、せいぜい情報収集くらいしか出来ないのが実態である。

「報告書」によれば、自立支援センターの枠内で、とりわけ就労機会に結び付けることにそ

の施策は重点化されているが、暫定実施の際にには、職業安定所において特別の窓口を作ったに止まっており、それ以上の発想は現実の壁にぶち当たり、そこからは生み出されなかった。

もちろん、就労機会の提供、そこへ結び付ける手段の提供は重要であり、それは基本とならなければならないが、現在の中高年の雇用情勢の悪化は、ただ単に一般失業者と同じレベルに「路上生活者」を引き上げる程度（そこにおいても様々なハンディキャップがある）では多くを就労に結び付けられまい。そこにおける工夫こそが求められていると言えよう。とりわけ現行の雇用対策、とりわけ高年齢者等職業安定対策などへつないで行けるシステムすら自立支援センター内になく、技術専門校、シルバー人材センター、シニアワークの活用すら議論されていないのはまさに硬直化した発想と言えよう。

また、「路上生活者」に限定しない労働施策としては日雇労働者対策があるが、これも日雇労働被保険者手帳（白手帳）保持者を対象にした施策でしかなく、またその発行については住民票の提示が求められ、さらに常用化指導の元に職安窓口での新規発行の制限的な運用がなされていることもあり、ほとんどの「路上生活者」が、実際に日雇労働に従事していたとしても、その対象となる構造がある。しかも重点的な対策として山谷対策がある関係上、手帳保持者の分布も玉姫職安、河原町職安が圧倒しており、また特別就労対策などの公共事業業就労斡旋も同様の傾向としてあり、他の職安での登録労働者にはその配分すらない（「図表27」）。もちろん、これらの対策ですら実際の職安からの就労は月に数度程度であり、また、東京都が実施している「公共事業への日雇労働者吸収要綱」も都が発注する清掃事業などの特別就労対策を除けば実質的にほとんど機能はしていない。

労働省の肝いりで本年（99年）1月から実施されている「緊急日雇多数雇用奨励金制度」も、3月現在東京においては実績0という状態である。また、「雇用の安定は常雇から」と職安は謳い、常用化政策とも呼ばれる技能研修なども行なっているが、95年度で常用化実績はわずか158名と、登録者数全体のわずか2%にも満たない状態である。すなわち、これら手帳保持者層に対してすら職業安定所の機能、とりわけ紹介業務における防貧的な機能が一般雇用が減少する中で弱体化している。すなわち、この要因も日雇層を「路上生活者」化させる大きな原因ともなっている。

実際に日雇労働に従事している人々であったとしても、手帳を保持していなければ対策から外されるという対策の差別化、そしてたとえ手帳を保持していても、不況であっても公的にはわずかな就労しか与えられない現実があり、日雇労働対策の不足は「路上生活者」問題に則しても大きな問題であると言える。

保険衛生的な分野においては、路上生活者救急医療協力謝金事業や医療機関シャワー設備整備事業などが行なわれているものの、救急隊、救急病院、一般病院における差別的対応は改善されず、また、福祉事務所との連絡の悪さも改善が見られない。

「図表27」95年度日雇求人状況表

2-(1) 日雇求人状況 (安定所別)

区分 安定所	①自所求人 合計	②民間事業・ その他の 計	③公共事業 計	④連絡求人			平成6年求人数	平成5年求人数	平成4年求人数
				(受)	(発)				
上野	55,958	10,996	44,962	3,128	41,505	329	4,347	56,422	62,293
足立	14,462	7,131	7,331	653	4,960	1,718	284	18,101	18,831
2所計	70,420	18,127	52,293	3,781	46,465	2,047	5,631	74,523	81,124
新宿	5,062	3,343	1,719	194	1,250	275	2,612	6,231	6,845
東本所	18,704	18,323	1,381	161	1,070	150	668	21,586	24,128
東京港	深川	16,280	12,635	3,645	804	1,590	1,251	4,278	6,358
5所計	111,466	52,428	59,038	4,940	50,375	3,723	12,189	3,447	121,688
板橋	5,788	1,496	4,292	4,284		8	5,788	5,429	4,750
五反田	4,875	4,639	336	98		238	622	170	7,231
大森	9,694	9,336	358	18		338		288	10,813
渋谷	1,708	1,708	2	2				1,708	1,742
池袋	2,035	1,992	43	37		6	353	49	8,189
駅	16,813	15,752	1,061	624		437	1,150	183	12,824
王子	1,542	1,476	66	2		64		1,542	2,064
長田	5,354	4,102	1,252	875		377	421	1,119	6,392
鬼戸	421	421						421	291
八王子	1,981	1,572	409	409				1,981	2,439
立川	11,091	7,477	3,614	844	380	2,390	3,328	4	12,087
青梅	387	235	152	152				387	360
三鷹	11,148	5,613	5,535	2,730		2,805	164	78	12,587
町田	188		188	188				188	222
府中	883	490	393	393				883	1,305
合計	185,474	108,735	76,739	15,597	50,755	10,387	18,237	18,237	206,683
前年計	206,683	127,455	79,228	17,184	50,505	11,539	18,404	19,404	230,494
前年比(%)	▲10.3	▲14.7	▲3.1	▲9.2	0.5	▲10.0	▲6.0	▲6.0	▲10.3
									▲22.4
									▲22.5

(注) 1. 表中で、(①自所求人 = ②民間事業・その他 + ③公共事業)となる。

私たちは東京都衛生局宛てに昨年（98年）末、以下のような要望を提起している。

1、野宿者の医療福祉への近接性をよくするため、野宿者への広報活動に力を入れ、また野宿者が利用しやすい場所に野宿者専用の窓口を設けること。

2、野宿者への健診活動や訪問指導活動を頻繁に行なうなど、慢性疾患患者にたいする保険予防活動やフォローアップ活動の充実を図ること。

3、野宿者の救急受容体制を整備し、公的に明確化し、医療福祉機関と野宿者への周知徹底を図ること。救急受容病院を統一し、野宿者への対応について関係職員への指導を行なうこと。救急病床を確保すること。救急加療は必要ではないが入院が必要な患者への後方病床を確保すること。入院は必要ではないが野宿は不適切で継続的な受診が必要な場合のための川崎市で行なわれているような当日宿泊施設の提供を行なうこと。

4、野宿者に対し、適切な対応が行われるよう、医療福祉機関職員への教育指導を徹底させること。特に差別的な対応に陥らないように、人権・医療の権利の教育を行なうこと。

5、福祉局との連携を密にすること。特に、青空通院をなくし、医療福祉的フォローアップが通院のみに陥らないように、野宿者の健康状態、生活状態、労働状態に配慮した適切な生活福祉的指導が行なわれるよう、福祉事務所との連絡を緊密にすること、関係機関への周知徹底を図ること。

6、結核患者の治療への持続的フォローアップに力を入れること。特に結核の危険性、治療の流れ周知する広報活動を行なうこと。結核検診回数を増やすこと。中途退院させないよう、患者および病院に指導の徹底を図ること。退院後の通院を徹底するよう、患者および関係医療福祉機関への指導を行なうこと。山谷地区で行なわれているような、訪問服薬確認活動を導入すること。

7、酒害問題への適切な介入と、アルコール依存

症指導の必要性について、関係機関への周知徹底を図ること。医療機関へは特に、入院・通院中にAA、断酒会等の自助グループへの紹介も含めた専門ケースワーキングにつなげるよう、職員への教育指導を行なうこと。野宿者のアルコール問題に対応する施設の整備を行ない、対応の流れを明確にし、情報を広報し、医療福祉機関と野宿者に周知させること。

今年に入り、結核問題への対応のためDOTS（訪問服薬確認活動）を導入しようとする国レベルの動きは歓迎すべき動向であるが、このような、医療をめぐる極めて緊急性の高い部署においても、それらはいまだ整備途上にある。

また、住まいの確保＝住宅問題についても、現状では福祉施設を充実した程度であり、公営住宅の確保、低家賃住宅の確保、紹介などは、自立支援センター開設後の課題としてあるだけである。暫定実施時に宿泊所や公営住宅枠を多少確保した実績はあるものの、空き家公営住宅が郊外にはかなりある状態の中で、優先的に必要とする人々に提供する、ないしは利用しようとする姿勢すらないのが現状である。

もちろん、住宅提供は、ある程度安定した就労や収入が担保されなくては維持不可能であり、単独事業としてはなかなか考えられないようであるが、先にも記したよう、公的な宿泊所並の住宅なら住める人々も少数ではあるがおり、それらは、受付時の住民票の提示や、都在住歴などの入所要件を緩和もしくは撤廃するだけで、入居可能であり、それらの工夫は今すぐでも可能であろう。また、公的な住宅政策だけではおのずと、その枠を増加させなければ解決不能になる。そのため、民間の低家賃アパートを借り上げる、もしくは大家に対する援助を行なうなりし、保証人問題と共に、安定した住宅に積極的に結び付けていく政策も問われている。また、再開発地帯であるとか、行政が買い上げながらも使用していない空き地は多くあり、期限限定

でそれらを有効活用する（もしくはさせる）のも不法占拠をなくす一つの応急的な手立てである。

福祉施策、衛生施策、労働施策に比しても圧倒的に遅れているのが、この住宅施策であり、その反映が「公共施設への不法占拠への対応」という項目が「報告書」に加わっていることも表現されている。

不法占拠が問題であるのなら、それを応急的に合法化すればいいだけの話だが、それだけでなく、公共機関の機能妨害などになるケースも多くあり、その背景としては利用者の苦情がある。

これは、対策とは位相を異にする論議になるが、公共的に緊急性を要して適正化しなければならない箇所については、早急になんとかしなければならないというジレンマにおちいる場合もあるであろう。もちろん、排除してしまえば良いというのは暴論であり、対策の推進こそが前提となるべきであるが、例外的なケースにおいては、「施策」の地域的な提供と共に、その限界がある場合においては、遊休地の提供などを当事者の団体と話しあい、解決すべきであろう。

西口地下広場の問題が火災という突発事故がありながら、98年2月一定の解決を果たしたのは、そのような移住先の提供および「施策」の提供があったからに他ならず、それのみか、私たちとの話し合いと信頼関係が行政責任者との間で作られてきたからに他ならない。

この種の問題では、強制的な手段は取るべきでないというのが、私たちの主張である。そうでなくとも解決は出来た実例がある以上、現状においてはそれを踏襲すべきであろう。

「苦情」があれば、それが出来るというのは誤った考え方であり、緊急の公共性がなければ

「路上生活者」に対しても対策の遅延という忍耐を強いている以上、公園利用者にも等しく忍耐を強いられる他はないだろう。公共施設から排除されれば、私有地などに行く以外ない以上、公園などの公共施設は緊急避難的な公園使用を容認すべきであり、その管理権の発動は必要最低限にしなければならないだろう。

このように、現状の「対策」は未だ途上にあるばかりか、生活保護行政への重点化のみが進むというアンバランスな構図であり、また、ニーズに沿った、また、その努力に適合した施策を複数提供して行く発想は少なく、「福祉（生活保護）かセンターか」という二者択一論的な考え方がすでに固定化しつつある。それは「福祉しかない」状態からは一步前進なのだろうが、総合的な施策と言いながら、ちっとも総合的にならないもどかしさ、そして、「路上生活」から、とにかく脱することが優先で、サービス内容は後回しになるという発想は対策姿勢にかかる問題だけに真剣に考えていく必要があるだろう。このままで推移していくと、「多様な人々」への支援をうたいながら、福祉から脱落した人々、センターから脱落した人々と、これら二つの制度からも落ちていく人々の層を新たに作り出すだけの話であり、それらに順応する人々しか救済、支援できない、という状況を生み出していく恐れがある。

すなわち「敗者復活システム」とは直線的に構図化されては駄目なのである。直線的なシステムは新たな敗者を作り出していくだけであり、もっと多様な施策をらせん状に仕上げていく必要があるということである。その点、現行の「路上生活者対策」は決して十分ではなく、改善の余地は大いにあると言えよう。

第四章 政策提言

現状、ニーズ、施策、と「路上生活者」をとりまく実態をある程度くまなく見てきたが、最後に「路上生活者」が「路上生活」から脱し一般社会（例えそれが下層であろうが、安定した住居がある生活）に復帰し得る機会を社会的に提供するため必要な施策を、どのように整理し、そのように提供できるのかを、最後に提言としてまとめて見たい。もちろん、それは一気に解決すべしという乱暴な「処方箋」のそれではなく、また総花的な夢物語としてでもなく、まず必要だと考える、あくまでも現状に則して可能な範囲での段階的施策の提供および対策の整理であり、提言である。

ここでの基本姿勢は、前述したような「路上生活者」が発するニーズおよびニーズ充足への努力と、施策（の体系）をいかに結びつけるかであり、「路上生活者」の自己決定権を尊重し、自発的に選択出来る、それぞれの段階やそれぞれの現状に則した選択肢可能な様々な施策をいかに社会が提供できるのかという点である。もちろん、それは私たちが考えている理想の形態ではない場合も多々あるが、「路上生活者対策」が現実に進行していることを踏まえ、それから大幅に逸脱した主張をすることは対策を渴望している「路上生活者」にとっての不利益にもつながると考え、ここでは現行の「路上生活者対策」をベースにしながら、その可能な限りの発展を考えての提言にとどめさせていただく。とりわけ、その施策の提供における方法論は私たちの考え方と現実とは大変齟齬があるが、これは現実の施策提供過程において問題とすべきで、今、緊急にすべきは、それよりも、施策の充実の方であると考えるからである。

4-1 「路上生活者対策」体系の整理

イ、責任体制の確立

「路上生活者対策」体系の中に、現行の諸制度や新設の施策を明確に位置付けていくためにも、その統括責任体制が確立されていなければならないだろう。

現在、その体制は都においては福祉局、区においては厚生部と、福祉部門が中心となり、都区間や他局との横の連携もままならない状態であり、取りまとめを福祉局政策調整担当課長が担っているに過ぎず、その責任体制も曖昧なままである。また山谷対策との重複など非効率的な部分も多々ある。

①行政内部において、対策本部なり、対策局もしくは対策課を設置し、その元に都区（今後市部も含まれるのであれば市も含めた）関係各局各課が統括される組織を早急に作るべきである。

②その際、山谷対策室の一部業務など明らかに重複する部分は効率的に統合して行くべきである。

特定の地域対策は「路上生活者対策」あるいは「日雇労働者対策」など、全体の体系の中でも本来考えられるべきであり、組織的な逆立ちとも言える状態は速やかに是正されるべきである。「路上生活者対策」の体系と「日雇労働者対策」の体系がありさえすれば、地域対策はその下部に属せば良いだけの話である。

口、23区「路上生活者」総合相談窓口の設置

統括体制と同時に「路上生活者」が対策を希望する場合の窓口が23区に設置されていなければ意味を持たない。この役割を現行の計画では福祉事務所住所不定係に据えるという案であり、自立支援センターの受付などの業務は福祉事務所扱いとなっている。が、本来、福祉事務所窓口は生活保護申請などに関する窓口であり、職員もそういう研修のもとに配置される。自立支援センターなど生活保護法関連ではない施設入所の受付までをも福祉事務所に設置させるということであれば、

①各福祉事務所内には「路上生活者対策」専門の総合窓口が必要であり、特別の研修を受けた職員がそこに配置されなくてはならないだろう。

そして

②「路上生活者」を対象としたサービスは、可能な限り総合窓口に一本化する必要がある。

ハ、体系を裏づける法制度化と国庫補助

現行対策では生活保護関連施策が先行しており、他の手段が圧倒的に遅れている。この大きな根拠には、生活保護関連施策に関しては法制度が確定しており、また国庫補助があるので財政的な問題もクリアしやすいが、他施策についてはそうしたものが存在しないという背景がある。法外援助の食糧援助や交通費貸し付けなどは基本的に区財政の持ち出しであり、また冬期臨時宿泊事業、自立支援センター事業などの法外施設建設および運営費は都区財政の折半という状態である。この構造を是正しなければ、生活保護関連施策のみが突出し、対策の上部に立

つという構造的な形態は変わらないであろう。

生活保護関連施策を対策体系の中に正しく位置付けさせるためにも、

①法外部門を法制度化し、予算も含めた基準を確定させていく必要がある。もちろん、これは都区行政だけの問題でなく、国の協力なしには実現不可能であり、都区は国への働きかけを強力に推し進めていくべきであると考える。

その場合の法制度は、生活保護法とは別の「路上生活者自立支援法」とでもいう（もちろん时限立法でもかまわないと）内容に限定すべきである。これは生活保護関連施策の上部に法外援助施策（後述の「自立支援関連施策」）を制度的に認めさせていくためのものであり、保険医療施策、労働施策、住宅施策などへのアクセスを可能ならしめていくものである。ここにおいて生活保護法を変える必要性はまったくない。

②もちろん、法制度を目標にしながら、当面は都区行政で可能な限りにおいて、「自立支援関連施策」を前進させていく必要がある。

二、「自立支援関連施策」の整備

ここで「路上生活者対策」のうち、生活保護法による各種扶助及びそれに極めて関連している法外援助（すなわち本来の法外援助）と、それ以外の施策を区別し、前者を「生活保護関連施策」、後者を「自立支援関連施策」と便宜的に名付ける。

その前提で、それぞれの施策性格に則して対策の体系を下記のように組み立て直し整備する必要がある（なお、情報提供や相談などのサービスはここでは省く）。

<自立支援関連施策>

①応急施策

- ステップ1 食糧援助
衣類援助
シャワー提供
交通費貸し付け
- ステップ2 短期宿泊施設
など

②自立支援事業

- タイプ1 路上からの就労支援策
- タイプ2 路上からの住宅支援策
- タイプ3 施設入所前提の自立支援事業
(Aタイプ、Bタイプ—後述)
など

なお、<労働施策><住宅施策><保険衛生施策>が、これらに相互にからまる。

<生活保護関連施策>

- 生活保護法に基づく援護
(医療扶助、生活扶助、住宅扶助など)
- 各扶助に関連した法外援護

以上のように大別し、生活保護関連施策をかなり限定させると、その他の事業が浮き上がってくる。もちろんこの「自立支援関連施策」も広い意味では社会福祉の領域に入るであろうが、明らかに公的扶助=生活保護適用業務とは区別されるべき内容を有している。この区別こそが必要であり、生活保護関連業務以外の「自立支援関連施策」を「路上生活者対策」の中心施策として明確に位置付ける必要があるだろう。

もちろん、それぞれの事業には幅があつて良

いが、「自立支援関連施策」は何も自立支援センターひとつではなく、応急的な食糧援助から始まり、短期宿泊などでの休養や行政サービス情報の提供などに行き、路上のままからでも仕事に就けるような支援、または居所につながるような支援、それでも駄目ならば施設に入所して就労する機会を与える支援など、このように順番に進んでいく、その一連の流れとして確定すべきだと考える。そして、その渦中で体を悪くしたり、高齢で就労より保護を受けたいと希望する者に生活保護の適用となる（もちろんこれらは直線的なステップアップとしてではなく、らせん的なステップアップの仕方として把えるべきである）。

自立支援関連施策の規模や内容にもよるが、このような構図の中、始めて生活保護との整合性が出来、また生活保護関連施策も生かされてくるのである。

このように「路上生活者対策」を体系的なものとし、とりわけ早急に「自立支援関連施策」を強固に整備していく必要があるだろう。

以下その具体的な施策に関して必要最低限の提言をしていきたい。

4-2 「自立支援関連施策」に関する提言

イ、応急施策について

応急施策についてのサービスは「路上生活者対策」におけるまず最初の接点となるべきであり、食料や衣類の垂れ流しや固定化に終わるのではなく、他のサービス情報提供などを広報する場として活用すべきである。食料や衣類などは必要最低限（一日一食程度）の支給とし、依存を発生させる関係は戒めるべきであろう。

その前提でまず必要なことはサービス内容の統一であり、また登録カードなどの作成によるサービス実施機関による対象者の把握である。もちろんそれは「路上生活者対策」の体系がはつきりしており、次のステップが明確に確立した上での話であり、登録制などは今すぐにはかなりの困難を伴うだろう。

ここでは、現状においてまず実施できる以下の二点を提言したい。

①応急施策については23区でサービス内容を統一すること。

②サービス提供時にその他の様々なサービス・情報を提供すること。

また、応急施策のステップアップとして、

①現行の冬期臨時宿泊事業を通年化し、二週間枠での無料宿泊事業を23区窓口で実施すること

が必要である。

現行の冬季臨時宿泊事業の通年化（なぎさ寮300人枠程度）は、山谷対策における臨泊や越年越冬対策を「路上生活者」対策に統合させるだけで可能な施策である。希望者が交替交替二週間だけでも体を休め、食事、洗濯施設、風呂の施設などを提供することで日常生活のリズムを戻し、自立に向けた英気を養うと同時に、施設内での簡易相談などで、「路上生活者」の困難解決の糸口を探り出していく、その突破口ともなるべき施設である。言うなれば冬期臨時宿泊施設の通年的なシェルター化であり、入所基準は出来る限り簡易かつ平等化させる必要がある。また規則は可能な限り緩めると同時に、入

所者の自治を可能な限り認めるべきである。

もちろん、冬期、年末年始期においてはこれの増員を図る必要がある。

口、自立支援事業について（その1）

自立支援事業については、施設（センター）にとどめるだけではなく、施設入所を希望しない者、あるいは、施設入所をしたがうまくいかずに「路上」に戻って来てしまった者をも排除せず、「路上生活」のままで支援できる施策も含めて考えるべきであろう。

自立支援とは就労自立にとどまることなく、様々な形での「路上生活」からの脱却と、市民社会への復帰と概念化させる必要がある。すなわちなんらかの収入を保障させる事がその第一の目的となされなければならないし、その次に安定した居所を保障する事につなげていかなくてはならない。これは同時の場合もあるし、時間的に差がある場合もある。

「路上生活」のままからの自立支援策は次のようなものが考えられる。

*年金や保険にかかる相談と調査および具体的な収入確保や居住にむけた手段の提供

*家族との連絡、および扶養依頼や、交通費などの手段の提供

*新聞求人欄や求人誌の提供など「路上生活」から就労できる手段の提供（電話賃、衣類、面接時交通費、就職支度金など）

*免許証の再交付など技能を証明する免許など紛失時の手続き手段の提供

*現に収入のある者には、公営の低家賃住宅の紹介など住居の安定にむけた手段の提供

先の応急施策と強くからめて、「路上生活」の状態から自立支援が可能なサービス体制を作る必要があろう。例えば短期宿泊施設からでもこれらのサービスにつながるようにすれば効果的である。これらはセンター（施設）が出来ればそこで一括しようと考える向きもあるが、実際の計画ではその規模は極めて小さく（50人規模の施設を5か所）現状への対応は厳しいだろうことが予測される。また、わざわざセンター（施設）に入所させるまでもなく、手段を与えるだけで自立可能な人々が現にいることを重視するなれば、「路上生活」のままからの自立支援策は「路上生活者対策」の効率化から言っても必要となってくる。今の計画では今後、センター（施設）を水膨れさせていくだけであり、「箱もの」行政と何等変わらない。「路上生活」状態からの施策を拒否することなく、多様な自立支援事業をそろえることが必要である。

「路上生活」のままからの自立支援事業を施策化する上で、現状において不足している社会資源は、端的に言えばそのための相談体制と、公営の低家賃住宅であり、他方で、相談時に支給できる金銭や物資提供の財政的な裏付けである。とりわけ公営低家賃住宅については、これは後に見るようセンター（施設）の回転に関しての大きな課題でもあり、早急に整備させていく必要があろう。また、現状の相談体制も、当座は福祉事務所のままである言うのであれば、多様な相談に対応できるような人材を極力配置すべきであろう。

現状において、ここでは以下のように私たちは提言をする。

① 「路上生活」のままで、自立を目指した様々な相談内容や希望に対応できる相談および援助システムを作ること

②公営宿泊所の提供など「路上生活者」が活用できる住宅施策の飛躍的な充実

口、自立支援事業について（その2）

次に自立支援センター（施設）で行なう自立支援事業について見ていきたい。その細かな要望については前章で記した所であり、ここでは基本的な問題についての提言をしていきたい。

自立支援センターは施設を利用しての就労自立支援サービスの提供であり、その意味では「路上生活」のままではサービスが不可能な点を重点的に考える必要がある。センター（施設）は一般常雇就労を希望する者で、「路上生活者」のままではその実現が困難な者専用の施設という位置付けをしていく必要があり、それに則したプログラムを多く作り上げなければならないだろう。

他方で、就労問題だけに目を向けていると、様々その他個人的な問題であるとかをフォロー出来なくなる。例えば住民票の設置が様々な事情で不可能な人々（中には本籍地も紛失しているような）もある一定程度存在している訳であり、いくら本人が常雇就労での自立を希望しているからと言って、ひとつのプログラムだけに対応できるはずがない。

私たちは基本的に自立支援センターについては、おおまかに二つのタイプに分類して運営した方が良いのではないかと考える。

Aタイプ 就労自立支援だけに限定した
短期コース

Bタイプ 就労自立支援プラス、様々な
個人的問題を解決するプログラム
を持った長期コース

これらはコースを分けるだけでなく、生活面も含めてそのプログラムを変える必要があるだけに、少なくとも部屋を分離するなどの工夫が必要だろう。

まずAタイプであるが、プログラムがある程度単純化できる人々は就労機会を与えることと、その努力を支える環境を作ることが必要とされる。暫定実施の実績を見ても、技能などを持ち、比較的若い層なら、就労へのアクセス手段をある程度揃えるだけで就労への結びつけはおおむね三か月程度の比較的短期で可能であると考える。一般就労への機会を均等に与えることをこの短期タイプのプログラムでは目的化する必要がある。すなわち、住民票、連絡先を置き、就労活動への支援を行ない、一般の失業者並にレベルアップするだけで一般労働市場に順応できる比較的若い層、技能を有している者などを対象とするプログラムである。

このタイプにおいて、現行計画で不足しているのは

①就労の際の保証人制度

のみであり、就労活動を円滑にするため早急な導入が求められている。

他方、Bタイプであるが、その自立に向けた目標が同じでも、そこに至る過程において様々な障害がある人々が存在する。例えば住民原本が喪失されている人、多重債務者、あるいは前科のある人、軽い障害を持った人、高齢ながら就労自立を希望する人などである。これら「就職困難者」の人々の自立を支援するには、Aタイプのプログラムではもちろん十分ではない。

これらの人々については、ある程度の長い期間を見通した様々なプログラムを用意すべきであろう。もちろん一般常用就労による自立を希

望する点を尊重しながら、その就労に結び付ける積極的な支援策がここではなくてはならない。

債務など個別の問題がある程度精算されれば問題がないという人なら、その時点でAタイプへの移行は可能だが、それ以外の「就職困難者」に対しては、シルバー人材センター就労などによる福祉的就労の提供や、職業技術専門校や技能講習などにつなげて資格取得を促していく手段提供、または公共事業関連企業などへの就労斡旋など、就労に結び付けていく行政的な手段を用いなければならないだろう。

Bタイプにあっては、

①個別相談体制の充実とプログラム提示

②就労困難者に対する就労制度

③シニアワークやシルバー人材センターと連携し、福祉的労働や職業訓練などへつなげられるシステム

が必要であり、早急に労働施策と連携させながらこれらを整備していく必要があろう。

また、Aタイプ、Bタイプ共、自立支援センターは就職準備施設、就職活動施設にその役割を限定をし、就職決定者については、宿泊所など通勤寮を整備しながら基本的に分離すべきと考える。しかし公営宿泊所は常に不足しているため、以下のことが必要である。

①公営宿泊所を増設または民間施設を借り上げるなどし、全体枠を増やし、かつ「路上生活者」枠を常に一定規模で確保

②公営宿泊所からの都営住宅枠も大幅に増加させる

③低家賃アパートの情報収集と情報提供

これらは住宅施策と連携しながら、通勤寮についても様々な形で拡大させる必要がある。

4-3 労働・住宅・衛生分野に関する提言

次に労働、住宅、保健衛生の各分野の施策に関する提言をおこなう。

一般労働施策に関しては、上記のような自立支援関連施策と連携しながら、「路上生活者」であるからといって施策対象から排除するのではなく、「路上生活者」であっても活用できるようなシステムを、その様々な制度の中に作るべきである。とりわけ紹介業務において、職業安定所の相談体制はそのことを理解し、雇用主などへ求人開拓を促していく必要があるであろう。就労へのアクセス手段を様々な形で作り上げることが、当座の「路上生活者」対策の労働施策における目標である。産業構造の転換や雇用流動化の中で失業対策の意味もまた多分に変化していくことだろうが、自由市場に委ね「就労弱者」を無視することは許されない。かつてのような公的な失業対策事業の実施を私たちは求めはないが、就労機会を与えながらも就労出来ない困難者に対しては、その部分を限定した上で、その能力に適合した軽作業労働などを（直接雇用ではなく）優先的に斡旋できるシステムは必要であると考える。そのため、

①職業紹介業務における「路上生活者」への相談体制の充実と、就労へのアクセス手段を多岐にわたり確立する

②「公共事業への日雇労働者吸収要綱」に準じた制度を作り、公共事業とりわけ清掃などメ

ンテナンス部門業者に適用し、自立支援センターを対象とした雇用拡大策

③あるいは、自立支援センター入所者を雇い入れた雇用主に対する奨励金制度のようなものを作る

④自立支援センター内の就職困難者に対し、特別就労対策に準じた軽作業労働の提供

⑤高齢者事業団や協同組合など民間就労団体への支援

などの方法が検討されるべきであろう。

また、日雇労働者対策は、「路上生活者」対策とは別枠ではあるが、深く関連しているので特別の注意が必要であろう。「路上生活者」をこれ以上日雇層から排出しないためにも、これらの仕事に従事している人々に対する対策はより強固にしていかなくてはならないし、また、その対象を現在の日雇手帳保持者層、または特定地域に限定せず、新規参入者も排除しない方向で、また、日雇労働者の概念も、建築土木産業に限定せず、サービス産業末端などで増加するだろう短期就労や派遣労働などへの対策も同時に実行しなければならない。

①現在行なわれている無料職業紹介事業、労働相談事業、業者指導、福利更生事業などを全都的に推進させ、

②また、職業安定所における雇用保険日雇労働被保険者手帳の交付と失業給付金の給付業務および紹介業務、技能講習業務などを従前通り推進させていくと同時に、

③東京都が独自に行なっている特別就労対策、

日雇吸收要綱などによる就労機会の提供を強化、拡大させ、とりわけ高齢者雇用対策をこれらの対策の中でも導入すべきであろう。

④また、手帳保持者以外の日雇労働者などに対する就労の明確化と苦情相談などのシステムを作りあげる必要もある。

⑤「路上生活者対策」との関連で言えば、手帳交付の際に必要な住民票提示義務を緩和させる必要があり、また、窓口での新規手帳交付の制限をやめさせることである。

⑥また労働基準監督行政も、違法手配、労働基準法違反の飯場経営などの違法行為に対する指導、取締りを強化させる必要がある。

住宅施策は前述したよう、公営の宿泊所など低家賃住宅の提供がなによりも必要となっており、ここに最大の力を注ぐ必要があるだろう。

その増設の手段は何も新築だけが手段ではない。民間の老朽木造簡易宿泊所や共同住宅などは不良住宅として建替えなどの指導がよくされるが、当座の社会資源としてこれらの施設などを買い上げまたは借り上げるなどの工夫もまた必要であり、また行政が所有している再開発地帯などで使用されていない住宅の活用も積極的に行なうべきであろう。また、民間アパートに入居した際の家賃補助などの制度的な検討も必要であろう。

低所得者向けの住宅施策は一般世帯とのバランスが重視されるが、そのバランスだけにこだわっていたら何も出来ない。「路上生活」ではない屋根の何らかの提供は極めて重要な施策である。

そのため、当座においては、

①公営宿泊所の入居基準を「路上生活者」に

対して緩和する

②公営宿泊所を増設する

③公営宿泊所から都営住宅への優先枠を増枠する

ことを重ねて提言しておきたい。

保健衛生施策は生活保護関連施策と密接に関連しており、生活保護行政との連携こそ第一にしなければならないだろう。

またその問題点に基づく要望については前章で細かく展開したので、ここでは基本的な観点のみに絞って提言していきたい。

「路上生活者」対策の中での保険衛生施策の基本は、「路上生活者」を医療機関につなげるという、治療を受ける手段へのアクセスの確保こそ問題とならなければならないし、とりわけ「路上死」を減少させることを目的化していくなければならない。このように極めて人道的な問題でもありかつ緊急性の高い重要な施策であるが故に、この分野に関しては従来型の発想を改め、ある意味では大胆に施策を前進させていく必要がある。

そのため、

①従来の受動型の姿勢を改め、福祉事務所、または医療従事者ボランティア組織などと連携を取りながら、結核診断、健康診断の機会を「路上」において極力増やす

②その実施においても「路上生活者」の集住している地点へ出向いての広報を徹底して行なう。ここにおいて「路上生活者」の社会組織などとの情報交換や連携も行なう。また、商店街、駅、公園、道路など「路上生活者」の居住地の

管理者に対しても 同様の情報提供の周知を依頼する。

③また、精神や酒害などの専門相談についても同様に、そのアクセス手段を広く広報していく。

ことが必要不可欠である。これらなどは特別な予算措置などいらず、通常の業務の拡大の枠で出来るのであるから、速やかに取りかかるべきであろう。

そして、救急医療体制に関しても、

①公立病院での受容体制を早急に整備拡大していく

②また医療機関や救急隊員などの関係職員の研修などの実施

③福祉事務所との連絡体制なども病院内で明確化、統一化を図る

といった必要最低限のことは速やかに実施されるべきである。

これら保健医療に関する施策は通年の施策ではあるが、とりわけ越冬期に集中させていく必要がある。

4-4 生活保護関連施策に関する提言

生活保護関連施策は、これら「路上生活者対策」の中でも「最後の砦」とすべき施策である。それ故、「路上生活者対策」体系がある程度完備されるであろう長期的、将来的展望においては現行の制限的運用は改められるべきである。

もちろん現在においても、それは正については可能な限り努力を払うべきであるが、当面は上記保健衛生施策と連携しながら、医療を求める「路上生活者」、および高齢者の中で、生活保護を希望する人々の申請を受理しての保護、また明らかに急迫状態にある人々の緊急保護に重点を置くべきであろう。

とりわけ現在において重要なのは医療福祉分野における青空通院問題の解決であり、医療を受けながらも体を悪化させるという悪循環は打破していかなければならない。

そのため

①治療療養を目的とする専門の保護施設を準更生施設的に通年開設させること

まずは提言したい。現在の越冬施設の一部（さくら寮）は実際にそのように活用されており、検査待ちでの療養であるとか、外傷の短期療養、急迫状態での療養など、現行運用でも法外施設をうまく利用しながら比較的弾力的な処置がなされている。すなわち、生活保護運用の中での本来の法外援護として使われている訳であり、それをそのまま通年的な専門施設にしていくことで、青空通院問題の全てとまではいかないが、可能な範囲での解決は図れると考える。肝心なことは、応急援護の二週間短期宿泊とは別枠に考えることであり、そうすることで本来の生活保護運用の中で効果的に利用できるという訳である。

また、現在更生施設増設計画は進行中であり、その回転率も含め従来よりは改善されてきたが、まだまだ施設不足という状態は続いている。その更生施設の計画的な増設を前提にしながら、居宅保護の推進は従来以上に前進させていく必

要がある。住宅施策とも合わせ、低家賃アパートの確保や借り上げなど、施設や簡易宿泊所の先の住居をより多く準備していかなければならぬだろう。これらは住宅施策との関連でであるが、

①簡易宿泊所の借り上げなどを従前以上に推進させること

②民間アパートなどへの入居の際の保証人制度を作ると同時に大家、不動産屋への理解を求めるこ

などをしていかなくてはならないだろう。

生活保護関連施策において、最大の困難となっているのが、多々指摘した対策の転倒と同時に、施設など保護する場所の不足の問題であり、現地點においては、そこを優先的に改善させていく必要があるだろう。もちろん、保護後の様々な指導上の問題やグループホームなどの手法的な問題も横たわっているが、その点については、当面のと言うよりも今後の課題とすべきではないかと考える。もちろん生活保護世帯が「路上生活者」を生み出す根拠とならないよう

①指導体制、とりわけ人的な体制を十分に考慮し、福祉職員とりわけ居宅指導係が過重労働とならないよう場合によっては増員すること

②制裁的な運用を改善すること

は最低限必要であり、その上で自己決定権を尊重した多様な選択肢を現行の生活保護関連施策の中で提供しなければならないだろう。

4-5 「不法占拠」対処に関する提言

「不法占拠」問題の対処は本質的に対策ではないが、付随する問題としてここであえて提言させてもらえば、

①その解消のために強制的な立ち退きなどの手段を取らないこと

が前提である。そして、その解消が公共的に強く求められている場合については、

②当事者の社会組織などと管理者との「話し合い」を前提に、管理者は当事者が納得できる移転先を提供し、自主的な退去を求めるこ

が必要があるだろう。場所的な移転が不可能なケースなど対策が必要な場合は、その対策は「路上生活者対策」に準じた当該地域への重点的な特別な施策となるべきである。

もちろん、「路上生活者対策」の推進こそ大前提であり、「苦情」のみで移転を求めるこ

4-6 課題的な提言

上記の提言は、対処療法的な部分においてのものであり、また主に都区行政が実施主体となるものに限って議論を展開している。今後、自治体レベルの対応ではなく国政レベルでの対応への発展が期待されるが、当座において自治体、とりわけ大都市は国が動き出すのを待つという

姿勢ではなく、独自の対策の推進をしながら、国からの財政支援、および法制度整備などを要請しつつ、将来的には「路上生活者」対策を全国化させていくことが必要となってくるだろう。

対処療法的な部分に提言が終始したのもまた、現在におけるこれら体制の未完成に規定されるからである。

国政レベルでの広い視野に立つならば、とりわけ社会の底辺で現在働いている人々の保護政策を社会福祉的な観点や社会政策的な観点からもう一度チェックし直す必要があるだろう。今後雇用の流動化などで既存の労働保護施策からは取りこぼされる人々の存在や、都市生活者が抱える新たな社会問題など、今後予想される新たな貧困への対処を（これこそ政治問題であるが）本格的に取り組まない限り「路上生活者」化の進行を防ぐ手立てはなくなる恐れもある。すなわち、「路上生活者対策」と同時にザルの底を塞ぐ修復作業を進行させていかなければならず、その検討に早急に取りかかる必要があるだろう。

それと同時に従来型の社会福祉の方法が果たして今日的に適合しているのか否かという論議もまた必要になってくるであろう。既に指摘してきたよう、不足分を補うだけの方法論では、福祉が貧困者の受動的な姿態を作りあげるだけで、そこからはい上がる気力すら奪いかねない。権利義務関係としての福祉の在り方というのもっと議論が必要ではないかと考える。

いずれにせよ、「路上生活者対策」は緊急性を要する課題でもあり、可能な限りにおいて現在出来得る事は早急に取りかからなければならないだろう。すなわち、全体のビジョンを鮮明にし、また対策姿勢も明確化しながら、短期的な課題、中長期的な課題を順を追いながら克服

していくことこそ求められている。この努力を怠ることは現在「路上生活者」水準までに転落寸前の人々をも無闇に「路上生活者」に落とし込めるだけのみならず、「路上生活者」を固定化させ、その状態を更に悪化させるだけの結果しか待っていないからである。

このような明確なビジョンをもった対策の前進姿勢こそ「路上生活者」に対する社会的な異端視を解消させる前提であろう。

おわりに

近年の「路上生活者」をめぐる議論でよく言われることの中に、民間活用路線、ボランティア活用論ということがある。これは常にボランティアサイドから主張される論点であり、行政も最近はまたそのようなことを冠をつけたよう言い始めた。私たちはこの報告書の中で、そのような流行の主張には力点を置かなかつたし、それらの主張は必要最低限のレベルでしか言わなかつた。すなわち問題の根っこは決してそこにある訳ではないからである。それは方法論であり、ある意味では瑣末な議論であり、ボランティアが加わったからといって行政の柔軟性が保障される訳でもなんでもないからである。

私たちは行政に対しては、民間に頼るのではなくしっかりとビジョンをもって確固たる施策を進めてもらいたいと願っている。問題の客観的な分析と判断、そして当事者の困窮の把握、そして、その上で、その要望に答える社会的な力の発揮が可能なシステムを作ることこそ問われているのであり、行政の視線は右往左往せずにそこに集中すべきである。逆に民間団体は、民間の力で出来る可能な限りのことをするべきであり、行政におべっかを使う必要もなければ、行政から財政支援を受ける必要もない。行政をチェックする機能こそ民間には必要だし、行政施策に対し様々な議論を吹っかけて行くことこそ必要である。それぞれの独自の力の努力の発揮の先に眞のパートナーシップというのは生まれるのであり、依存の関係からはそのようなものは生れようはずがない。まずは、それを認め合うことである。そこから議論が始まり、接点も生まれる。ただ、それだけであろう。

私たちはだからこそ、「路上生活者」の社会組織を作ることに全力をあげている。そして、そこで可能なことは行政の力を借りず自力で行なうことを目指している。パトロール（夜回り）であったり、適切な情報伝達であったり、炊き出しであったり、医療、労働相談であったり、福祉事務所の監視行動であったり、「路上生活者」対策をめぐる行政との交渉であったり要請行動であったりと、私たちは常に「路上生活者」と共に行動をし、「路上生活者」の生きる力を発揮していきたいと考えている。その中にはその「声」を社会に発し、理解を求める作業も含まれる。社会的な理解というのは、観念的なものでなく、これら実際の動向の中から生れ得るものであると考えるからである。

私たちの行政との関係はそのような考え方方が基本となっている。

かつて、私たちは強制排除をめぐり東京都行政との熾烈な闘争をたたかって来た（その一部は未だ裁判闘争で継続されている）。が、もちろんその対立構造は固定化されたものではなかった。より良き社会的な解決を目指すという一致点が双方から生じていく中で、現在行政とは比較的対等に対話できる関係が続いている。もちろん私たちは対立が必要がないと言っている訳ではない。その対立がより議論を醸し出して行く対立なら、すなわち発展性のある、不毛な対立でない限りにおいては必要な場合もある。すなわち、

私たちはただ単に対立を煽るという姿勢ではなく、ただ単に融和を唱えるという姿勢でもなく、施策実施者との緊張した関係を維持していくことこそ、施策の前進に有意義だと感じているだけである。

私たちのこの立場はなかなか理解がされない点であるが、私たちはここに、他のボランティア団体とは一線を画す大きな確信を持っている。

この提言がそのように読まれることを期待したい。もちろん、これは議論の素材であり、ここから様々な議論が発せられることもまた期待していきたい。

しかし、最も肝心なことは、行政がどう考えているか、支援・当事者団体がどう考えているかの把握ではなく、また、「路上生活者」をどう援護するかという方法論でもなく、この報告書を読んだあなたがこの問題を率直にどう感じ、率直にどう行動するかである。私たち一人ひとりが暮らす、この社会の力を結集することなしに、この問題の解決はありえないのだから。

(了)

1999年5月

新宿連絡会（新宿野宿労働者の生活・就労保障を求める連絡会議）

*私たちは多くの方々との議論を大いに行なっていきたいと思います。本「提言」へのご意見、ご批判をぜひお寄せください。郵便、FAX、Eメールのいずれかでお願いいたします。連絡先は巻末に掲載しています。

あなたの協力を求めています

「路上生活者」をめぐる諸問題は、私たちの住む社会の在り方を問う大きな問題として今、クローズアップされています。なんらかの理由により路上で住まわざるを得ない人々を多く抱えながら、都市は無制限に膨脹し続けています。「人の痛みを分かちあう」とはよく使われる言葉です。が、私たちの社会の現実はそこからはるか遠く離れ、他人の不幸は自業自得と言わんばかりの風潮が渦巻いています。

人々の貧しさや、不幸は、社会の鏡であります。しかし、貧しい人々に対し、同じ人間として対等な視線を社会が交わさない限り、その鏡の意味は判明しないだろうと私たちは考えています。「路上生活者」に対し、私たちが何を出来るのかは、結論のない試行錯誤の繰り返しであるでしょう。けれども、同じ視線を交わす努力を怠っている限り、不幸な人々は量産されて行きます。

「路上生活者」に対して何が出来るのかではなく、どう思うのか、どう考えるのかという点からでも、是非始めていただきたいと思います。私たちは、そんな人々との接点を作りあげていきたいと考えています。私たちはこの問題を考えるあらゆる人々の協力を求めていきます。

新宿連絡会とは？

新宿連絡会（新宿野宿労働者の生活・就労保障を求める連絡会議）は、新宿駅周辺などで「路上生活者」の支援活動を行なっていた支援団体、生活向上をもとめて奮闘していた当事者団体など三団体や諸個人が合流し、1994年8月、「路上生活者」の権利獲得を目的として結成された任意団体です。

共同炊事（炊き出し）、パトロール（夜回り）、医療相談会、福祉行動、労働相談、越年、越冬の取り組み、夏まつり、など日常的な支援活動を当事者、支援者が合同で行なうと共に、強制排除との激しい攻防、都区行政に対する要望行動など、「路上生活者」の大衆行動を多数展開しています。

《これまでの主な対行政行動》

- 94年9月～11月 新宿区総合要求行動
- 95年2月～4月 越冬施設での仲間の死に対する抗議都庁行動（4名弾圧）
- 95年8月～12月 強制排除阻止「動く歩道」建設反対キャンペーン行動
- 96年1月 強制排除阻止現場攻防（8名弾圧）
- 97年3月～5月 退去勧告阻止行動（3名弾圧）
- 97年6月～10月 排除一収容計画反対行動
- 97年10月～12月 自立支援暫定事業改善要求行動
- 98年2月 被災に伴う暫定センター設置要求行動
- 98年4月～12月 自立支援センター本格実施開設要求運動（第一期）
- 99年3月～ 自立支援センター本格実施開設要求運動（第二期）

昨年5月、「路上生活者」の社会組織形成に向けて、全都実（全都野宿労働者統一行動実行委員会）を結成させました。現在、上野公園、隅田川、山谷、東京駅周辺、銀座駅周辺、日比谷公園、渋谷駅周辺、代々木公園、中央公園、新宿駅周辺、高田馬場駅周辺、戸山公園、池袋駅周辺をパトロールで網羅、各地の支援者、当事者と共に全都行動＝自立支援センター本格実施開設要求運動（第二期）を展開中です。

新宿連絡会の主な日常活動

どなたでも、お気軽にご参加下さい。

共同炊事 曜日：毎週日曜、
集合：新宿区立中央公園ポケットパーク（北東門）
雨天の場合は都庁第一庁舎下
時間：PM 6時から7時半すぎまで

医療相談会 曜日：毎月第2日曜日、
集合：共同炊事と同じ
時間：PM 7時から9時まで

パトロール（夜回り）
新宿地区 曜日：毎週日曜
集合：共同炊事と同じ
時間：PM 7時半より11時まで

馬場地区 曜日：毎週水曜
集合：JR新宿駅西口地下「新宿の目」（スバルビル地下）
時間：PM 6時より8時まで

池袋地区 曜日：毎週水曜
集合：東武東上線池袋駅南口（メトロポリタン1階）前
時間：PM 8時半より11時まで

福祉行動 曜日：毎週月曜
集合：新宿区役所2階福祉事務所
時間：AM 9時より

その他、共同炊事時のビデオ上映などの娯楽活動、毎年8月の夏祭り、越年期の連日共同炊事など越年・越冬闘争、生活保護受給者交流会、調査・宣伝活動、などを行なっています。日程など詳しいことは連絡会までお問い合わせ下さい。

カンパと通信購読会員登録のお願い

新宿連絡会の運営費は、通信購読会員の方々の会費やカンパ等でまかなわれています。会計報告は会報（隔月）にて報告しています。

現金カンパをいただける方は、下記の郵便振替口座にお振り込みください。会報「新宿連絡会NEWS」をお送りします。カンパ金は毎週150キロを消費する米代を中心に使わせていただいているです。

また、通信購読会員（年会費一口5000円）として登録していただいた方には、会報「新宿連絡会NEWS」と路上総合文芸誌「露宿」などの通信物を隔月発送させていただきます。郵便振替用紙に「通信購読会員申し込み」と明記の上、下記口座に一口5000円をお振り込みください。

郵便振替口座：00170-1-723682 口座名：「新宿連絡会」

お米、野菜、食料品や衣類、毛布、医薬品などの現物物資は下記連絡先、山谷労働者福祉会館気付け新宿連絡会宛てにご送付ください。

皆様のあたたかいご支援とご協力をお願いいたします。新宿連絡会の活動に関するお問い合わせ、ご意見等は下記連絡先にお願いいたします。

新宿連絡会（新宿野宿労働者の生活・就労保障を求める連絡会議）

☎111-0021 東京都台東区日本堤1-25-11 山谷労働者福祉会館気付け
TEL 03-3876-7073/090-3818-3450 FAX 03-3876-1869
<http://www.jca.apc.org/nojukusha/shinjuku/>
E-mail inaba@jca.apc.org

★新宿連絡会の活動を知る本★

各出版元にお問い合わせください。

「新宿HOMELESS 1995年新宿野宿労働者の現状と運動の記録」

1995年5月26日 新宿連絡会発行 500円

「終止符からの出発」見津 肇 著

1995年12月24日 インパクト出版会（☎03-3818-7576）発行 2000円

「新宿ダンボール村闇いの記録」 新宿連絡会編

1997年8月25日 現代企画室（☎03-3293-9539）発行 2800円

「新宿ダンボールハウスの人々」稻葉 剛著

1997年12月20日 ピースネット企画（☎03-3813-6490）発行 800円

「新宿ダンボール村通信」1号から14号

1996年11月～1999年4月 新宿連絡会発行 各300円

「新宿連絡会NEWS」vol.1～隔月刊行中 新宿連絡会発行 各50円

近刊 路上総合文芸誌「露宿」 1999年6月より隔月刊行予定（新宿連絡会発行） 400円

発行：新宿連絡会

(新宿野宿労働者の生活・就労保障を求める連絡会議)

☎111-0021 東京都台東区日本堤1-25-11 山谷労働者福祉会館 気付け

TEL 03-3876-7073/090-3818-3450 FAX 03-3876-1869

定価：800円